

現場説明事項

工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3

担当部署 総務部 営繕課

「説明事項」

1. 工事目的

本工事は、空調設備の経年劣化に伴い改修工事を行う。

2. 工事概要

特記仕様書、設計図書による。

3. 工事範囲

本工事の目的上必要と思われる、仮設材、安全措置（ガードフェンス・バリケード等）も本工事に含む。

4. 特記事項

- 1) 契約後速やかに、設計図製本3部（見開きA3版）を提出すること。
- 2) 関係各署への申請や届出は、提出期限を厳守すること。
- 3) 仮設については、学校・学校関係者に十分配慮し安全を確保すること。
- 4) 工事中の騒音・振動等の防止に努めると共に指定場所以外に車両等を駐車しないこと。
- 5) 工事搬入口付近の道路について清掃等を行うこと。
- 6) 各学校の学校環境を考え、安全面などを十分に考慮し工事を進行すること。また、児童及び生徒の授業等に支障となる騒音、振動、異臭等が伴う工事は、原則、学校休業日に行うこと。
- 7) 現場施工期間は下記①・②の通りとする。
 - ①富士見特別支援学校
令和4年7月21日から令和4年8月20日までとする。ただし、学校運営に支障が出る作業は原則サマーフレッシュ期間（令和4年8月11日から令和4年8月16日まで）に行うものとする。
 - ②諏訪小学校
令和4年7月21日から令和4年8月20日までとする。
※調査（内部・外部共）及び学校運営に支障がない工事については学校と協議の上、上記施工期間以外においても施工可能とする。
- 8) ホルムアルデヒド等の有害化学物質の発生材は、MSDS（化学物質安全データシート）を確認した上で監督員に提出し、厚生労働省及び文部科学省の室内濃度指針値以下に抑えること。
- 9) 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用について、重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を監督員に提出すること。
100kg未満の機器については、監督員の指示による。

- 1 0) 竣工図の原図は、監督員と協議の上、CAD データから作成すること。
- 1 1) 提出書類については、富士見市様式にて遅滞無く提出すること。

参考資料

設 計 仕 様 書

工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3

工事場所 富士見市 大字鶴馬 地内 外1施設

積算書は、本工事の積算をする際の参考として提示するものです。入札の際には、設計図書に従い積算をして下さい。なお、参考積算書への質問に関しましては回答できませんのでご了承願います。

令和4年2月18日付国土交通省公表の労務単価適用

工事名称		市立学校職員室等空調設備更新工事 その3						
請負工事費								
工事概要		空調機の更新 空調配管の更新 上記に伴う電気設備工事及び建築工事						
総括表								
				諏訪小学校	富士見特別支援学校	その3合計		上段 設計変更 下段 原設計
名称		数量	単位	金額	金額	金額	金額	備考
直接工事費								
機械設備工事		1	式					
計		1	式					
共通仮設費		1	式					
純工事費								
現場経費		1	式					
工事原価								
一般管理費		1	式					
工事価格								スクラップ控除前 スクラップ控除
改め								
消費税相当額		1	式					10%
請負工事費								

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事共通仮設費						
準備費	予備調査、敷地整理、その他に要する費用	1.0	式			
仮設建物費	倉庫、下小屋、作業員施設等の費用	1.0	式			
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	1.0	式			
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置隣接物の養生等に要する費用	1.0	式			
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備とその料金に要する費用	支給				(共通仮設費率)+ (積上げ)
屋外整理清掃費	屋外跡片付け、屋外発生材の処分等の整理清掃に要する費用	1.0	式			
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	1.0	式			
その他	材料試験等に要する費用	1.0	式			
計						

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3					
	[諏訪小学校] 機械設備工事	1	式			
	建築工事	1	式			
	電気設備工事	1	式			
	直接工事費	1	式			

(総括 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	共通仮設工事 積上分												
	ガードフェンス	H=1.8m柱脚固定具共	運搬共	6.0		m							建築代価-1
	交通誘導員B			1.0		人							
	計												

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	冷暖房設備工事		1.0	式			
2	自動制御設備工事		1.0	式			
3	撤去工事		1.0	式			
4	産業廃棄物処分		1.0	式			
	計						

(M - 1 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	冷暖房設備工事												
1-1	冷暖房機器設備			1.0		式							
1-2	冷暖房配管設備			1.0		式							
	小計												

(M - 2 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1-1	冷暖房機器設備												
	EHP-1 空冷ヒートポンプマルチエコアン室外機	冷/暖:45.0k/50.0kW(P450)		1.0		台							
	EHP-1-1 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:7.1k/8.0kW(P71)		2.0		台							
	EHP-1-2 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:5.6k/6.3kW(P56)		2.0		台							
	EHP-1-3 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:5.6k/6.3kW(P56)		1.0		台							
	EHP-1-4 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:5.6k/6.3kW(P56)		1.0		台							
	EHP-1-5 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:9.0k/10.0kW(P90)		1.0		台							
	搬入据付費	揚重機含む		1.0		式							機械別紙-1
	小計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1-2	冷暖房配管設備												
	[冷媒]												
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		28.58 φ		12.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		25.4 φ		17.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		22.22 φ		8.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		19.05 φ		5.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		15.88 φ		26.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	ガス管(厚20mm)											
		12.7 φ		26.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	液管(厚10mm)											
		12.7 φ		29.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	液管(厚8mm)											
		9.52 φ		38.0		m							
	断熱材被覆銅管(冷媒用)	液管(厚8mm)											
		6.35 φ		26.0		m							

(M - 4 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ガルバラッキング		1.0	式			機械別紙-2
[ドレン]						
保温機能付空調用ドレン管	屋内一般					
	40A	1.0	m			
保温機能付空調用ドレン管	屋内一般					
	30A	14.0	m			
保温機能付空調用ドレン管	屋内一般					
	25A	19.0	m			
硬質塩化ビニル管	屋外架空					
	40A	2.0	m			
硬質塩化ビニル管	屋外架空					
	30A	2.0	m			
硬質塩化ビニル管	屋外架空					
	25A	7.0	m			
ドレントラップ						
	40A	1.0	個			
ドレントラップ						
	30A	1.0	個			
ドレントラップ						
	25A	1.0	個			

(M - 5 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	はつり補修			1.0			式						機械別紙-3
	アルミパネル貫通			1.0			式						機械別紙-4
	小計												

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	自動制御設備工事						
	エアコンリモコン		6.0	個			
	一種金属線ぴ付属品	MMB スイッチボックス2個用	6.0	個			
	一種金属線ぴ付属品	MMB コーナーボックス	6.0	個			
	一種金属線ぴ付属品	MMB ブッシング	6.0	個			
	アウトレットボックス	中四角 浅形	6.0	個			
	一種金属線ぴ	MMB	9.0	m			
	EM-CEE-Sケーブル	1.25mm-2C コロガシ	131.0	m			
	小計						

(M - 7 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
3	撤去工事												
	機器類撤去			1.0		式						機械別紙-5	
	配管類撤去	保温含む		1.0		式						機械別紙-6	
	搬出費	揚重機含む		1.0		式						機械別紙-7	
	混合廃棄物収集運搬	コンテナ2t 25km		2.0		台							
	小計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
4	産業廃棄物処分												
	混合廃棄物処分			4.2		m3							
	冷媒フロン回収破壊	35.5kw		1.0		式							
	小計												

(M - 9 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-1	冷暖房設備工事					
	搬入据付費					
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 防振					
	45.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 カセット					
	9.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 カセット					
	7.1kw	2.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 カセット					
	5.6kw	4.0	台			
搬入費	揚重機含む					
	200kg/m3以下	0.3	t			
計						
改め						

(M別紙 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-2	冷暖房設備工事					
	ガルバラッキング					
断熱材被覆銅管保温外装		10.0	m			
計						
改め						

(M別紙 - 2 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-3	冷暖房設備工事					
	はつり補修					
機械はつり補修	150w-100φ	8.0	箇所			
	150w-75φ	1.0	箇所			
計						
改め						

(M別紙 - 3 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-4	冷暖房設備工事					
	アルミパネル貫通					
機械はつり補修	揚重機含む					
	150w-75φ	2.0	箇所			
計						
改め						

(M別紙 - 4 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	撤去工事					
機械別紙-5	機器類撤去					
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室外機 床置 防振 35.5kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 9.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 7.1kw	2.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 5.6kw	4.0	台			
エアコンリモコン撤去		6.0	個			
計						
改め						

(M別紙 - 5 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-6	撤去工事					
	配管類撤去					
冷媒管撤去	ガス管 15.88 φ	48.0	m			
	ガス管 19.05 φ	5.0	m			
冷媒管撤去	ガス管 25.4 φ	10.0	m			
	ガス管 31.8 φ	32.0	m			
冷媒管撤去	液管 9.52 φ	53.0	m			
	液管 12.7 φ	10.0	m			
冷媒管撤去	液管 15.88 φ	32.0	m			
	20A	48.0	m			
冷媒管保温撤去	20A	5.0	m			
	32A	10.0	m			

(M別紙 - 6 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
冷媒管保温撤去	32A	32.0	m			
冷媒管保温撤去	15A	53.0	m			
冷媒管保温撤去	15A	10.0	m			
冷媒管保温撤去	20A	32.0	m			
CVVSケーブル撤去	1.25-2C コロガン	127.0	m			
ドレン 塩化ビニル管撤去	屋内一般 40A	2.0	m			
ドレン 塩化ビニル管撤去	屋内一般 30A	5.0	m			
ドレン 塩化ビニル管撤去	屋内一般 25A	35.0	m			
ドレン 塩化ビニル管撤去	屋外架空 40A	2.0	m			
ドレン 塩化ビニル管撤去	屋外架空 25A	9.0	m			
ドレン管保温撤去	ガラスウール 40A	2.0	m			

(M別紙 - 7 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	ドレン管保温撤去	グラスウール 30A		5.0		m							
	ドレン管保温撤去	グラスウール 25A		35.0		m							
	計												
	改め												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
			撤去工事										
	機械別紙-7		搬出費										
			揚重機含む										
	搬出費		200kg/m3以下	0.4		t							
	計												
	改め												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	直接仮設工事			1.0		式							
2	内装改修工事			1.0		式							
3	撤去工事			1.0		式							
4	処分費			1.0		式							
	計												

(A - 1 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	直接仮設工事												
	枠組本足場(手すり先行方式)	建枠900幅	運搬共	35.7		m2							建築代価-2
	養生シート		運搬共	35.7		m2							建築代価-3
	安全手すり		運搬共	3.4		m							建築代価-4
	小幡ネット		運搬共	20.4		m							建築代価-5
	養生(内部改修)		複合改修	363.0		m2							
	整理清掃後片付け(内部改修)		複合改修	363.0		m2							
	内部仕上足場(改修)		脚立足場 一般	161.0		m2							
	小計												

(A - 2 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
2	内装改修工事												
	天井 化粧石膏ボード	9.5t		18.4		m2							
	天井 石膏ボード	9.5t 目透かし		42.0		m2							
	天井 石膏ボード	9.5t 突きつけ		16.0		m2							
	天井クロス張り			101.0		m2							建築代価-6
	天井点検口			1.0		個							
	EP塗	工程B種(見上) 素地B種		42.0		m2							
	アルミパネル改修工事			1.0		式							
	小計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	撤去工事						
	天井ボード撤去	1枚張り	60.4	m2			
	天井クロス撤去		101.0	m2			
	発生材収集運搬	コンテナ2t 25km	1.0	台			
	小計						

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	処分費						
	発生材処分	解体系産業廃棄物 石膏ボード	0.5	m3			
	小計						

(A - 5 -) (—————)

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-1 ガードフェンス						
	H=1.8m柱脚固定具共 運搬共	1.0	m			
H=1.8m柱脚固定具共						
	掛け払い手間	1.0	m			
	供用1日賃料 修理費含む	30.0	日			
	供用1日賃料 修理費含む	1.0	m			
仮設材運搬費						
	ガードフェンス	1.0	m			
計						
改め						

(A代価 - 1 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-2						
枠組本足場(手すり先行方式)	建枠900幅 運搬共	1.0	m2			
掛け払い手間	12m未満	1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む	12m未満	30.0	日			
基本料 修理費含む	12m未満	1.0	m2			
仮設材運搬	建枠幅900	1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 2 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-3						
養生シート	運搬共	1.0	m2			
掛け払い手間		1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む		30.0	日			
基本料 修理費含む		1.0	m2			
仮設材運搬		1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 3 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-4						
安全手すり	運搬共	1.0	m			
掛け払い手間		1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む		30.0	日			
基本料 修理費含む		1.0	m2			
仮設材運搬	安全手すり	1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 4 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-5 小幅ネット						
	運搬共	1.0	m			
掛払い手間						
		1.0	m			
日額賃料						
		30.0	日			
基本料						
		1.0	m			
運搬						
		1.0	m			
計						
改め						

(A代価 - 5 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-6 天井クロス張り						
		1.0	m2			
天井クロス						
		1.0	m2			
天井クロス張り	ポर्ट面					
		1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 6 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	空調電源設備工事												
	EM-CETケーブル	22mm2	管内	4.0		m							
	EM-IE電線	5.5mm2	管内	4.0		m							
	厚鋼電線管	G42	露出塗装	3.0		m							
	金属製可とう電線管	50mm2	被覆防水	1.0		m							
	電動機結線費		直入始動	1.0		台							
	配線用漏電遮断器 新設		3P100AF/75AT	1.0		個							
	室内機電源 取外し再取付			7.0		箇所							
	36W4灯用 取外し再取付		露出	6.0		個							
	40W1灯用 取外し再取付		露出	6.0		個							
	40W3灯用 取外し再取付		露出	26.0		個							

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
スピーカー 取外し再取付	天井埋込型	2.0	個			
スポット型感知器 取外し再取付	差動式	9.0	個			
撤去工事		1.0	式			電気別紙-5
計						

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
2	発生材運搬費												
	有価物収集運搬			1.0			式						電気別紙-1
	混合廃棄物収集運搬			1.0			式						電気別紙-3
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
3	発生材処分費												
	有価物売却費			1.0			式						電気別紙-2
	混合廃棄物処分費			1.0			式						電気別紙-4
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
電気別紙-1						
有価物収集運搬費						
有価物収集運搬費	コンテナ2t 25km	1.0	回			
計						
改め						

(E別紙 - 1 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	電気別紙-2												
	有価物売却費												
	鉄屑	H2		0.012		t							
	銅屑	1号銅線		7.18		kg							
	ナゲット処理			9.38		kg							
	計												
	改め												

(E別紙 - 2 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
電気別紙-3						
混合廃棄物収集運搬						
混合廃棄物収集運搬	コンテナ2t 25km	1.0	回			
計						
改め						

(E別紙 - 3 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気別紙-4						
混合廃棄物処分費						
混合廃棄物処分費	解体系混合廃棄物 石膏ボード除く	0.1	m ³			
計						
改め						

(E別紙 - 4 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	電気別紙-5												
	撤去工事												
	600V CVTケーブル 撤去	60mm2	管内	4.0		m							
	IE電線 撤去	14mm2	管内	4.0		m							
	厚鋼電線管 撤去	GLT54		3.0		m							
	金属製可とう電線管 撤去	63mm2	被覆防水	1.0		m							
	配線用漏電遮断器 撤去	3P100AF/100AT		1.0		個							
	計												
	改め												

(E別紙 - 5 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3					
	[富士見特別支援学校] 機械設備工事	1	式			
	建築工事	1	式			
	電気設備工事	1	式			
	直接工事費	1	式			

(総括 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設工事 積上分						
ガードフェンス	H=1.8m柱脚固定具共 運搬共	24.1	m			建築代価-1
交通誘導員B		1.0	人			
アスベスト粉塵濃度測定	施工中4方向各1か所	1.0	式			
計						

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	冷暖房設備工事		1.0	式			
2	自動制御設備工事		1.0	式			
3	撤去工事		1.0	式			
4	産業廃棄物処分		1.0	式			
	計						

(M - 1 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	冷暖房設備工事												
1-1	冷暖房機器設備			1.0		式							
1-2	冷暖房配管設備			1.0		式							
	小計												

(M - 2 -) ()

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-1	冷暖房機器設備					
	EHP-1 空冷ヒートポンプマルチエコアン室外機	冷/暖:10.0/11.2kW(P112) 床置	1.0	台		
	EHP-1-1 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:4.5/5.0kW(P71) 1方向カセット	1.0	台		
	EHP-1-2 空冷ヒートポンプマルチエコアン室内機	冷/暖:4.5/5.0kW(P71) 4方向カセット	1.0	台		
	AC-1 空冷ヒートポンプエコアン	冷/暖:5.0/5.6kW(P56) 天井カセット形2方向	1.0	組		
	AC-2 空冷ヒートポンプエコアン	冷/暖:10.0/11.2kW(P112) 天吊	1.0	組		
	AC-3 空冷ヒートポンプエコアン	冷/暖:10.0/11.2kW(P112) 天吊	2.0	組		
	AC-4 空冷ヒートポンプエコアン	冷/暖:7.1/8.0kW(P80) 壁掛形	1.0	組		
	AC-5 空冷ヒートポンプエコアン	冷/暖:10.0/11.2kW(P112) 天吊	1.0	組		
	SAC-1 空冷ヒートポンプツインエコアン	冷/暖:10.0/11.2kW(P112) 天井カセット形4方向	1.0	組		
	据付費		1.0	式		機械別紙-1

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1-2	冷暖房配管設備					
	[冷媒]					
	断熱材被覆銅管(冷媒用)					
	ガス管(厚20mm)					
	19.05 φ	27.0	m			
	断熱材被覆銅管(冷媒用)					
	ガス管(厚20mm)					
	15.88 φ	39.0	m			
	断熱材被覆銅管(冷媒用)					
	ガス管(厚20mm)					
	12.7 φ	30.0	m			
	断熱材被覆銅管(冷媒用)					
	液管(厚8mm)					
	9.52 φ	66.0	m			
	断熱材被覆銅管(冷媒用)					
	液管(厚8mm)					
	6.35 φ	30.0	m			
	ガルバラッキング・化粧カバー					
		1.0	式			機械別紙-2
	[ドレン]					
	保温機能付空調用ドレン管					
	屋内一般					
	30A	9.0	m			
	保温機能付空調用ドレン管					
	屋内一般					
	25A	24.0	m			

(M - 5 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
硬質塩化ビニル管	屋外架空					
	30A	12.0	m			
硬質塩化ビニル管	屋外架空					
	25A	14.0	m			
ドレントラップ						
	30A	2.0	個			
ドレントラップ						
	25A	5.0	個			
はつり補修		1.0	式			機械別紙-3
コンクリートブロック基礎		2.0	組			
アルミパネル貫通		1.0	式			機械別紙-4
小計						

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	自動制御設備工事					
	エアコンリモコン据付	8.0	個			
	一種金属線ぴ付属品	8.0	個			MMB スイッチボックス2個用
	一種金属線ぴ付属品	8.0	個			MMB コーナーボックス
	一種金属線ぴ付属品	8.0	個			MMB ブッシング
	アウトレットボックス	10.0	個			中四角 浅形
	一種金属線ぴ	11.0	m			MMB
	EM-CEE-Sケーブル	145.0	m			1.25mm-2C コロガシ
	EM-EEFケーブル	96.0	m			2.0mm-3C コロガシ
	小計					

(M - 7 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
3	撤去工事												
	機器類撤去			1.0		式						機械別紙-5	
	配管類撤去	保温含む		1.0		式						機械別紙-6	
	混合廃棄物収集運搬	コンテナ2t 25km		1.0		台							
	アスベスト含有塗材撤去	200x200		7.0		箇所							
	アスベスト含有塗材撤去	150x150		7.0		箇所							
	アスベスト建材収集運搬	コンテナ2t 25km		1.0		台							
	小計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
4	産業廃棄物処分												
	混合廃棄物処分			4.9		m3							
	冷媒フロン回収破壊	10.0kw		5.0		式							
	冷媒フロン回収破壊	5.0kw		1.0		式							
	冷媒フロン回収破壊	7.1kw		1.0		式							
	アスベスト含有建材処分	管理型		0.1		m3							
	小計												

(M - 9 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	冷暖房設備工事					
機械別紙-1	据付費					
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 10.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 防振 10.0kw	3.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 10.0kw	2.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 5.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 カセット 4.5kw	2.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 天吊 10.0kw	4.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 カセット 5.0kw	3.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室外機 床置 7.1kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 据付	室内機 壁掛 7.1kw	1.0	台			

(M別紙 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-3	冷暖房設備工事					
	はつり補修					
機械はつり補修	150w-100φ	7.0	箇所			
	150w-75φ	7.0	箇所			
計						
改め						

(M別紙 - 4 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-4	冷暖房設備工事					
	アルミパネル貫通					
機械はつり補修						
	150w-75φ	2.0	箇所			
計						
改め						

(M別紙 - 5 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設 計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	撤去工事					
機械別紙-5	機器類撤去					
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室外機 床置 10.0kw	6.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室外機 床置 5.0kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室外機 床置 7.1kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 3.6kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 6.2kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 10.0kw	4.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 壁掛 7.1kw	1.0	台			
空気熱源パッケージ 圧縮機屋外形 撤去	室内機 カセット 5.0kw	3.0	台			
エアコンリモコン撤去		8.0	個			

(M別紙 - 6 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械別紙-6	撤去工事					
	配管類撤去					
冷媒管撤去	ガス管 12.7φ	10.0	m			
	ガス管 15.88φ	41.0	m			
冷媒管撤去	ガス管 19.05φ	45.0	m			
	液管 6.35φ	10.0	m			
冷媒管撤去	液管 9.52φ	86.0	m			
	15A	10.0	m			
冷媒管保温撤去	20A	41.0	m			
	20A	45.0	m			
冷媒管保温撤去	15A	10.0	m			
	15A	86.0	m			

(M別紙 - 8 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	CVVSケーブル撤去		1.25-2C コロガン	141.0		m							
	ドレン 塩化ビニル管撤去		屋内一般 30A	9.0		m							
	ドレン 塩化ビニル管撤去		屋内一般 25A	24.0		m							
	ドレン 塩化ビニル管撤去		屋外架空 30A	12.0		m							
	ドレン 塩化ビニル管撤去		屋外架空 25A	14.0		m							
	ドレン管保温撤去		グラスウール 30A	9.0		m							
	ドレン管保温撤去		グラスウール 25A	24.0		m							
	計												
	改め												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	直接仮設工事			1.0		式							
2	内装改修工事			1.0		式							
3	撤去工事			1.0		式							
4	処分費			1.0		式							
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	直接仮設工事												
	枠組本足場(手すり先行方式)	建枠900幅	運搬共	107.0		m2							建築代価-2
	養生シート	運搬共		107.0		m2							建築代価-3
	安全手すり	運搬共		15.3		m							建築代価-4
	小幡ネット	運搬共		61.2		m							建築代価-5
	養生(内部改修)	複合改修		156.0		m2							
	整理清掃後片付け(内部改修)	複合改修		156.0		m2							
	内部仕上足場(改修)	脚立足場	一般	15.9		m2							
	小計												

(A - 2 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
2	内装改修工事												
	天井 化粧石膏ボード	9.5t		5.1		m2							
	ロックウール吸音板+石膏ボード	12.0t+9.5t		8.4		m2							
	天井 石膏ボード	9.5t 突きつけ		2.4		m2							
	天井点検口			3.0		個							
	EP塗	工程B種(見上) 素地B種		2.4		m2							
	小計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	撤去工事						
	天井ボード撤去	1枚張り	7.5	m2			
	天井ボード撤去	2枚張り	8.4	m2			
	発生材収集運搬	コンテナ2t 25km	1.0	台			
	小計						

(A - 4 -) (—————)

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	処分費						
	発生材処分	解体系産業廃棄物 石膏ボード	0.3	m3			
	小計						

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-1 ガードフェンス						
	H=1.8m柱脚固定具共 運搬共	1.0	m			
H=1.8m柱脚固定具共						
	掛け払い手間	1.0	m			
	供用1日賃料 修理費含む	30.0	日			
	供用1日賃料 修理費含む	1.0	m			
仮設材運搬費						
	ガードフェンス	1.0	m			
計						
改め						

(A代価 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-2						
枠組本足場(手すり先行方式)	建枠900幅 運搬共	1.0	m2			
掛け払い手間	12m未満	1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む	12m未満	30.0	日			
基本料 修理費含む	12m未満	1.0	m2			
仮設材運搬	建枠幅900	1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 2 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-3						
養生シート	運搬共	1.0	m2			
掛け払い手間		1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む		30.0	日			
基本料 修理費含む		1.0	m2			
仮設材運搬		1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 3 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-4						
安全手すり	運搬共	1.0	m			
掛け払い手間		1.0	m2			
供用1日賃料 修理費含む		30.0	日			
基本料 修理費含む		1.0	m2			
仮設材運搬	安全手すり	1.0	m2			
計						
改め						

(A代価 - 4 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
建築代価-5 小幅ネット						
	運搬共	1.0	m			
掛払い手間						
		1.0	m			
日額賃料						
		30.0	日			
基本料						
		1.0	m			
運搬						
		1.0	m			
計						
改め						

(A代価 - 5 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
I	電気設備工事												
1	空調電源設備工事			1.0			式						
2	廃棄物運搬			1.0			式						
3	発生材処分費			1.0			式						
	計												

(E - 1 -) ()

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
1	空調電源設備工事												
	EM-CEケーブル	3.5mm2-3C	管内	5.0		m							
	EM-CEケーブル	5.5mm2-3C	管内	52.0		m							
	EM-IE電線	2.0mm2	管内	60.0		m							
	EM-IE電線	5.5mm2	管内	17.0		m							
	厚鋼電線管	G22	露出塗装	9.0		m							
	厚鋼電線管	G28	露出塗装	18.0		m							
	厚鋼電線管	G54	露出塗装	9.0		m							
	金属製可とう電線管	24mm2	被覆防水	2.0		m							
	金属製可とう電線管	30mm2	被覆防水	8.0		m							
	金属製可とう電線管	63mm2	被覆防水	1.0		m							

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	配線用漏電遮断器 新設		3P50AF/30AT	3.0		個							
	配線用漏電遮断器 新設		3P125AF/100AT	1.0		個							
	電動機結線費		直入始動	8.0		台							
	プルボックス		100*100*100 SUS WP	1.0		個							
	手元開閉器 S-1		ELCB3P 30AF	1.0		個							
	撤去工事			1.0		式							電気別紙-5
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
2	発生材運搬費												
	有価物収集運搬			1.0		式						電気別紙-1	
	混合廃棄物収集運搬			1.0		式						電気別紙-3	
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
3	発生材処分費												
	有価物売却費			1.0			式						電気別紙-2
	混合廃棄物処分費			1.0			式						電気別紙-4
	計												

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	電気別紙-1												
	有価物収集運搬費												
	有価物収集運搬費	コンテナ2t	25km	1.0		回							
	計												
	改め計												

(E別紙 - 1 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	電気別紙-2												
	有価物売却費												
	鉄屑	H2		0.022		t							
	銅屑	1号銅線		13.17		kg							
	ナゲット処理			29.58		kg							
	計												
	改め計												

(E別紙 - 2 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
電気別紙-3						
混合廃棄物収集運搬						
混合廃棄物収集運搬	コンテナ2t 25km	1.0	回			
計						
改め計						

(E別紙 - 3 -) (—————)

富士見市 総務部 営繕課

積 算 用 紙

上段	変更設計
下段	原 設計

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電気別紙-4						
混合廃棄物処分費						
混合廃棄物処分費	解体系混合廃棄物					
	石膏ボード除く	0.1	m ³			
計						
改め計						

(E別紙 - 4 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

積算用紙

上段	変更設計
下段	原設計

名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
	電気別紙-5												
	撤去工事												
	600V CVケーブル 撤去	5.5mm2-3C	管内	53.0		m							
	IE電線 撤去	5.5mm2	管内	53.0		m							
	600V絶縁ケーブル撤去	2.0mm2-4C		4.0		m							
	厚鋼電線管 撤去	GLT28		27.0		m							
	金属製可とう電線管 撤去	30mm2	被覆防水	3.0		m							
	合成樹脂可とう電線管(CD)	22mm2		4.0		m							
	配線用漏電遮断器 撤去	3P50AF/50AT		3.0		個							
	配線用遮断器 撤去	3P125AF/100AT		1.0		個							

(E別紙 - 5 -) ()

富士見市 総務部 営繕課

市立学校職員室等空調設備更新工事 その3

株式会社 金子設計

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- 1 工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)
- 2 工事場所 埼玉県富士見市大字鶴馬地内
- 3 工期 契約 日 から 令和 4年 9月 16日
現場施工期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
- 4 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
① 校舎	R C	4階	6993		
②					
③					
④					
⑤					

- 5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)

建物別及び屋外 工事種目	工事種別				
	①	②	③	④	⑤
● 空気調和設備	一式				一式
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
● 自動制御設備	一式				
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ 厨房機器設備					
○ ガス設備					
● 搬去	一式				

- 6 指定部分 無 有
対象部分： 工期：令和 年 月 日

- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 8 工事範囲 図示のとおり

- 9 機械設備工事概要
空冷ヒートポンプエアコンを新設し、
既存空冷ヒートポンプエアコンを撤去する。
上記に伴い配管・配線も同様に改修する。

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12) (該当項目数：)	
・長寿命機材の選定 (2-3-③) ・設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ・再生品の優先使用 (2-3-⑥) ・有害物質の放数量が少ない材料の使用 (2-4-②) ・発生材の再資源化を推進 (3-1-⑥) ・フロン等の回収、破壊を行う (4-1-①) ・代替フロンの使用抑制 (4-1-②) ・新冷媒の採用 (4-1-③) ・太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ・高効率機器の採用 (5-2-②) ・ゾーニングの工夫 (5-3-①) ・外気冷房制御の導入 (5-3-②) ・搬送動力の低減 (5-3-③) ・ヒートポンプの採用 (5-3-④) ・熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コージェネレーションの導入 (5-4-①) ・節水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ・アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ・再生塩ビ管の採用 (6-3-③)	

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

- 11 同時期発注の関連工事
・建築工事
・電気設備工事

II 工事仕様

- 1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。)) 及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

- 2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、●印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章 項目 特記事項

- ① 機材等
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7A^ハに含まれる有無を確認し、7A^ハに含まれる機材は、使用しないこと。
「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。
調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
・置く ※置かない

- 2 電気保安技術者
3 施工条件
施工時間
※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号) に定める行政機関の休日以外。
・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風通制作及び取付け)
・熱絶縁施工 (保温工事) ・冷凍空気調和機器施工 (冷凍空調機器の据付)

- ⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。
※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所 (事前に監督員の承諾を得る) に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。
ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度 および⑫残留塩素の12項目とする。
※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。
試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。
ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。

- ⑥ 監督員事務所
本工事で ・設ける (規模) ※設けない

- ⑦ 官公署その他への届出手続等
工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。また、届出等にかかる費用は受注者の負担とする。
本工事に必要な工用電力及び水などは使用できるものとし、その仮設にかかる費用は、すべて受注者の負担とする。

- ⑨ 工用仮設物
すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない

- ⑩ 足場・さんばし類
※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事とする。

- 11 残土処分
埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所にごまきならす。
・構外搬出適切処理する。

- 12 埋め戻し土・盛土
※根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用
契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、使用できる。 ※使用できない。
再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを認認すること。

- ⑭ 発生材の処理等
※引渡しを要するもの以外は構外へ搬出し、適切処理する。
(構外搬出処理費は ※本工事 ・別途)
(1) 引渡しを要するもの ()
(2) 買取処分をするもの ()
(3) 再生資源化を図るもの (・硬質塩化ビニル管)
(4) 特別管理産業廃棄物 ()
※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

- ⑮ 容量等の表示
(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

- 16 配管
(1) 地中埋設配管 (排水管を除く)
1) 地中埋設機 (コンクリート製) ※要 (図示の箇所) ・不要
2) 地中埋設鉄 (キャッツアイ) ※要 (舗装部の分岐、曲部) ・不要
3) 埋設表示テープ (2倍折込み) ※要 ・不要

- ⑰ 耐震施工
設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計 ・施工指針2014年版」により行う。
ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平震度K_h及び設計用鉛直震度K_v (K_h/2) を用いて計算する。
設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定施設		一般施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0
	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>

- (注) () 内の数値は振振支持の機器の場合に適用する。
< > 内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、
10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階)
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し)
重要機器は次のものを示す。
給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器
防火設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置
火を使用する設備 避難経路上に設置する機器

- ⑱ 1) あと施工アンカー
機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。

- 2) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。
埋着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

- ⑲ 防露保温工事
標準仕様書第2編によるほか下記による。

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ

- (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆鋼管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製)
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング
・保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製)
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替えて、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材)とする。

区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I・(イ)・X I
	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・X I
円形ダクト	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	K3・(イ)・X I
	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・X I
消音内貼り	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	P3・(イ)・X I
	屋内露出 (一般居室、廊下)	M・(ロ)・Ⅹ
	消音チャンパー	L・(ロ)・Ⅶ

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	e3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出 (一般居室、廊下)	—
	屋内露出 (一般居室、廊下)	—
給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅰ

- (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管理が耐久二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替えて、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種類は、※グラスウール ・ロックウール)とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。
6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所 (特別支援学校等) 以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド濃度による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
19 防凍保温
※屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを呼び径32以下は50mm、呼び径40以上は40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

- 20 塗装
下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (見えかきり部)

- ⑳ 電線
特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

- ㉑ はつり及びあと施工アンカー打設
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。

- 23 管の埋設深さ
(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。
(2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
(3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで300mmとする。

- 24 既設管分岐・接続
既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。
やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。

- 25 絶縁継手の設置
※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管
※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分
※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ

- 26 天井仕上げ区分
() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27 他工事との取合区分
スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。

- ㉒ 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
29 保険
受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。

- 30 配管識別
配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
㉓ 塗落制止用器具 (フルハーネス型)
※使用を要する 塗落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号) による
・使用を要しない

- ㉔ その他
完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない
完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月日を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。
県営住宅の完成図の提出部数は、A1二つ折り1部及びA3二つ折り3部とする。
三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。
工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。

- ① 共通事項
改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
② 改修部分の足場
本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場
(2) 外部足場 ※A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日) の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さき及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

- ③ 既存部分養生・既存家具等養生
(1) 関係受注業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
○本工事で負担とする。(種別は(2)による。)
(2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。
※ビニールシート ・合板

- 4 備品等の移動
・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事

- 5 仮設間仕切り
(1) 関係請負業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)
(2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。
※A種 単管地下全面シート張り

- ⑥ 撤去後機材の扱い
(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に代替するものとし、再使用する場合は図区分による。
(2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。
それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。

- ⑦ 支持金物の再使用
(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品
(2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品

- ⑧ あと施工アンカーの種別
金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。

- ⑨ フロン回収
冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。
※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。

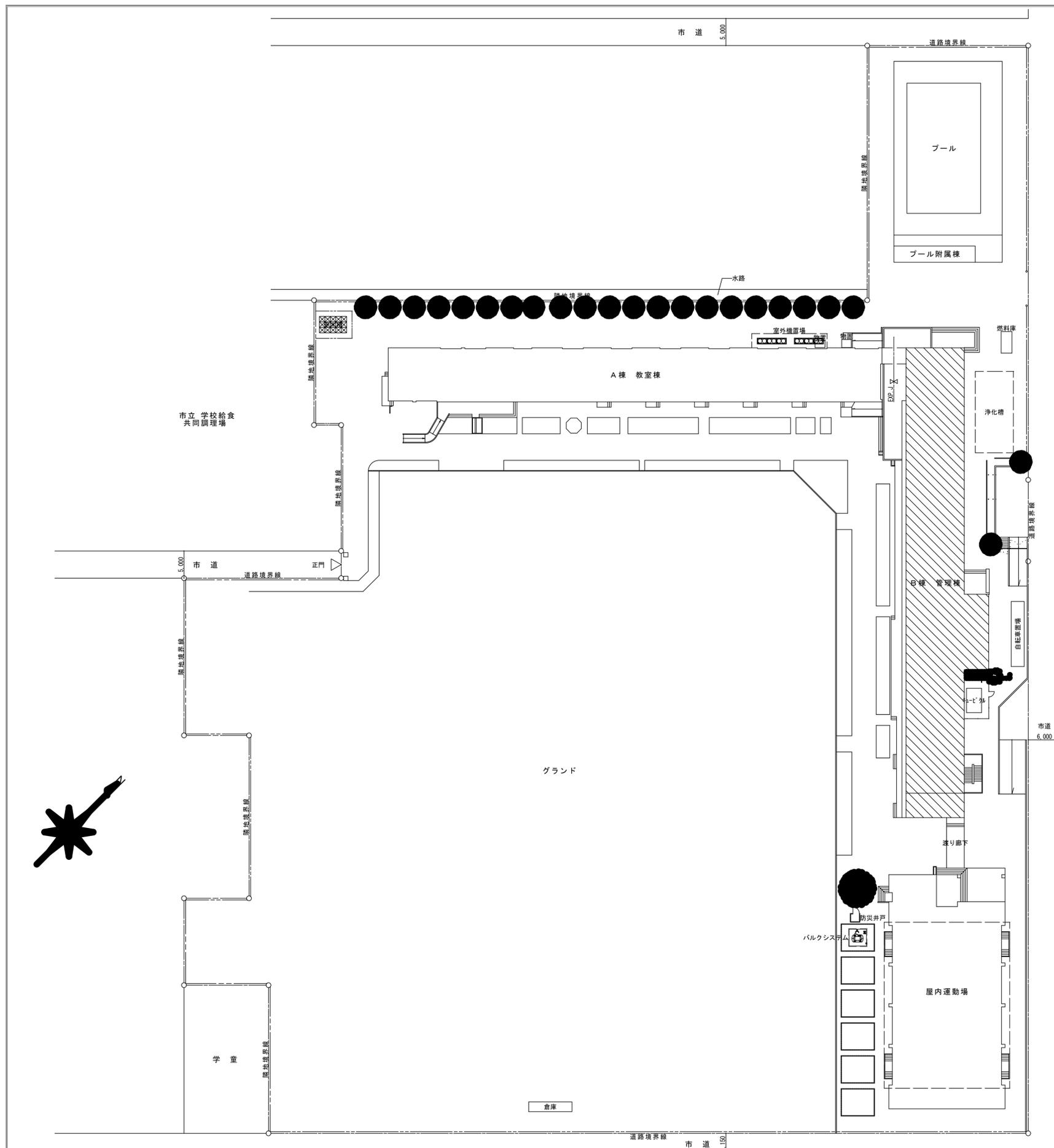
- ⑩ 総合調整
・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整

- ㉑ 既設基礎類の解体
建設機械は、原則として、排気ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。
粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。

- ⑫ その他
(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。
(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの (一財) 日本石油燃焼機器保守協会) が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後2021.4

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括設計製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一般建築士事務所 埼玉県知事登録 (10) 第577号 管理建築士 第333287号 木村邦男	  	A1:S=N.S A3:S=N.S	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	機械設備特記仕様書 (1)	M-01

● 空気調和設備	① 設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 期</td> <td>36.9℃</td> <td>46.1%</td> <td>28℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.6℃</td> <td>50.7%</td> <td>20℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p>		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	%	℃	%	℃	%	1 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ※アンクルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	○ 給水設備	1 配管材料	配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。	1 配管材料	・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管（M鋼管） ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）
		外 気				屋 内																																						
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																			
	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	%	℃	%	℃	%																																			
	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	%	℃	%	℃	%																																			
	2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ※する ・しない 室内外空気の温湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない	2 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・耐火二層換気管又は耐火V.P ※フレキシブルダクト（ ・保温付 ・保温無） （注）1 使用区分は図示による。	○ 換気設備	2 洗面器等の排水	洗面器等に直結する排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	2 絶縁フランジ	取付部は下記による。 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分																																		
	3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない	3 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐きダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト	○ 排煙設備	3 排水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット	3 弁 類	3 弁 類	(1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付けける弁は、JV8-1による。																																		
	4 煙 突	※別途 ・本工事	4 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	○ 自動制御	4 樹の適用	別紙樹表による。	4 ガス瞬間湯沸器	4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS室内設置の潜熱回収型																																		
	5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	5 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	○ 衛生器具設備	5 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	5 電気給湯器	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																		
	6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（ ・保温付 ・保温無） （注）1 使用区分は図示による。	6 多湿箇所の排気ダクト	(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火V.P）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	○ 換気設備	6 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 消火設備	1 配管材料	屋内消火栓用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP 消火用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP 不活性ガス消火用 ※STPG370（白）Sch40 ・STPG370（白）Sch80																																		
	7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐きダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	7 保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN・（R） ・X-Iとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽部ダクト（仕様はh・（イ） ・IXとし範囲は図示による）	○ 自動制御	7 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ ガス設備	1 配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP（白） 地中埋設 ※PE管																																		
	8 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	8 試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない	○ 自動制御	8 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 厨房設備	2 ガス漏れ警報遮断装置	漏洩検知装置は、流量検知圧力監視型とする。																																		
	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	9 中央監視制御装置	・有り ※無し	○ 自動制御	9 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 厨房設備	3 液化石油ガスの供給権	ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。																																		
10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	2 構成・機能	図示による	○ 自動制御	10 水道利用加入金	水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。	○ 厨房設備	1 厨房機器の固定	原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。																																			
⑪ 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 （保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） ただし、液管の呼び径がφ52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼鋼管（白） ○硬質塩化ビニル管V.P ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（EXD/ACT/レバ/イφ相当品） ・耐火二層管V.P（F.D.P.S-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管V.P （消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 送気管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・	③ 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠れ電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	○ 自動制御	11 本管取出し	水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	○ 厨房設備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																			
12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。	1 小便器節水装置	JIS B 2026（自動水栓）による電気閉閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。	○ 衛生器具設備	12 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	● その他	① 化学物質の濃度測定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象化学物質</th> <th>判定基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100μg/m³ (0.08ppm) 以下</td> <td>※厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260μg/m³ (0.07ppm) 以下</td> <td>※測定値</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>200μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> <td>※測定値</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3,800μg/m³ (0.88ppm) 以下</td> <td>※換算は25℃</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>240μg/m³ (0.04ppm) 以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法 採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。 ①検体の採取方法 ※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法) ・吸引方式(アクティブ法) ・拡散方式(パッシブ法) ②アクティブ法 ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着ノゾメ抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法(以下HPLC)により行う。 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着ノゾメ抽出法、固相吸着ノゾメ抽出法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ/質量分析法(以下GC/MS)により行う。 ③パッシブ法 ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、HPLC又はガスクロマトグラフ法(以下GC)あるいはA.H.M.T-吸光度法のうち採取機器に適合した分析法による。 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しGCまたはGC/MSのうち採取機器に適合した分析法による。 測定対象室 ※監督員の指定する室（1室） 図示 測定箇所数 ※（改修前後各1か所） 図示 測定時期 ※工事着手前及び完了後 報告書 ※2部 ・</p>	対象化学物質	判定基準	備考	ホルムアルデヒド	100μg/m ³ (0.08ppm) 以下	※厚生労働省	トルエン	260μg/m ³ (0.07ppm) 以下	※測定値	キシレン	200μg/m ³ (0.05ppm) 以下	※測定値	エチルベンゼン	3,800μg/m ³ (0.88ppm) 以下	※換算は25℃	スチレン	220μg/m ³ (0.05ppm) 以下		パラジクロロベンゼン	240μg/m ³ (0.04ppm) 以下															
対象化学物質	判定基準	備考																																										
ホルムアルデヒド	100μg/m ³ (0.08ppm) 以下	※厚生労働省																																										
トルエン	260μg/m ³ (0.07ppm) 以下	※測定値																																										
キシレン	200μg/m ³ (0.05ppm) 以下	※測定値																																										
エチルベンゼン	3,800μg/m ³ (0.88ppm) 以下	※換算は25℃																																										
スチレン	220μg/m ³ (0.05ppm) 以下																																											
パラジクロロベンゼン	240μg/m ³ (0.04ppm) 以下																																											
13 温度計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	3 衛生器具付属水栓	(1) 器具付属止水栓は ※ドライパー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。	○ 衛生器具設備	13 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	3 弁 類	(1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付けける弁は、JV8-1による。																																			
14 圧力計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	4 自動水栓類の電源	※AC100V ・乾電池等 ・自己発電	○ 衛生器具設備	14 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS室内設置の潜熱回収型																																			
15 瞬間流量計	瞬間流量計はビトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	4 自動水栓類の電源	(1) JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電	○ 衛生器具設備	15 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	6 大便器洗浄・洗浄用タンク	器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式 ・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式） ・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。	○ 衛生器具設備	16 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	7 大便器耐火カバー	※設ける（ピット内は除く） ・設けない	○ 衛生器具設備	17 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
⑫ 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機駆動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC（R410A、R32又はR407C） (注）1 R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注）2 R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	8 掃除流し	※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	○ 衛生器具設備	18 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
		9 排水器具用L継手	※使用できる ・使用できない	○ 衛生器具設備	19 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
		10 標 記 板	大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	○ 衛生器具設備	20 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
		11 水せつけん入れ	せつけん供給栓がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗いに設ける。	○ 衛生器具設備	21 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
		12 擬音装置	・女子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・男子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・多目的トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事）	○ 衛生器具設備	22 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
		13 そ の 他	衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	○ 衛生器具設備	23 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
摘 要		設 計 年 月 日		○ 給水設備	24 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	25 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	26 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	27 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	28 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	29 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	30 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	31 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	32 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	33 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	34 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	35 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	36 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	37 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	38 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	39 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	40 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	41 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	42 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	43 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	44 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	45 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	46 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	47 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	48 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	49 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	50 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	51 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	52 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	53 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	54 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	55 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	56 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	57 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	58 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	59 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	60 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 排煙設備	61 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 自動制御	62 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 衛生器具設備	63 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 給水設備	64 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップより1サイズアップする。	○ 給湯設備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																			
				○ 換気設備	65 洗面器等の排水	洗面器等の排水は、器具トラップ																																						



工事場所：埼玉県富士見市鶴馬1932-1 (諏訪小学校)



- 仮設工事 凡例
- 空調設備設置工事対象建築物を示す。
 - 枠組本足場 H=900 (手摺先行足場) を示す。
 - ガードフェンス H=1.8m を示す。
 - 既存構造物を示す。
- ※ 大型のレッカーを使用する場合は、必要な養生を行なうこと。
 ※ 資材の搬入等、工事車両の進入時には状況に応じ適宜、ガードマンを配置する。
 ※ 仮設計画は、建物管理者、監督員と協議の上、施工を行なうこと。
 ※ ガードフェンス下は通り抜けの出来ないよう隙間を設けないこと。
 ※ 道路の通行はスクールゾーンの為、時間帯については学校と十分調整をとること。
 ※ 側溝は塞がないよう考慮し、鉄板をひくこと。

配置図 S=1/400

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦男	総括	設計	製図	縮尺 A1:S=1/400 A3:S=1/800	工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	図名 配置図・案内図	図面番号 M-03

機 器 表

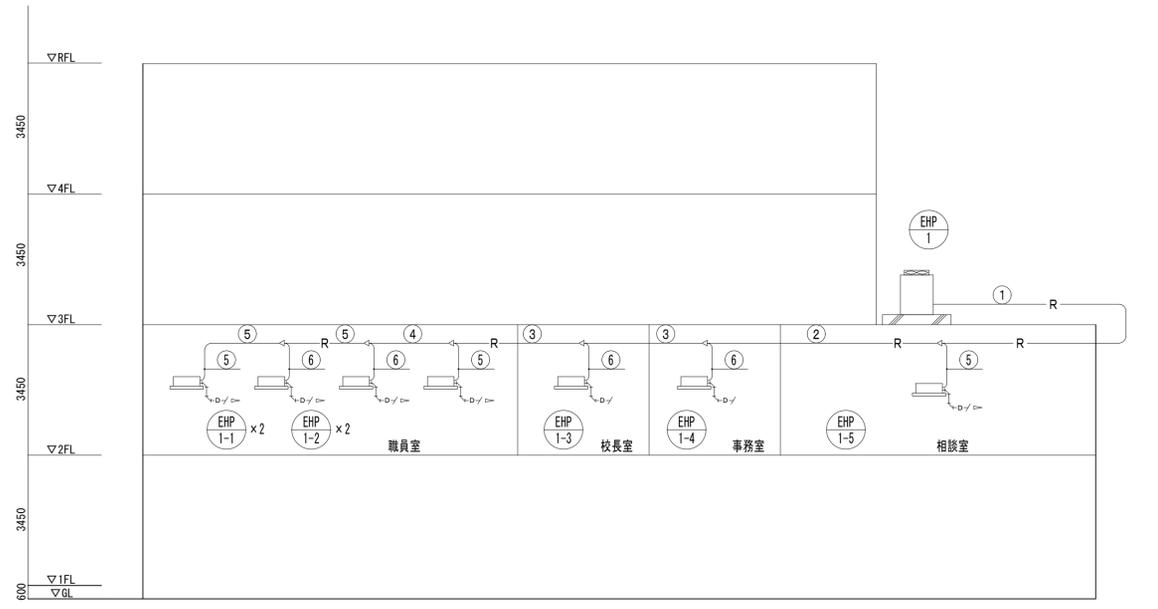
(注) 記載事項の適用について
●印のものを適用し、○印のものは適用しない。

空 冷 ヒ ー ト ポ ン プ マ ル チ エ ア コ ン

記 号	形 式	冷媒 種別	冷房 能力 kW	暖房 能力 kW	COP	APF	風量 m ³ /min	機外 静圧 Pa	フィルター	電気仕様			電力消費量 (冷房/暖房) kW	台数	設置場所	備 考
										φ	V	kW				
EHP-1	屋外機 P 450 冷暖切替運転形 ●77インチフィルター ●防振架台	R410A	45.0	50.0	6.4	180×2	—	3	200	12.6	0.46×2	15.6 / 13.5	1	屋上	コンクリート基礎(既存再利用) 参考型番: PUHY-EP450DMG7	
EHP-1-1	室内機 P 71 4方向カセット形 ●ドレリアップ ●化粧パネル		7.1	8.0		25		PRE	1	200	0.05	0.05 / 0.05	2	2 F 職員室	参考型番: PLFY-P71EMG8	
EHP-1-2	室内機 P 56 4方向カセット形 ●ドレリアップ ●化粧パネル		5.6	6.3		17		PRE	1	200	0.05	0.02 / 0.02	2	2 F 職員室	参考型番: PLFY-P56EMG8	
EHP-1-3	室内機 P 56 2方向カセット形 ●ドレリアップ ●化粧パネル		5.6	6.3		13		PRE	1	200	0.05	0.05 / 0.05	1	2 F 校長室	参考型番: PLFY-P56LMG7	
EHP-1-4	室内機 P 56 2方向カセット形 ●ドレリアップ ●化粧パネル		5.6	6.3		13		PRE	1	200	0.05	0.05 / 0.05	1	2 F 事務室	参考型番: PLFY-P56LMG7	
EHP-1-5	室内機 P 90 2方向カセット形 ●ドレリアップ ●化粧パネル		9.0	10.0		22.5		PRE	1	200	0.05×2	0.08 / 0.08	1	2 F 相談室	参考型番: PLFY-P90LMG7	
	リモコンスイッチ												6	各室	参考型番: PAR-43MA	

- 共通事項
- 1) 機器の能力・容量は表示された数値以上とする。
 - 2) 電源周波数は50Hzとする。
 - 3) 冷媒はオゾン破壊係数0のものとする。(R410A, R32)
 - 4) 屋外機は高周波対策対応品(アクティブフィルター)とする。
 - 5) 冷房能力および暖房能力は、JIS条件時の能力とする。
 - 6) マルチ型の室内機には分岐管を付属とする。
 - 7) APF(2015)・グリーン購入法適合機器とすること。

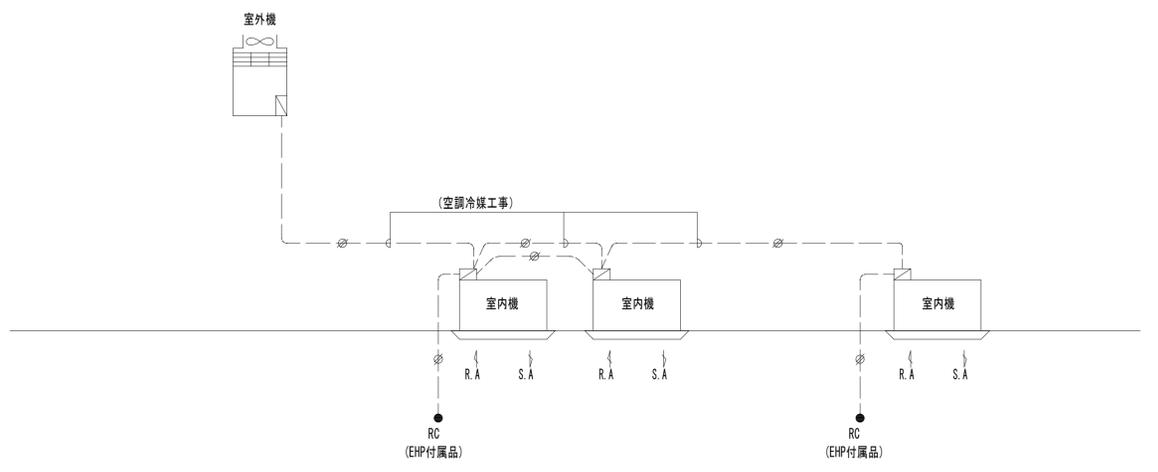
系 統 図



配管系統図

冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	28.58 φ	12.7 φ	CEES1.25-2C
②	25.4 φ	12.7 φ	CEES1.25-2C
③	22.22 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
④	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
⑤	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
⑥	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C



計装配線系統図

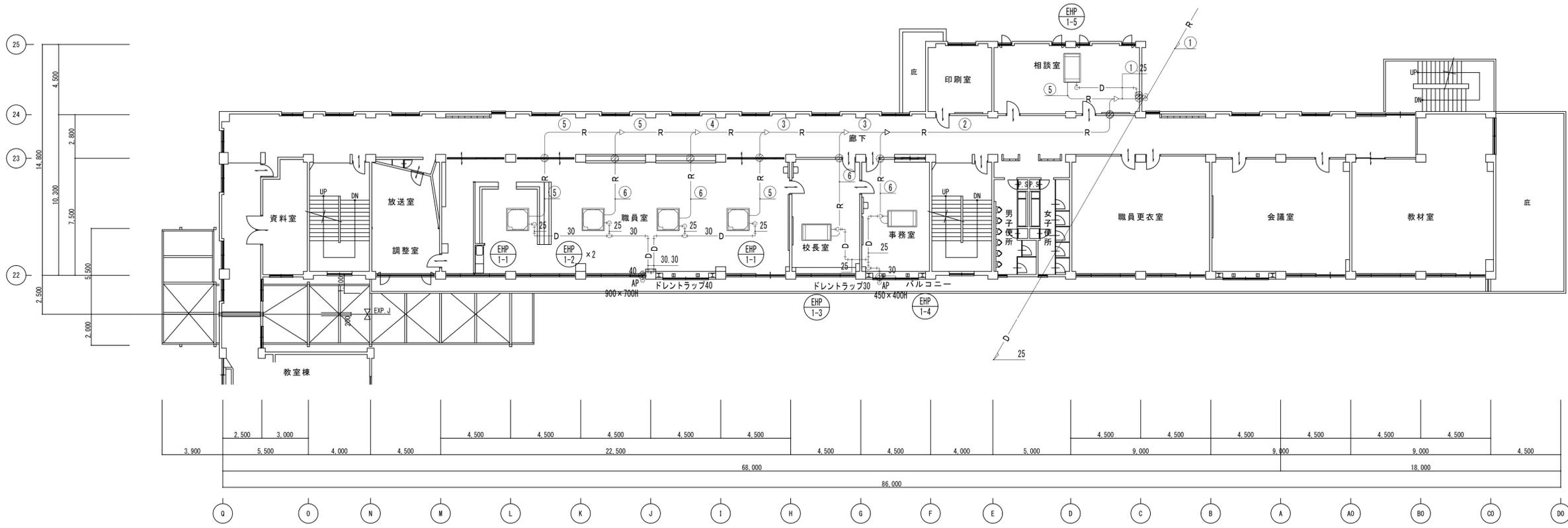
制 御 内 容

- (注記)
1. 室内・外機張り工事配線は冷媒管付帯工事とする。
 2. RCはメーカー標準品とする。

凡 例

- — — — — : シールドケーブルを示す。// は芯数を示す。
- : 空調設備機側盤を示す。

記号	機 器 名 称	備 考
RC ●	リモコン	設備機器附属品

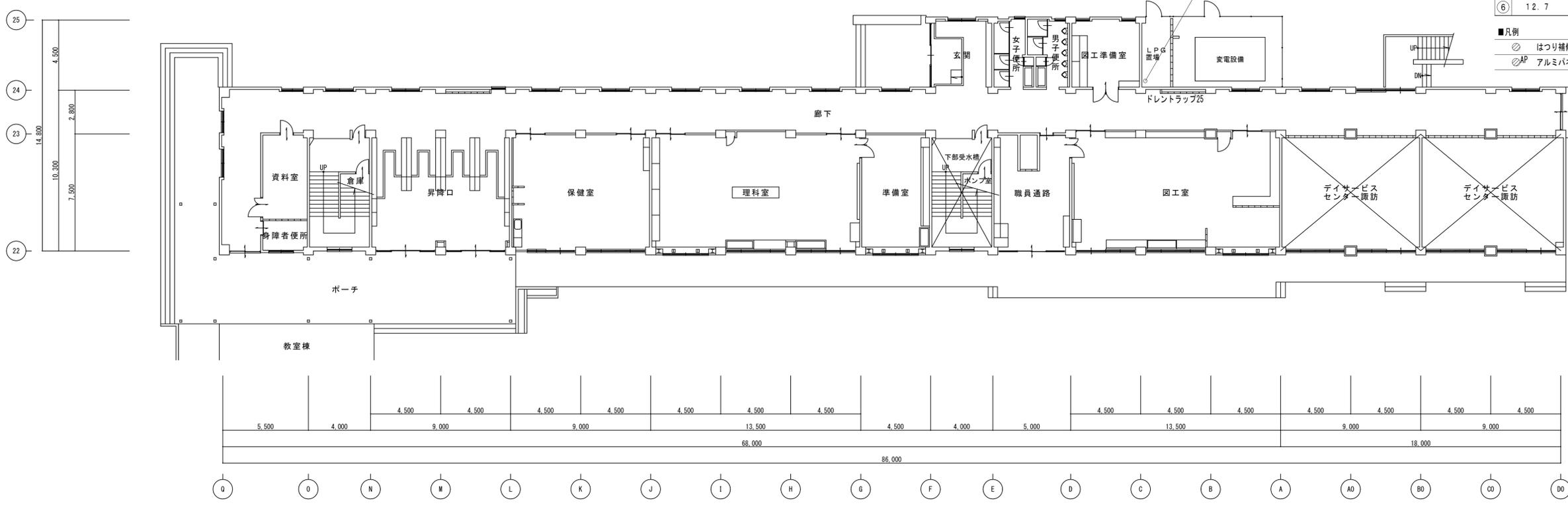


2階平面図 S=1/150

冷暖用保温付被覆銅管

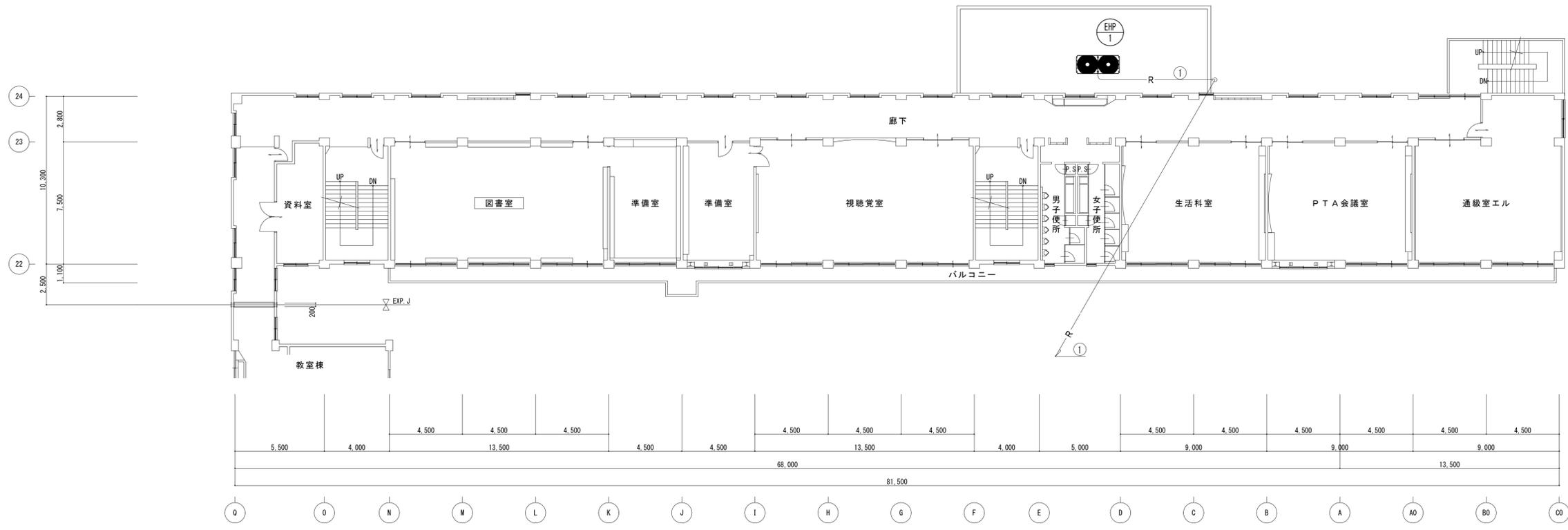
	ガス	液	信号線
①	28.58 φ	12.7 φ	CEES1. 25-2C
②	25.4 φ	12.7 φ	CEES1. 25-2C
③	22.22 φ	9.52 φ	CEES1. 25-2C
④	19.05 φ	9.52 φ	CEES1. 25-2C
⑤	15.88 φ	9.52 φ	CEES1. 25-2C
⑥	12.7 φ	6.35 φ	CEES1. 25-2C

- 凡例
- はつり補修
 - AP アルミパネル貫通



1階平面図 S=1/150

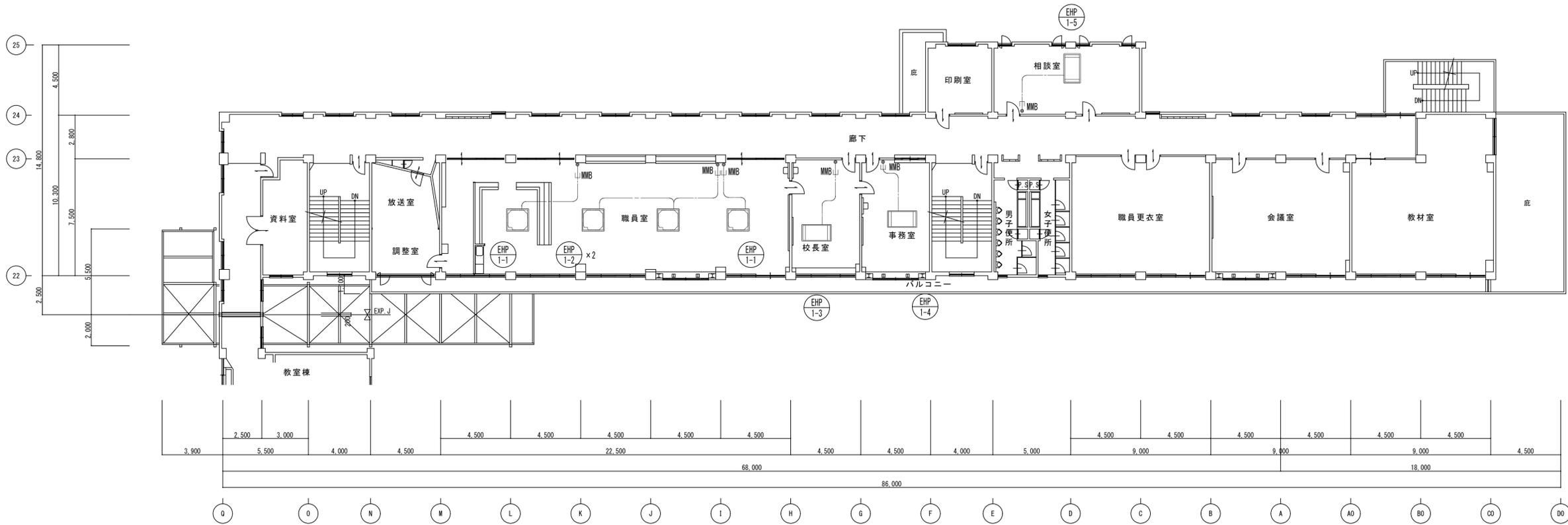
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦房	①	②	③	A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	改修後 冷暖房設備 管理棟1・2階平面図	M-05



3階平面図 S=1/150

冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	28.58 φ	12.7 φ	CEES1.25-2C
②	25.4 φ	12.7 φ	CEES1.25-2C
③	22.22 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
④	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
⑤	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C
⑥	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C



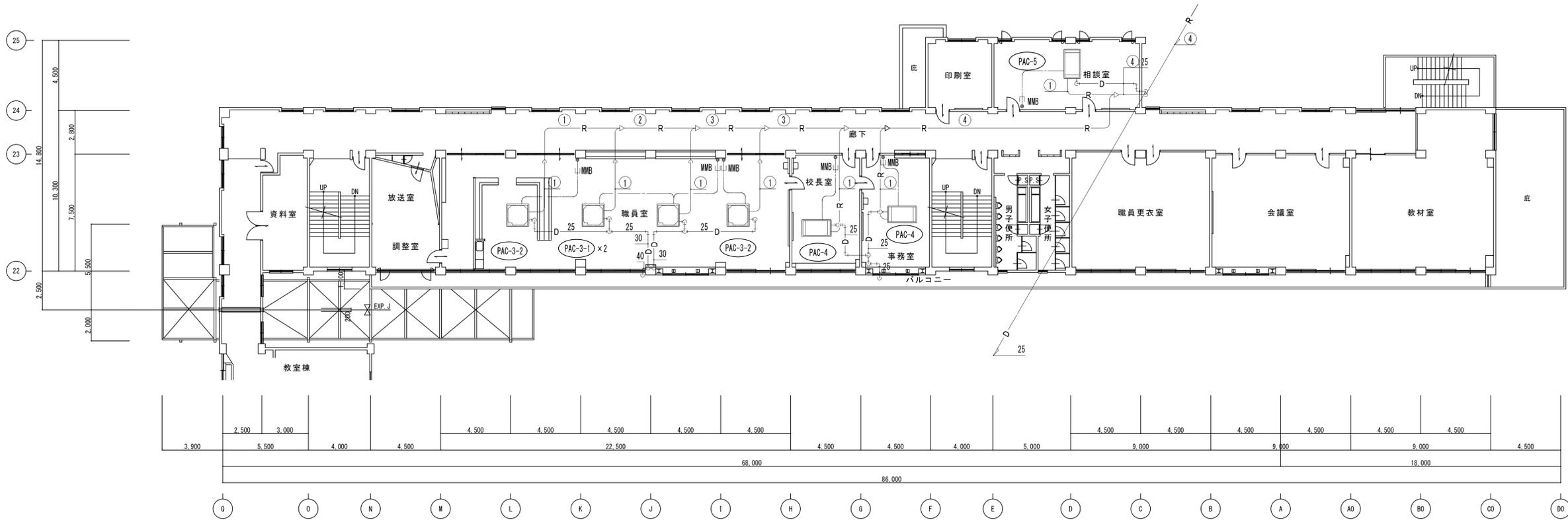
2階平面図 S=1/150

- 凡例
- C E E S 1. 2 5 - 2 C (コログシ)
 - M M B C E E S 1. 2 5 - 2 C (M M B)
 - リモコン

摘要	設計年月日	株式会社金子設計 事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦房	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
				A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	改修後 自動制御設備 管理棟2階平面図	M-07		

機器表

区分	記号	名称	性能仕様	相数	電圧	電力	数量	設置場所	参考機種	備考
PAC-1	空気熱源パッケージ	ビル用マルチシステム	冷房能力 35.5kw 暖房能力 40.0kw 寸法 1,925×760×1490H 質量 395kg 防振架台	3φ	200V	23.6kw	1	2階	RSLYJ355KC	コンクリート基礎(既存再利用)
	室外機ユニット		圧縮機 5.5+3.75kw 送風機 0.14×2+0.2kw					教育相談室屋上		
PAC3-1	空気熱源パッケージ	ビル用マルチシステム	天井カセット4方向 冷房能力 7.1kw 暖房能力 8.0kw 寸法 840×840×230H 質量 25.0kg	1φ	200V	97W	2	職員室	FXYFJ71KC	
	室内機ユニット		送風機 45W ドレンアップメカ 標準装備							
PAC3-2	空気熱源パッケージ	ビル用マルチシステム	天井カセット4方向 冷房能力 5.6kw 暖房能力 6.3kw 寸法 840×840×230H 質量 25.0kg	1φ	200V	97W	2	職員室	FXYFJ56KC	
	室内機ユニット		送風機 45W ドレンアップメカ 標準装備							
PAC-4	空気熱源パッケージ	ビル用マルチシステム	天井カセット2方向 冷房能力 5.6kw 暖房能力 6.3kw 寸法 1245×680×350H 質量 40.5kg	1φ	200V	85W	2	校長室・事務室	FXYGJ56KC	
	室内機ユニット		送風機 20W ドレンアップメカ 標準装備							
PAC-5	空気熱源パッケージ	ビル用マルチシステム	天井カセット2方向 冷房能力 9.0kw 暖房能力 10.0kw 寸法 1670×600×305H 質量 47.0kg	1φ	200V	85W	1	相談室	FXYGJ90KC	
	室内機ユニット		送風機 50W ドレンアップメカ 標準装備							

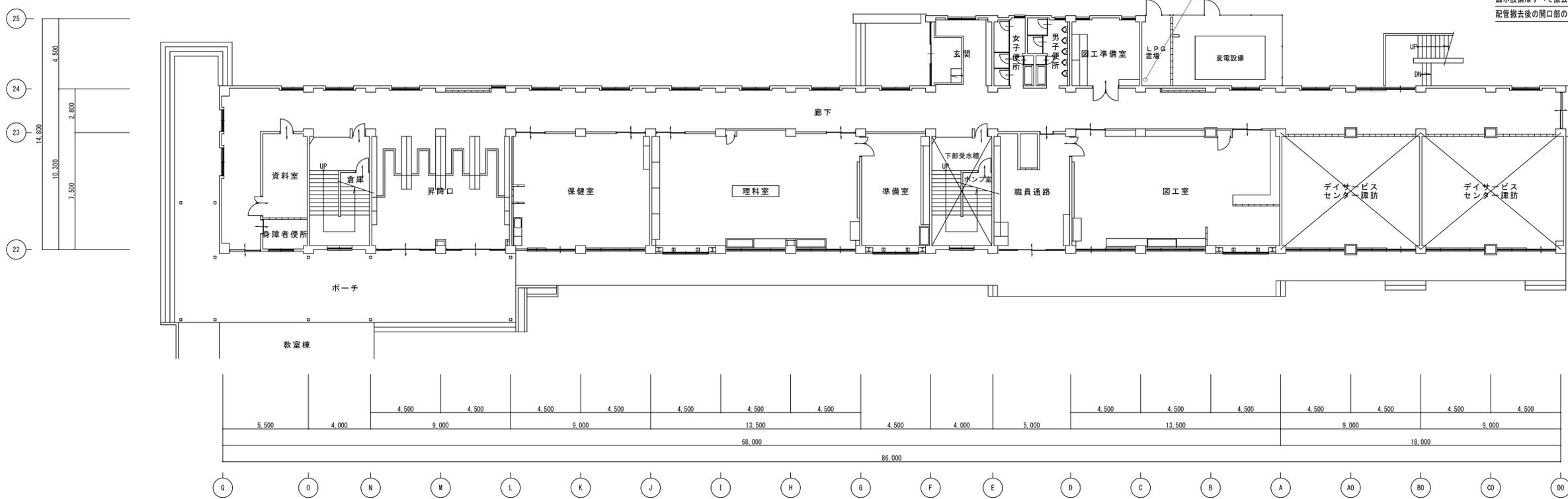


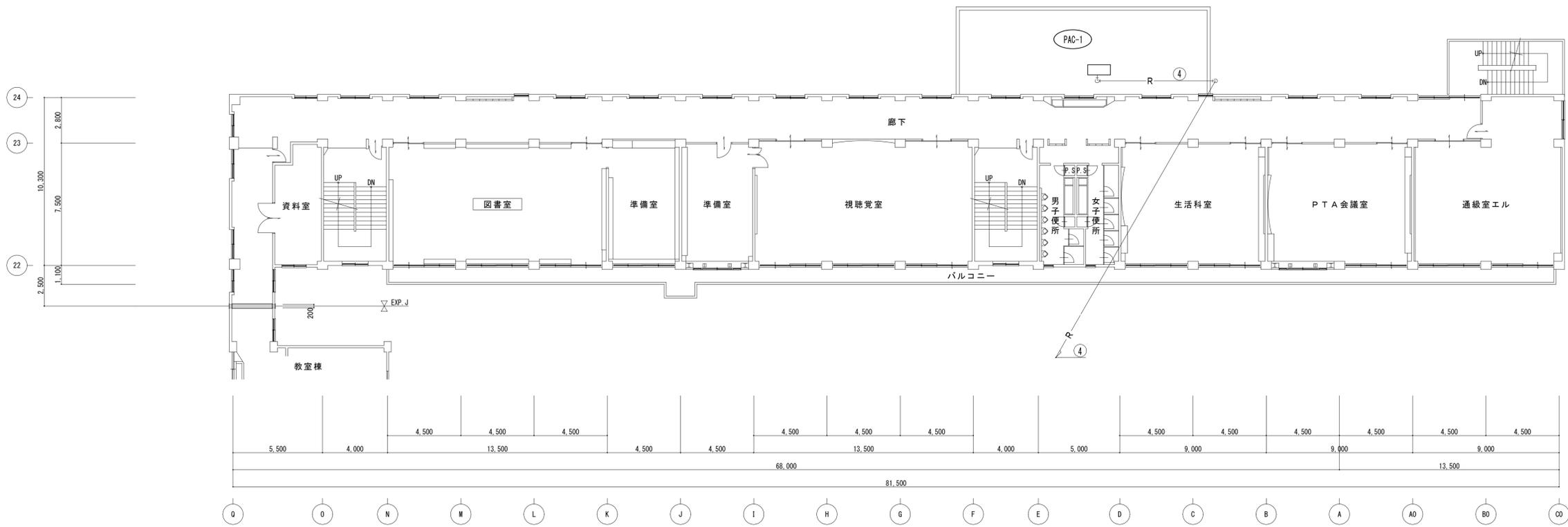
2階平面図 S=1/150

冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	15.9 φ	9.5 φ	CEES1. 25-2C
②	19.1 φ	9.5 φ	CEES1. 25-2C
③	25.4 φ	12.7 φ	CEES1. 25-2C
④	31.8 φ	15.9 φ	CEES1. 25-2C

■特記事項
 図示設備はすべて撤去とする。
 配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。





3階平面図 S=1/150

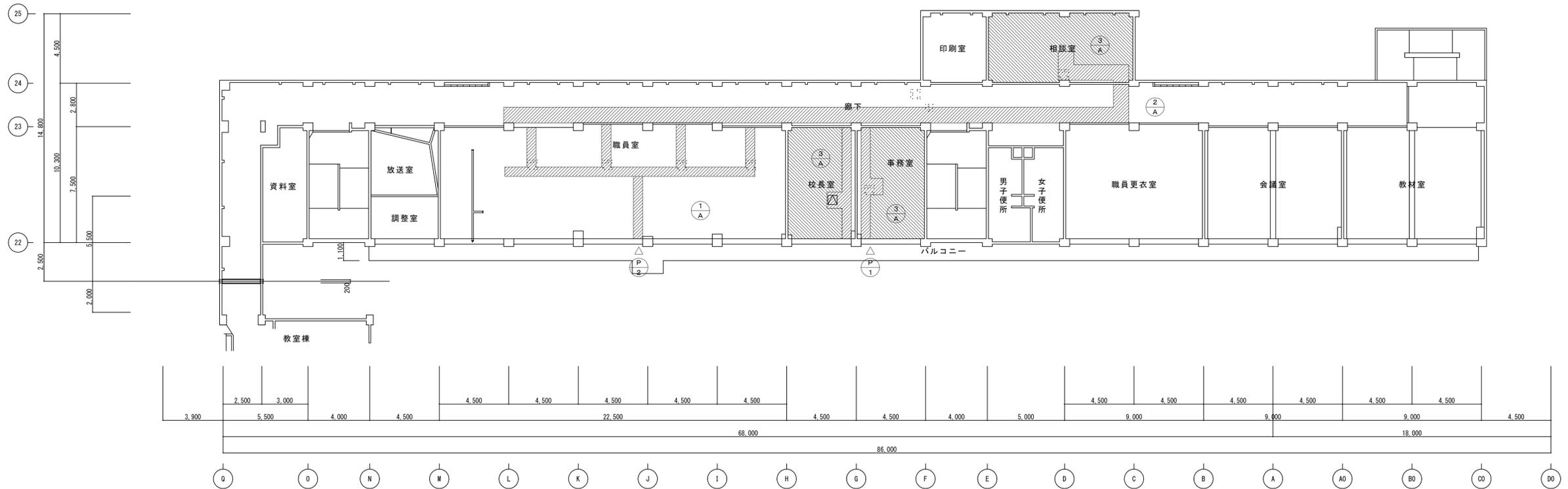
冷媒用保温付被覆銅管			
	ガス	液	番号線
①	15.9 φ	9.5 φ	CEES1.25-2C
②	19.1 φ	9.5 φ	CEES1.25-2C
③	25.4 φ	12.7 φ	CEES1.25-2C
④	31.8 φ	15.9 φ	CEES1.25-2C

■特記事項
 図示設備はすべて撤去とする。
 配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦房	総括	設計	製図	A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	既存 冷暖房設備 管理棟3階平面図	M-10

既存ガラス撤去の上アルミパネル13.0新設

記号	姿 取付場所	個数	大きさ W×H	見込	ガラス	
					種類	厚さ
P1		1	3,670×2,670	70	学校用強化ガラス	3M/M
P2		1	3,670×1,870	70	学校用強化ガラス	3M/M

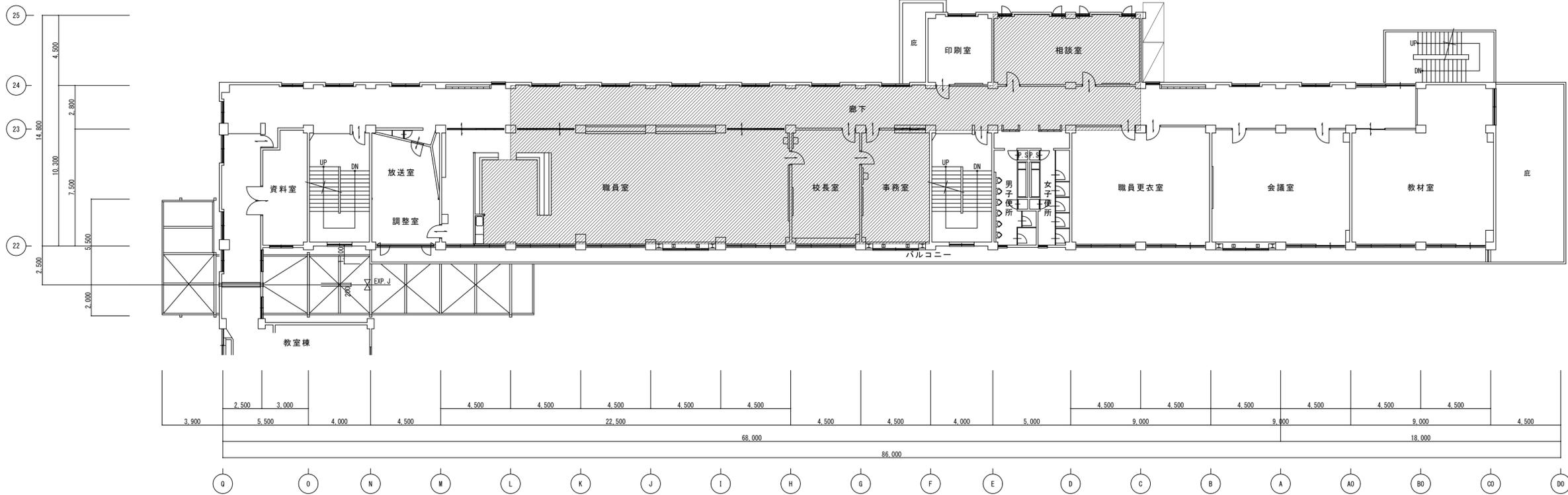


2階天井伏図 S=1/150

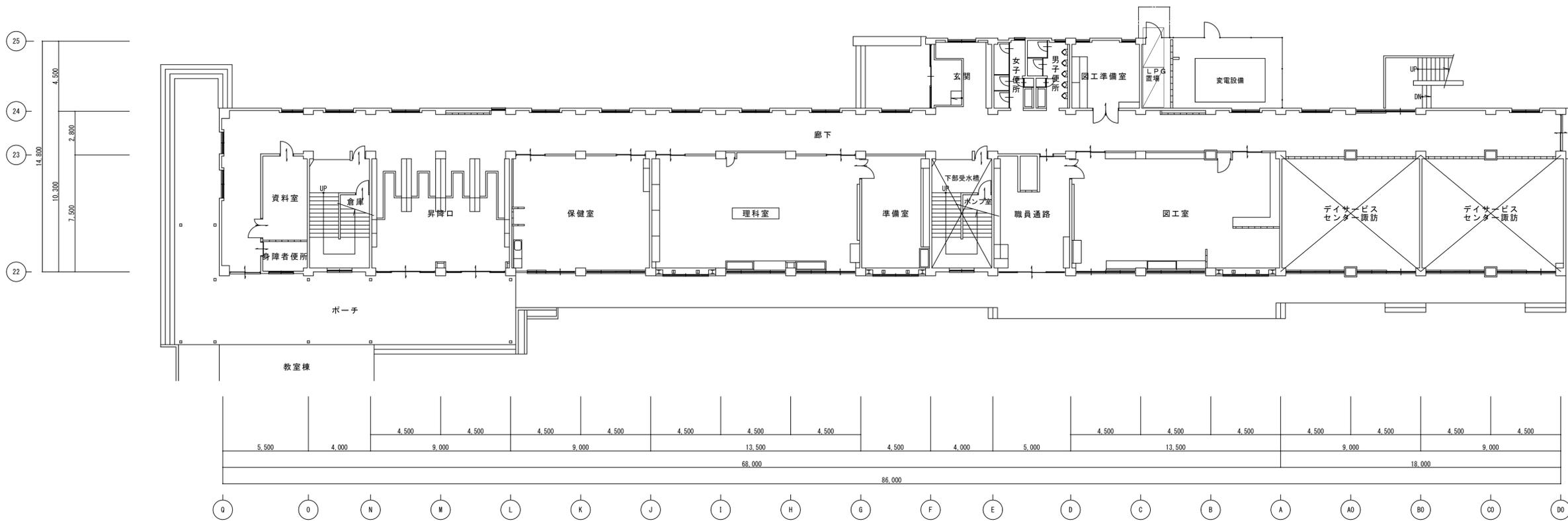
■凡例

- 天井改修範囲(仕上げのみ)
- 天井ビニルクロス張替え範囲

天井材料	既存	改修後
①A	化粧石膏ボード t9.0	化粧石膏ボード t9.5
②A	石膏ボード目透し t9.0+EP	石膏ボード目透し t9.5+EP
③A	石膏ボード t9.0+ビニルクロス	石膏ボード t9.5+ビニルクロス
⊠	アルミ製天井点検口 450×450	
⋯	既存天井点検口	



2階平面図 S=1/150



1階平面図 S=1/150

- 凡例
- 外部枠組足場 1700×900
 - 内部養生
 - ガードフェンス H=1800

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦房				A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	仮設計画図(参考) 管理棟1・2階平面図	M-12



3階平面図 S=1/150

■凡例
外部柱組足場 1700×900

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦房				A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	仮設計画図(参考) 管理棟3階平面図	M-13

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

- 1.1 工事名 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3（諏訪小学校）
- 1.2 工事場所 埼玉県富士見市大字鶴馬地内
- 1.3 工期 契約日から令和4年9月16日まで
- 現場施工期間 令和4年9月1日から令和4年9月1日まで
- 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。
- 1.4 工事科目（○印の付いたものを適用する）

<ul style="list-style-type: none">○電灯設備 ○動力設備 ●電熱設備 ●雷保護設備 ●受変電設備 ●電力貯蔵設備 ●発電設備 ●構内情報通信網設備 ●構内交換設備 ●情報表示設備 ●映像、音響設備 ●拡声設備（非常放送設備） ●誘導支援、呼出し設備	<ul style="list-style-type: none">●テレビ共同受信設備 ●テレビ電波障害防除設備 ●監視カメラ設備 ●駐車場管制設備 ●防犯、入退室管理設備 ●自動火災報知設備 ●自動閉鎖設備 ●ガス漏れ火災警報設備 ●電話配管設備 ●中央監視制御設備 ●医療関係設備 ●昇降機設備
---	---

- 1.5 指定部分 ○無 ・有（ 工期：令和4年9月1日）
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
 - 専任期間の始期 請負契約締結の日から、（○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和4年9月1日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務所続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
 - 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 1.7 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施工令別表第一
校舎	RC造	4階	6993	7（1）

- 1.8 工事概要
 - 空調設備改修に伴う電気設備工事
- 1.9 同時期発注の関連工事
 - 建築工事
 - 機械設備工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
 - なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
 - (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- 2.2 特記仕様（特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、●印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。）

項	目	特記事項
①	機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 <p>使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。</p> <p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。</p> <p>調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。</p>
2	施工条件	施工時間 <p>※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 <ul style="list-style-type: none">上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 </p> <p>本工事に必要な電力及び水などは使用出来るものとし、その仮設にかかる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。</p>
③	工所用電力・水	
④	工所用仮設物	
⑤	足場・さんばし類	●別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 <p>※本工事とする。</p>
6	監督員事務所	本工事で ●設ける（規模 ） ※設けない
⑦	保 険	受注者は工事的目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 <p>受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。</p>
8	再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9	建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について <p>※ 適用する（契約金額による） ・ 適用しない</p>
⑩	完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない <p>完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。</p> <p>県営住宅の完成図の提出部数は、A1二つ折り1部及びA3二つ折り3部とする。</p>
11	発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 <p>（構外搬出処理費は、※本工事 ・ 別途）</p> <p>(1) 引渡しを要するもの（ ）</p> <p>(2) 買取処分を要するもの（銅屑・鉄屑 ）</p> <p>(3) 再生資源化を図るもの（蛍光管 ）</p> <p>蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。</p> <p>(4) 特別管理産業廃棄物（ ）</p> <p>※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。</p>

③	金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 <p>また、屋外で溶融垂鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。</p> <p>盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。</p>				
13	鍵					
14	地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table> <tbody><tr> <th>敷き均し土</th> <th>管 種 別</th></tr> <tr> <td>良質土</td> <td>硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）</td></tr> </tbody></table> <p>(2) 地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。</p> <p>(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。</p>	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
敷き均し土	管 種 別					
良質土	硬質ビニル電線管（VE） 耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE） 波付硬質合成樹脂管（FEP） ポリエチレン被覆鋼管（PLP）					

③	回路の種別	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線、ケーブルには、回路の種別、先行の表示を行う。
---	-------	---

④ 電線の接続

④	電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 <p>上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。</p>
---	-------	--

17	電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。
18	残土処分	埋戻し後の建設残土は、監督員が指示する構内の場所に敷き均しとする。

19	再生砂・再生アスコン	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ●使用できる。 ※使用できない。 <p>再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。</p>
----	------------	---

④	耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 <p>なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。</p> <p>(1) 設計用水平地震力 <p>機器の重量[kgf]に、設計用水平震度を乗じたものとする。</p> <p>なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。</p></p>
---	------	--

設置場所	機器種別	＜特定施設＞		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備 考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器

- 配電盤 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
- 交換機 ・ 火災報知器受信機 ・ 中央監視装置 ・ 太陽光発電装置

上層階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

(2) 設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。

重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。

施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。

金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。

接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。

（原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。）

あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

22	はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管等通部の穴明け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
----	-----------------	--

23	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 <p>(1) 内部足場 ※ 脚立足場</p> <p>(2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種</p> <p>※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の『手すり先行工法等に関するガイドライン』により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、『手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準』の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。</p>
----	---------	--

④	墜落制止用器具（フルーネース型）	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による <p>・使用を要しない</p>
---	------------------	---

③ その他

- (1) 施工に先立つて建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。

(2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。	(3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
(4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。	(5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
(6) 改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。	(7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
(8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。	(9) 特に騒音振動など周辺に基大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。	以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3 工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する）	特記事項
1 電灯設備	(1) 配線器具 <p>スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は運用形とする。なお、2口コンセントは複式を使用してよい。</p> <p>フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。</p> <p>コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。</p> <p>(2) 照明器具 <p>防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。</p> <p>(3) 照度測定 <p>電灯設備工事に際し、新築工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。</p> <p>(4) 分電盤 <p>分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。</p> <p>(5) 継柱 <p>天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継柱を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継柱を必要としない。</p> <p>(6) 位置ボックスの省略 <p>ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。</p></p></p></p></p></p>
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。 <p>負荷用送り端子台は1負荷につきV・V・W・Eの4Pを原則とする。</p> <p>(2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。</p>
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 受変電設備	高 圧 引 込 <p>引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。（端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用 ）</p> <p>受 電 電 圧 <p>柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS) <p>主遮断装置 <p>変圧器設備容量 <p>電力用 <p>電灯用 <p>高圧進相コンデンサ <p>直列リアクトル <p>・6％ ・1.3％ <p>kVar× 台 <p>kVar× 台</p></p></p></p></p></p></p></p></p></p></p>
5 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	●直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 <p>・（概要）</p>
7 発電設備	● ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 <p>● ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置</p> <p>● 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置</p> <p>● 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 <p>・（概要）</p></p>
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 <p>(2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。</p> <p>(3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。</p>
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 <p>なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。</p>

- 2.4 取付高さ

壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ（mm）	
		一 般	県営住宅
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300	1,200
”（身体障害者用）	”	1,100	1,000
”（人感センサー切換用）	”	2,000	2,000
コネクタ、電話用アクト、直列ユニット（一般）	”	300	400
”（和室）	”	150	200
”（台上）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床下～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	”	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	”	900	900
復帰ボタン（ ” ）	”	1,800	1,800
廊下表示灯（ ” ）	”	2,000	2,000
端子盤	”	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分

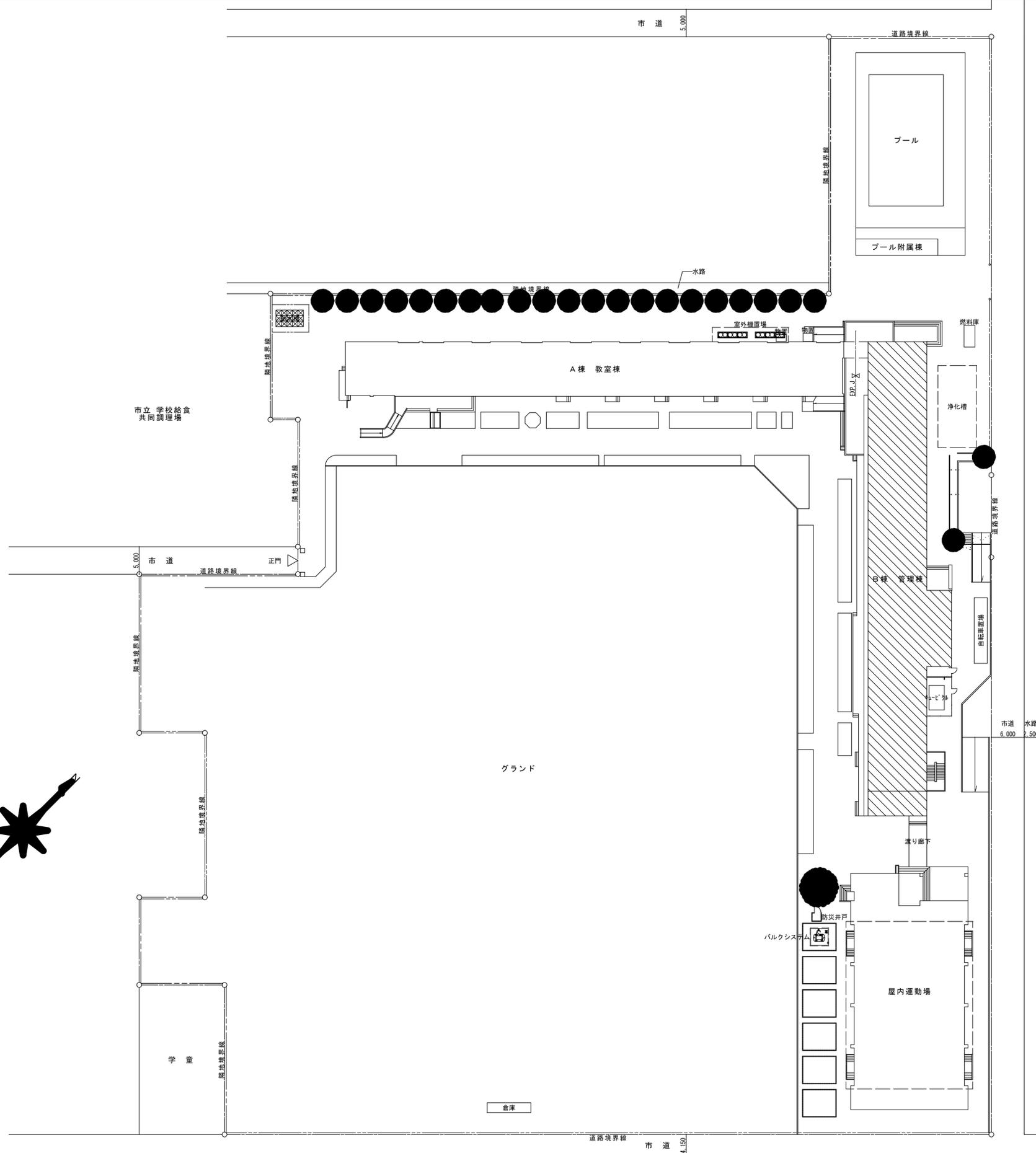
発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺

図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義

本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 <ul style="list-style-type: none">●種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ●中間処理施設 市 地 内、(株) ●処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融含まず） ●中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は熔融を含む）
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「 manifests」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2 受注者は、工事検査時に manifests 原本を提示する。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

官公庁等打ち合わせ相手 打ち合わせ担当者	建築： 昇降機： 				
施設管理者：					
電力会社：					
電話会社：					
ケーブルテレビ会社：					
消防本部：					
設 計 年 月 日	設 計 製 図 縮 尺	工 事 名 称	図 名	図 面 番 号	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>	S=A1:S=N,S A3:S=N,S	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	電気設備工事特記仕様書	E-01
摘 要	事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第332287号 本 村 邦 男				

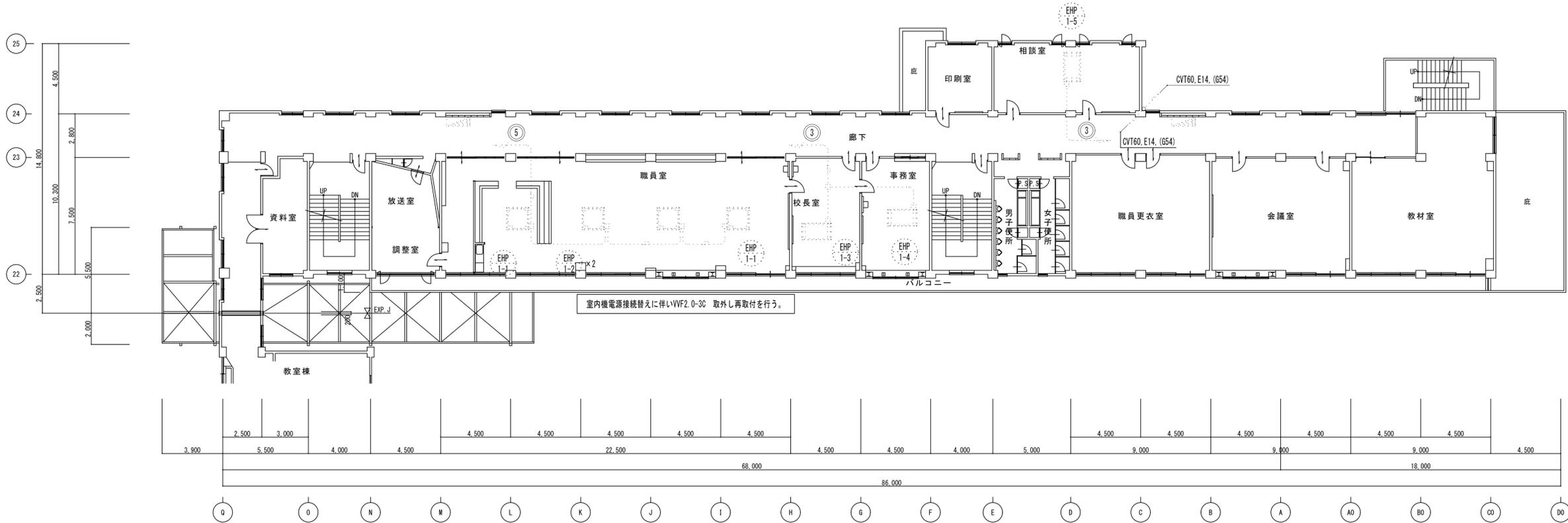


工事場所：埼玉県富士見市鶴馬1932-1(諏訪小学校)

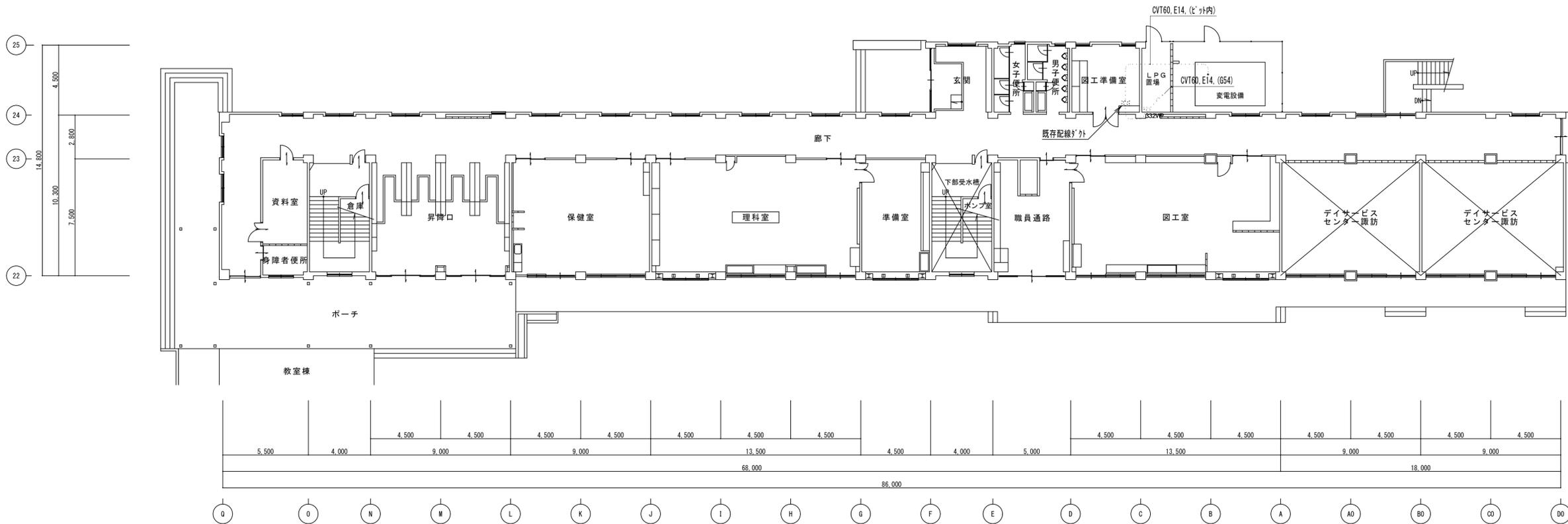
空気調和設備設置工事対象建物を示す。

配置図 S=1/400

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括 設計 製図	縮尺 S=A1:S=1/400 A3:S=1/800	工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	図名 配置図・案内図	図面番号 E-02
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 本村 邦男					



2階平面図 S=1/150

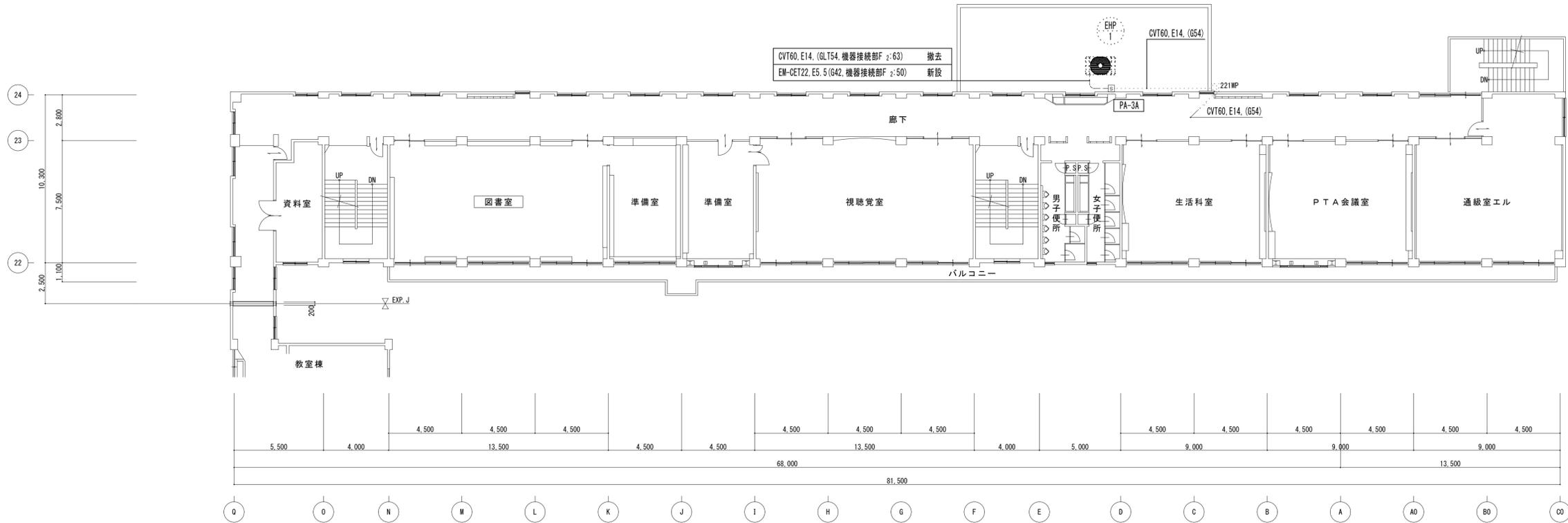


1階平面図 S=1/150

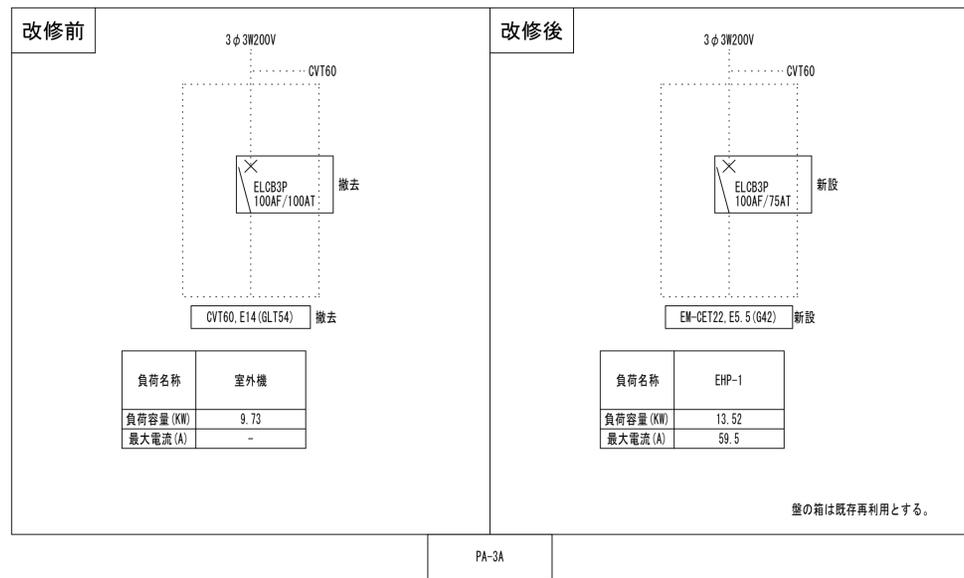
凡例
 PBa00×b00×c00 WPは防水、SUSはステンレス製
 電灯盤

- 特記事項
- 1) 室内機の配線は既存の配線を再利用する。
 - 2) 室内機更新に伴い電源の接続替を行う。
 - 3) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。

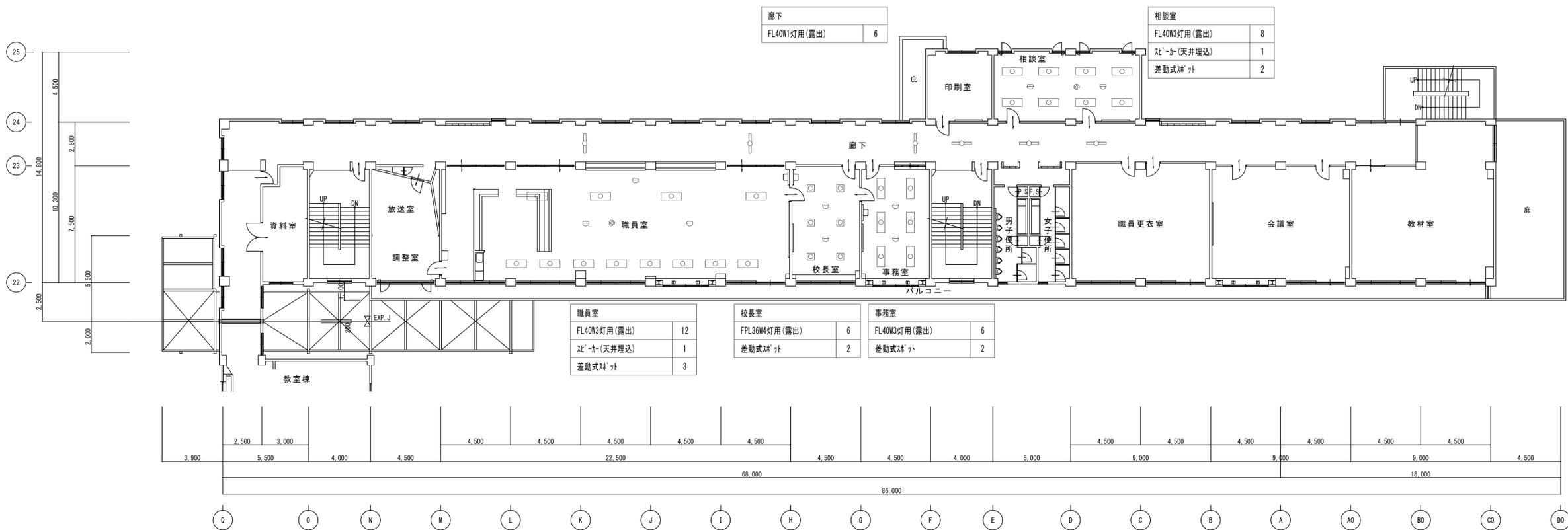
摘要	設計年月日	株式会社金子設計 事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦房	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
						A1:S=1/150 A3:S=1/300	市立学校職員室等空調設備更新工事 (諏訪小学校) その3	空調電源設備1・2階平面図	E-03



3階平面図 S=1/150



凡例
 □ 手元開閉器
 □ Pba00 × b00 × c00 WPは防水, SUSはSUS316製
 特記事項
 1) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。



廊下	
FL40W1灯用(露出)	6

相談室	
FL40W3灯用(露出)	8
スピーカー(天井埋込)	1
差動式ｽｯﾄ	2

職員室	
FL40W3灯用(露出)	12
ｽｯﾄ(天井埋込)	1
差動式ｽｯﾄ	3

校長室	
FPL36W4灯用(露出)	6
差動式ｽｯﾄ	2

事務室	
FL40W3灯用(露出)	6
差動式ｽｯﾄ	2

2階平面図 S=1/150

- 凡例
- 差動式ｽｯﾄ
 - ⊗ スピーカー(天井埋込)
 - FL40W3灯用
 - ⊗ FPL36W4灯用
 - FL40W1灯用

特記事項
1) 図示された設備は全て取り外し再取付とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計 事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦房	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
			市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (諏訪小学校)	電灯設備1階平面図	E-05				

市立学校職員室等空調設備更新工事 その3

(富士見特別支援学校)

図面リスト		N.S	(A1)
図面番号	図面名称	縮尺	
M-01	機械設備特記仕様書(1)	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
M-02	機械設備特記仕様書(2)	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
M-03	配置図・案内図	1/300	(A1)
		1/600	(A3)
M-04	改修後 機器表・系統図	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
M-05	改修後 冷暖房設備 1階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-06	改修後 冷暖房設備 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-07	改修後 冷暖房設備 小学部棟 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-08	改修後 冷暖房設備 保健室棟 平面図	1/50	(A1)
		1/100	(A3)
M-09	改修後 自動制御設備 1階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-10	改修後 自動制御設備 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-11	改修後 自動制御設備 小学部棟 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-12	改修後 自動制御設備 保健室棟 平面図	1/50	(A1)
		1/100	(A3)
M-13	既存 機器表	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
M-14	既存 冷暖房設備 1階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-15	既存 冷暖房設備 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-16	既存 冷暖房設備 小学部棟 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-17	既存 冷暖房設備 保健室棟 平面図	1/50	(A1)
		1/100	(A3)
M-18	1階天井伏図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-19	2階天井伏図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-20	小学部棟 2階天井伏図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-21	仮設計画図(参考) 1階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-22	仮設計画図(参考) 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-23	仮設計画図(参考) 小学部棟 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
M-24	仮設計画図(参考) 保健室棟 平面図	1/50	(A1)
		1/100	(A3)
E-01	電気設備工事特記仕様書	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
E-02	配置図・案内図	1/300	(A1)
		1/600	(A3)
E-03	盤結線図	N.S	(A1)
		N.S	(A3)
E-04	空調電源設備 1階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
E-05	空調電源設備 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
E-06	空調電源設備 小学部棟 2階平面図	1/100	(A1)
		1/200	(A3)
E-07	空調電源設備 保健室棟 1階平面図	1/50	(A1)
		1/100	(A3)

株 式 会 社 金 子 設 計

令 和 3 年 1 1 月

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要	
1 工事名称	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)
2 工事場所	埼玉県富士見市大字上南畑地内
3 工期	契約 日 から 令和 4 年 9 月 1 6 日
現場施工期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
4 建物概要	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
① 校舎	RC	3階	4086		
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)	
建物別及び屋外工事種目	工事種別
● 空気調和設備	① 一式
○ 換気設備	
○ 排煙設備	
● 自動制御設備	① 一式
○ 衛生器具設備	
○ 給水設備	
○ 排水設備	
○ 消火設備	
○ 厨房機器設備	
○ ガス設備	
● 撤去	① 一式

6 指定部分	※無	対象部分:	工期: 令和 年 月 日
--------	----	-------	--------------

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)	
1 専任期間の始期	請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで) の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲	図示のとおり
--------	--------

9 機械設備工事概要	空冷ヒートポンプエアコンを新設し、既存空冷ヒートポンプエアコンを撤去する。上記に伴い配管・配線も同様に改修する。
------------	--

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12)	<ul style="list-style-type: none"> 長寿命機材の選定 (2-3-3) 設備更新を踏まえた計画 (2-3-4) 再生品の優先使用 (2-3-6) 有害物質の放散量が少ない材料の使用 (2-4-2) 発生材の再資源化を推進 (3-1-6) フロン等の回収・破壊を行う (4-1-1) 代替フロンの使用抑制 (4-1-2) 新冷媒の採用 (4-1-3) 太陽熱利用システムの導入 (5-1-2) 高効率機器の採用 (5-2-2) ソーリングの工夫 (5-3-1) 外気冷房制御の導入 (5-3-2) 搬送動力の低減 (5-3-3) ヒートポンプの採用 (5-3-4) 熱回収システムの導入 (5-3-5) コージェネレーションの導入 (5-4-1) 節水機器の採用 (6-1-1) 雨水利用 (6-1-3) 排水再利用 (6-1-4) アスコン廃材の再利用 (6-3-2) 再生塩ビ管の採用 (6-3-3)
---------------------	--

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。	
11 同時期発注の関連工事	・建築工事 ・電気設備工事

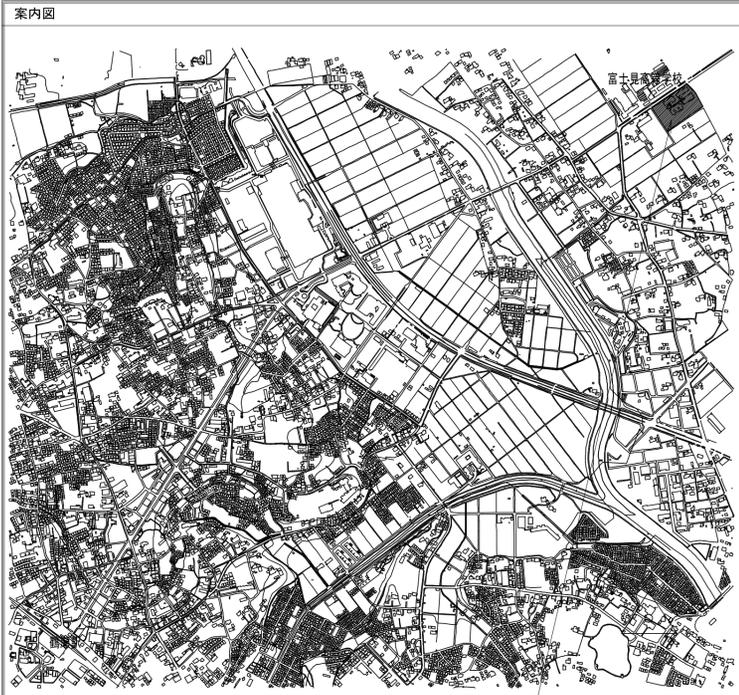
II 工事仕様	
1 共通仕様	<p>(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築設備工事標準準 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。) 及び監督員の指示に従い施工する。</p> <p>なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。</p> <p>(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。</p> <p>(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。</p>
2 特記仕様	<p>(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p>

章	項目	特記事項																																																																									
● 一 般 共 通 事 項 特 記 事 項	① 機材等	<p>本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7A) X含有の有無を確認し、7A) Xを含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。</p> <p>調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・置く ・置かない <p>施工時間</p> <p>※行政機関の休日に関する法律 (S63第9号) に定める行政機関の休日以外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 <p>・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風道制作及び取付け)</p> <p>・熱絶縁施工 (保温工事) ・冷凍空調調和機器施工 (冷凍空調機器の据付)</p> <p>検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所 (事前に監督員の承諾を得る) に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。</p> <p>※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。</p> <p>ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。</p> <p>本工事で ・設ける (規模) ※設けない</p>																																																																									
	2 電気保安技術者																																																																										
	3 施工条件																																																																										
	4 技能士の適用																																																																										
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験																																																																										
	6 監督員事務所																																																																										
	7 官公署その他への届出手続等	<p>工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は発注者が代行し遅滞なく行う。また、届出等にかかる費用は受注者の負担とする。</p> <p>本工事に必要な工事用電力及び水などは使用できるものとし、その仮設にかかる費用は、すべて受注者の負担とする。</p> <p>すべて受注者の負担とし、構内につくことが ・できる ・できない</p>																																																																									
	8 工事用電力・水等																																																																										
	9 工事用仮設物																																																																										
	⑩ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事とする。																																																																									
	11 残土処分	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																																									
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類																																																																									
	13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	<p>契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。</p> <p>再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。</p>																																																																									
	⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。(構外搬出処理費は ※本工事 ・別途)																																																																									
	⑮ 容量等の表示	<p>(1) 引渡しを要するもの ()</p> <p>(2) 買取処分をするもの ()</p> <p>(3) 再生資源化を図るもの (・硬質塩化ビニル管)</p> <p>(4) 特別管理産業廃棄物 ()</p> <p>※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。</p>																																																																									
	16 配管	<p>(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。</p> <p>(2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。</p> <p>(1) 地中埋設配管 (排水管を除く)</p> <p>1) 地中埋設機 (コンクリート製) ※要 (図示の箇所) ・不要</p> <p>2) 地中埋設機 (キャットアイ) ※要 (舗装部の分岐、曲部) ・不要</p> <p>3) 埋設表示テープ (2倍折込み) ※要 ・不要</p>																																																																									
	⑰ 耐震施工	<p>設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計 ・施工指針2014年版」により行う。</p> <p>ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平震度 K_v、及び設計用鉛直震度 K_v (K_v/2) を用いて計算する。</p> <p>設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">＜特定の施設＞</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <td></td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> <td>重要機器</td> <td>一般機器</td> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(1.5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><2.0></td> <td><1.5></td> <td><1.5></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5></td> <td><1.0></td> <td><1.0></td> <td><0.6></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><1.5></td> <td><1.0></td> <td><1.0></td> <td><0.6></td> </tr> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。</p> <p>※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階</p> <p>中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し)</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>給水装置</td> <td>排水装置</td> <td>換気機器</td> <td>空調機器</td> <td>熱源機器</td> </tr> <tr> <td>防災設備</td> <td>監視制御設備</td> <td>危険物貯蔵装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火を使用する設備</td> <td>避難経路上に設置する機器</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	設置場所	耐震安全性の分類				＜特定の施設＞		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)		<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0		1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>		1.0	0.6	0.6	0.4	1階及び地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器	防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置			火を使用する設備	避難経路上に設置する機器		
設置場所	耐震安全性の分類																																																																										
	＜特定の施設＞		一般の施設																																																																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																							
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																							
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																																							
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																																							
	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																							
中間階	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																																							
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																																							
	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																							
1階及び地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																																							
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																																							
給水装置	排水装置	換気機器	空調機器	熱源機器																																																																							
防災設備	監視制御設備	危険物貯蔵装置																																																																									
火を使用する設備	避難経路上に設置する機器																																																																										
⑱-1) あと施工アンカー	<p>機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。</p> <p>重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。</p> <p>施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。</p> <p>金属拡張アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。</p> <p>接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。</p> <p>(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)</p> <p>あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。</p>																																																																										

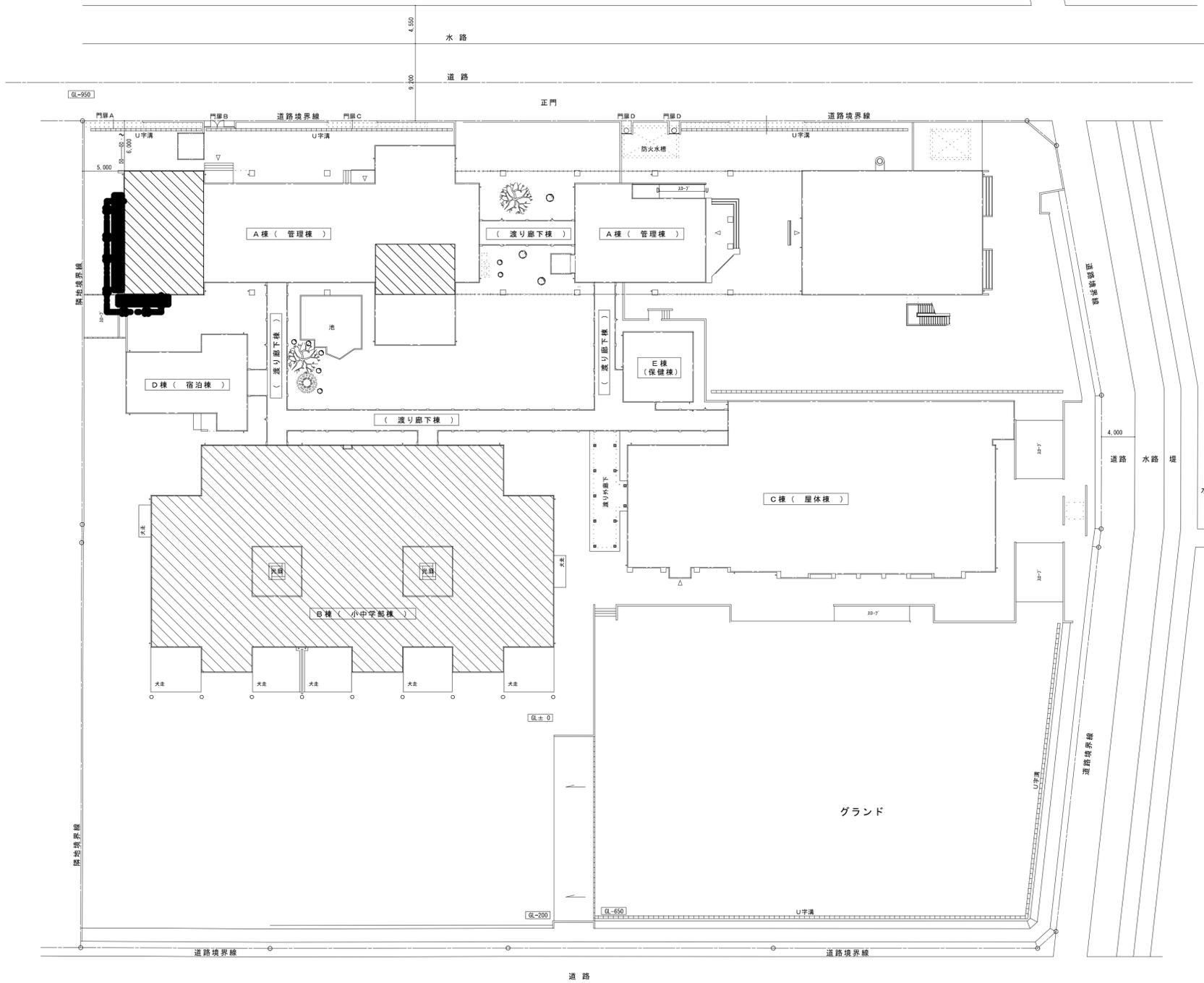
⑱ 防露保温工事	<p>標準仕様書第2編によるほか下記による。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">空気調和設備工事の保温の種別</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工箇所</th> <th>保温種別</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドレン管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(ハ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(ハ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S内及び空隙壁中</td> <td>c2・(ロ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>e3・(ハ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(イ)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(イ)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S内及び空隙壁中</td> <td>C2・(ロ)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(ロ)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(ハ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(ハ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S内及び空隙壁中</td> <td>C1・(イ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(ハ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">温水管 (膨張管を含む。)</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S内及び空隙壁中</td> <td>C2・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ダクトの保温の種別</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>J1・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)</td> <td>I・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋内隠ぺい、D S内</td> <td>I・(ロ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。)</td> <td>K3・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">円形ダクト</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>O1・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)</td> <td>N・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋内隠ぺい、D S内</td> <td>N・(ロ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td>屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)</td> <td>P3・(イ)・XⅠ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消音内貼り</td> <td>サブライチャンパー</td> <td>M・(ロ)・Ⅸ</td> </tr> <tr> <td>消音チャンパー・消音エルボ</td> <td>L・(ロ)・Ⅷ</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">給排水衛生設備工事の保温の種別</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工箇所</th> <th>保温種別</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">給水管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(ハ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(ハ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>天井内</td> <td>c2・(ロ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>P S内及び空隙壁中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排水及び通気管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>天井内</td> <td>c2・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>P S内及び空隙壁中</td> <td>d・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>天井内</td> <td>c2・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>P S内及び空隙壁中</td> <td>d・(ロ)・Ⅰ</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかき部分は塗装を施す。</p> <p>2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。</p> <p>3. 施工種別 b の材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧紙を使用する。</p> <p>4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール ・ロックウール) とする。</p> <p>5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅶとする。</p> <p>6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。</p> <p>7. 空調設備を要する便所 (特別支援学校等) 以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。</p> <p>※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。</p> <p>※屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚50mmの防露保温を行うこと。</p> <p>・図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防露保温を行う。</p> <p>※保温仕様は保温厚さを呼び径32以下は50mm、呼び径40以上は40mmとする。</p> <p>・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。</p> <p>下記の垂鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。</p> <p>※機械室、書庫、倉庫 ・</p> <p>下記の金属電線管は塗装を行う。</p> <p>※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかき部 ・)</p> <p>特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。</p> <p>ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。</p> <p>既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。</p>	空気調和設備工事の保温の種別			区分	施工箇所	保温種別	ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ	蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅱ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅱ	冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ハ)・Ⅲ	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ハ)・Ⅲ	温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅰ	ダクトの保温の種別	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・XⅠ	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I・(イ)・XⅠ	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・XⅠ	屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。)	K3・(イ)・XⅠ	円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・XⅠ	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・XⅠ	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・XⅠ	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	P3・(イ)・XⅠ	消音内貼り	サブライチャンパー	M・(ロ)・Ⅸ	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅷ	給排水衛生設備工事の保温の種別			区分	施工箇所	保温種別	給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ	P S内及び空隙壁中	—	排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ	給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ
空気調和設備工事の保温の種別																																																																																																			
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																	
ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																																																																	
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ																																																																																																	
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ																																																																																																	
蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅱ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ																																																																																																	
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ																																																																																																	
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅱ																																																																																																	
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ハ)・Ⅲ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ																																																																																																	
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ																																																																																																	
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ハ)・Ⅲ																																																																																																	
温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
ダクトの保温の種別	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・XⅠ																																																																																																	
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I・(イ)・XⅠ																																																																																																	
	屋内隠ぺい、D S内	I・(ロ)・XⅠ																																																																																																	
	屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。)	K3・(イ)・XⅠ																																																																																																	
円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・XⅠ																																																																																																	
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・XⅠ																																																																																																	
	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・XⅠ																																																																																																	
	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	P3・(イ)・XⅠ																																																																																																	
消音内貼り	サブライチャンパー	M・(ロ)・Ⅸ																																																																																																	
	消音チャンパー・消音エルボ	L・(ロ)・Ⅷ																																																																																																	
給排水衛生設備工事の保温の種別																																																																																																			
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																	
給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ハ)・Ⅶ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ																																																																																																	
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ																																																																																																	
	P S内及び空隙壁中	—																																																																																																	
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																																																																	
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ																																																																																																	
19 防凍保温																																																																																																			
20 塗装																																																																																																			
⑳ 電線																																																																																																			
㉑ はつり及びあと施工アンカー打設																																																																																																			

23 管の埋設深さ	<p>(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。</p> <p>(2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。</p> <p>(3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで300mmとする。</p>
24 既設管分岐・接続	<p>既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。</p> <p>やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。</p>
25 絶縁継手の設置・種別	<p>※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管</p> <p>※鋼管と銅管及びこれに類する部分</p> <p>※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分</p> <p>※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ</p>
26 天井上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
㉒ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉓ 保険	<p>受注者は工事事務物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。</p> <p>受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。</p>
30 配管識別	<p>配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。</p> <p>※使用を要する 壁落制止用器具の安全使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号) による</p> <p>・使用を要しない</p>
㉔ その他	<p>完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない</p> <p>完成図の表紙及び裏表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。</p> <p>また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。</p> <p>県営住宅の完成図書の提出部数は、A 1二つ折り1部及びA 3二つ折り3部とする。</p> <p>三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。</p> <p>工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。</p>
① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
② 改修部分の足場	<p>本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。</p> <p>(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・</p> <p>(2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種</p> <p>※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日) の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。</p>
③ 既存部分養生・既存家具等養生	<p>(1) 関係受注業者と共用部分</p> <p>※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。</p> <p>○本工事で負担とする。(種別は(2)による。)</p> <p>(2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。</p> <p>※ビニールシート ・合板 ・</p>
4 備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5 仮設間仕切り	<p>(1) 関係請負業者と共用部分</p> <p>※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。</p> <p>・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)</p> <p>(2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。</p> <p>※A種 単管下地全面シート張り ・</p>
⑥ 撤去後機材の扱い	<p>(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。</p> <p>(2) 撤去後再使用する指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。</p> <p>それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。</p>
⑦ 支持金物の再利用	<p>(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品</p> <p>(2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品</p>
⑧ あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
⑨ フロン回収	<p>冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。</p> <p>※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。</p>
⑩ 総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11 既設基礎等の解体はつり	<p>建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。</p> <p>現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。</p> <p>粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。</p>
⑫ その他	<p>(1) 図面上の縮尺は、J I S A 1版とした縮尺とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。</p> <p>(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。</p> <p>(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの (一財) 日本石油燃焼機器保守協会) が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後2021.4</p>

摘要	設計年月日	株式会社金子設計			総括設計製図縮尺	工事名称	図名	図面番号	
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦男			  	A1:S=N, S A3:S=N, S	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	機械設備特記仕様書 (1)	M-01



工事場所：埼玉県富士見市大字上南極1317(特別支援学校)

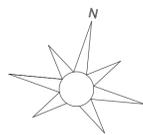


配置図 S-1/300

仮設工事 凡例

- 空調和設備設置工事対象建築物を示す。
- 枠組本足場 W=900 (手摺先行足場) を示す。
- ガードフェンス H=1.8m を示す。
- 既存構造物を示す。

- ※ 大型のレッカーを使用する場合は、必要な養生を行なうこと。
- ※ 資材の搬入等、工事車両の進入時には状況に応じ適宜、ガードマンを配置する。
- ※ 仮設計画は、建物管理者、監督員と協議の上、施工を行なうこと。
- ※ ガードフェンス下は通り抜けの出来ないよう隙間を設けないこと。
- ※ 道路の通行はスクールゾーンの為、時間帯については学校と十分調整をとること。
- ※ 側溝は塞がないよう考慮し、鉄板をひくこと。

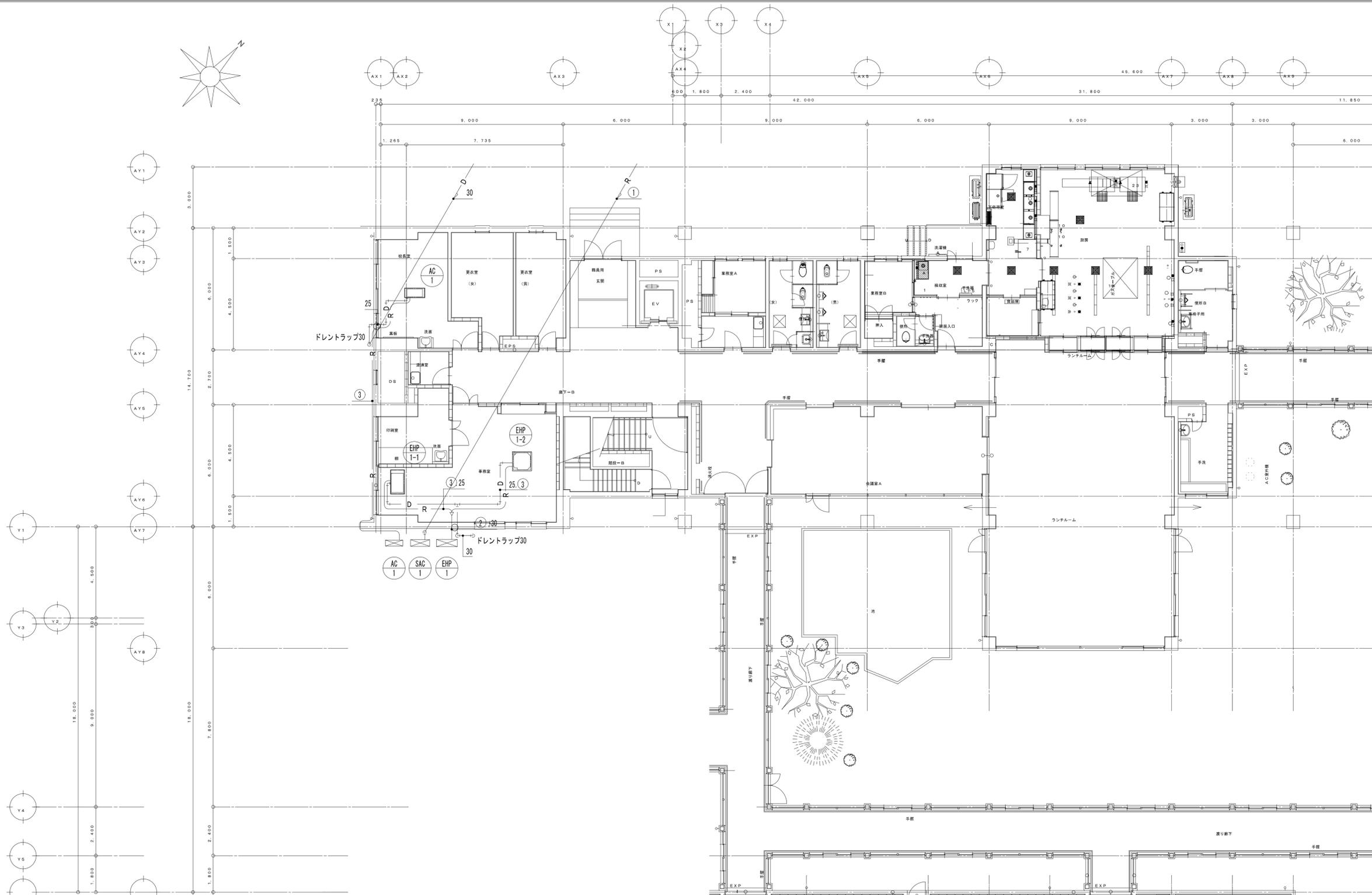
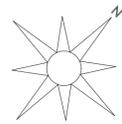


■特記事項

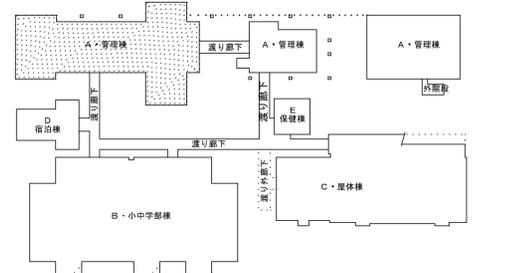
- 外壁塗装材アスベスト含有
 - ・外壁で配管コア抜き箇所の下地調整材に含有するアスベストを除去する。
 - ・工法については関係法令を準拠し行うこと。
 - ・数量、位置については設備図を参照とする。
 - ・アスベスト粉じん濃度測定は施工中敷地境界4点とする。

- 外壁塗材はアスベスト含有のためアンカー打設施工方法
 - ・足場及び配管支持材等のアンカー穿孔については、集塵機付きハンマードリル等を使用し飛散防止対策を行い穿孔作業を行うこと。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計 事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦男	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
						A1:S=1/300 A3:S=1/600	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	配置図・案内図	M-03



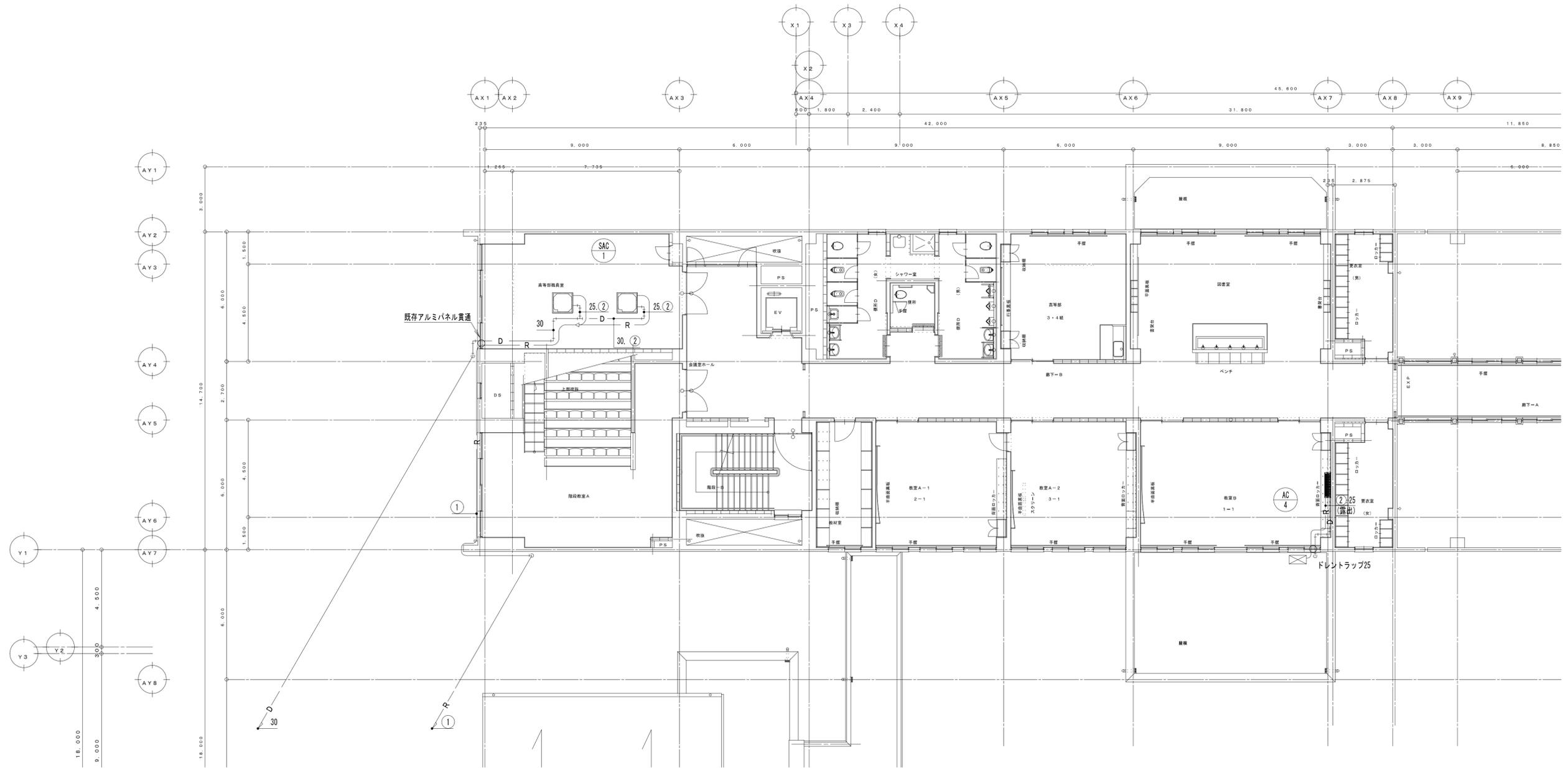
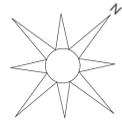
1階平面図 S-1/100



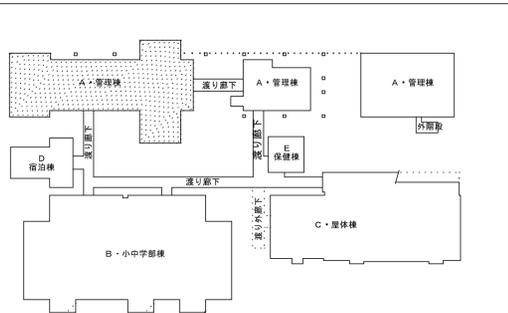
冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線・電源線
①	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
②	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
③	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C

■凡例
○ はつり補修



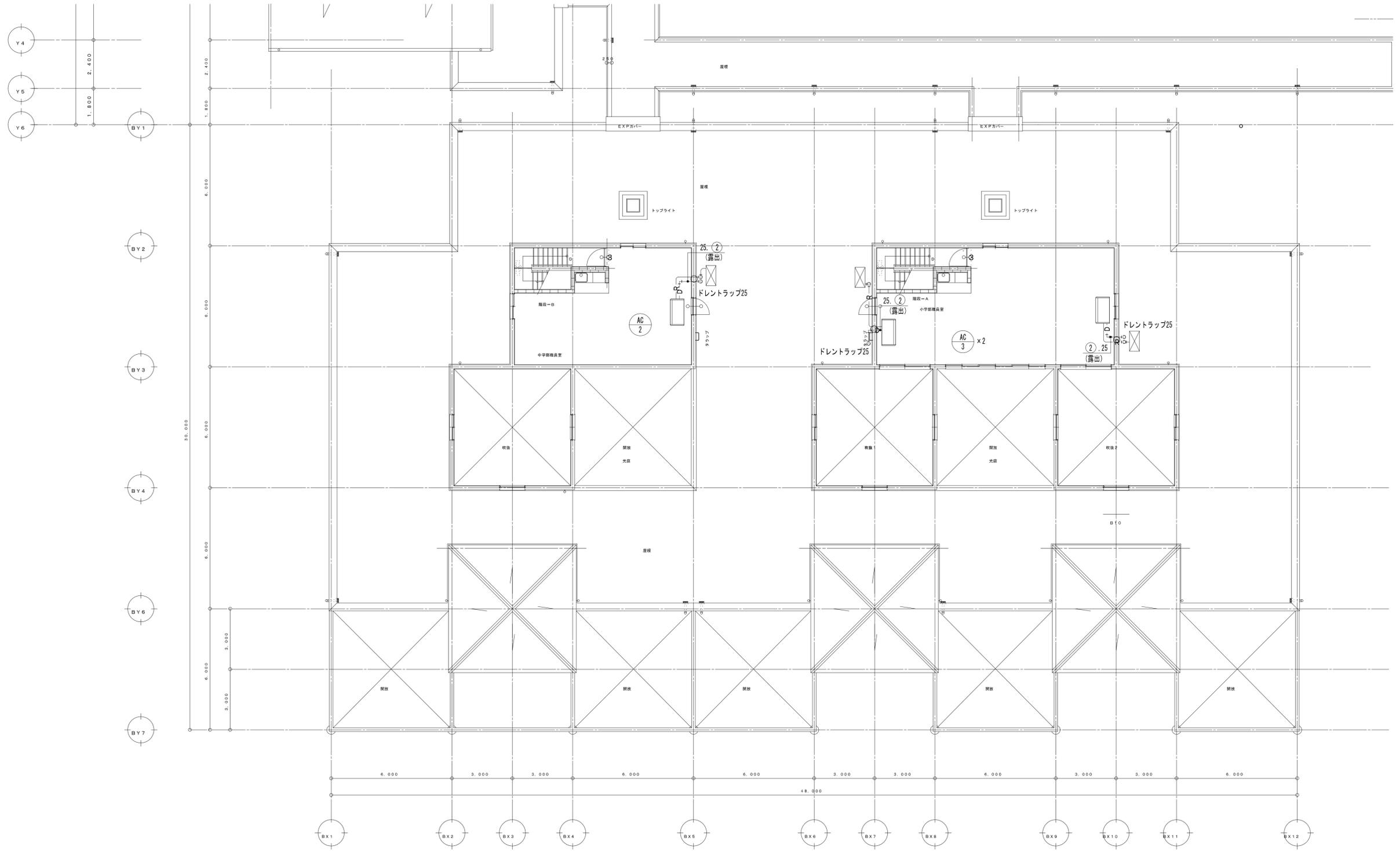
2階平面図 S-1/100



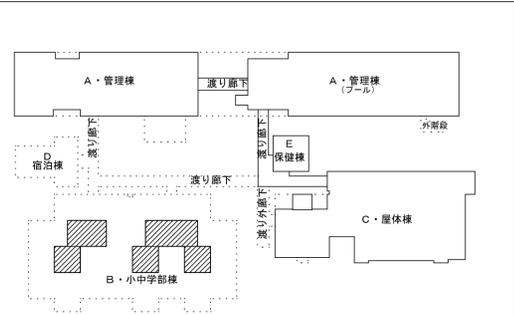
冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線・電源線
①	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
②	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
③	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C

■凡例
○ はつり補修



2階平面図 S-1/100

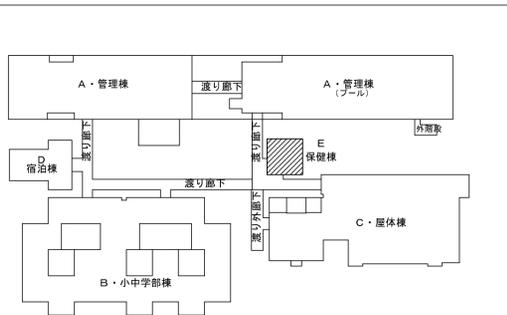
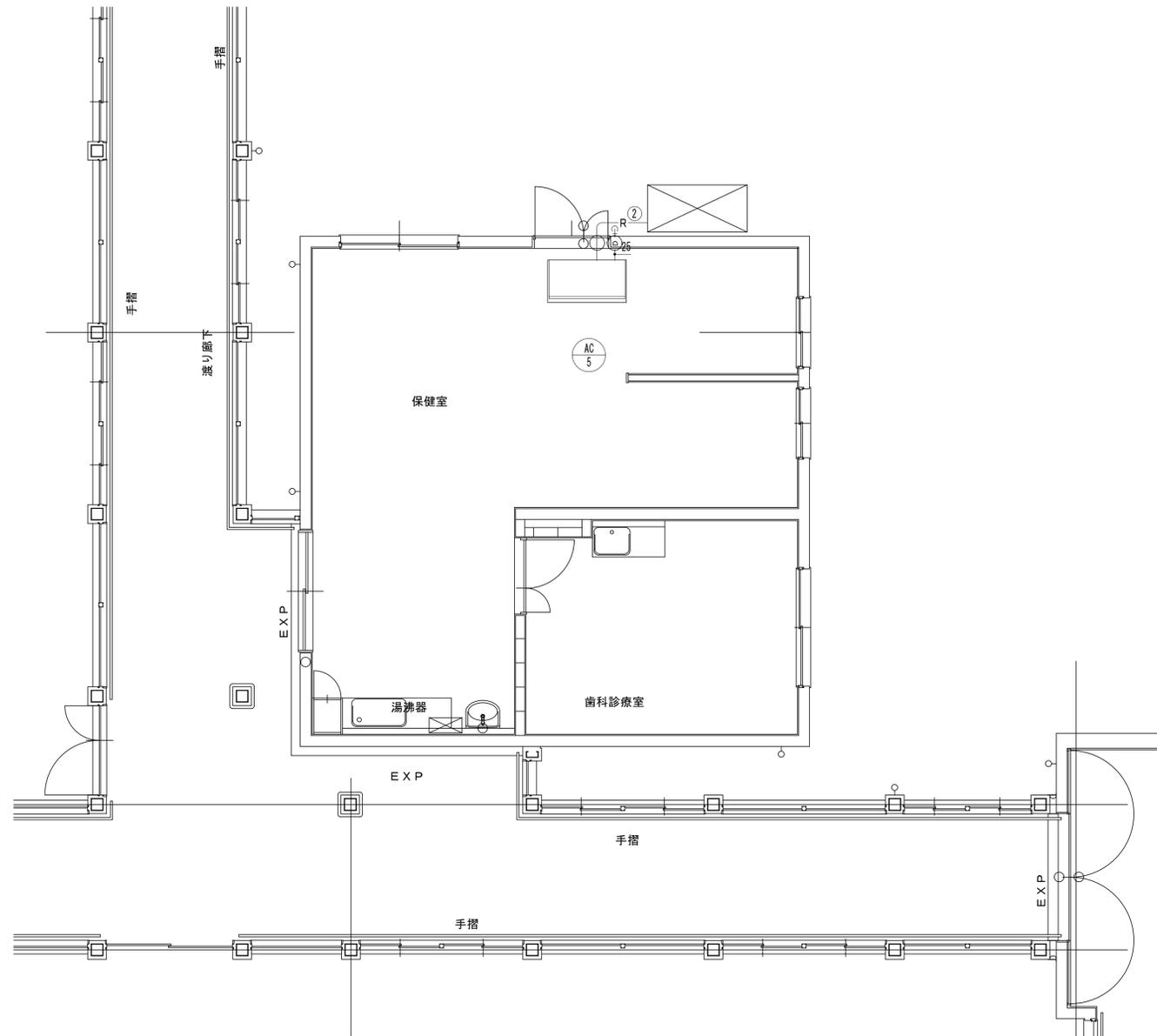


冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線・電源線
①	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
②	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
③	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C

■凡例
○ はつり補修

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括 設計 製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦 男		A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	改修後 冷暖房設備 小学部棟 2階平面図	M-07

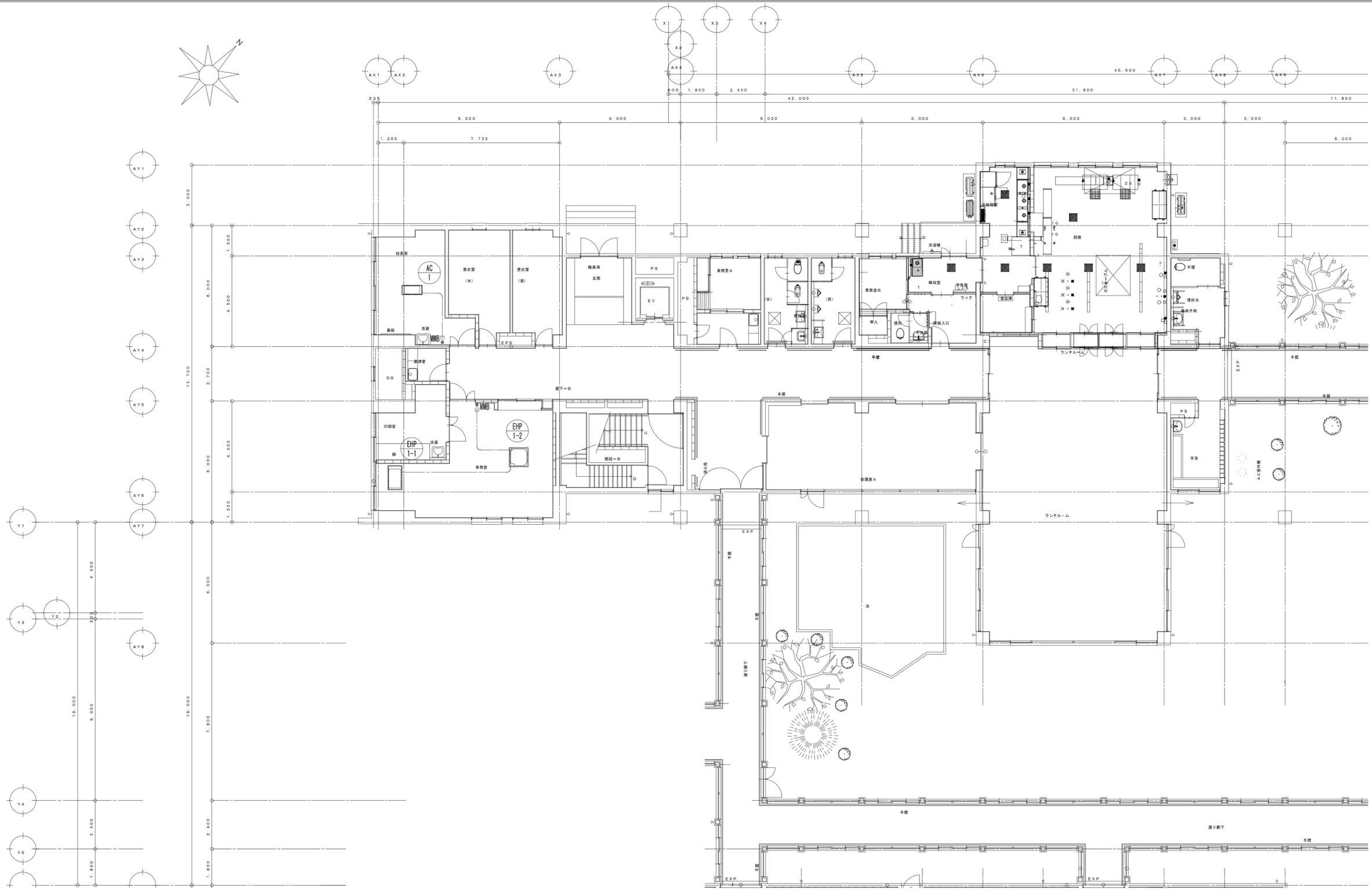
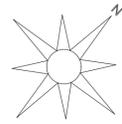


冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線・電源線
①	19.05 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
②	15.88 φ	9.52 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C
③	12.7 φ	6.35 φ	CEES1.25-2C・EEF2.0-3C

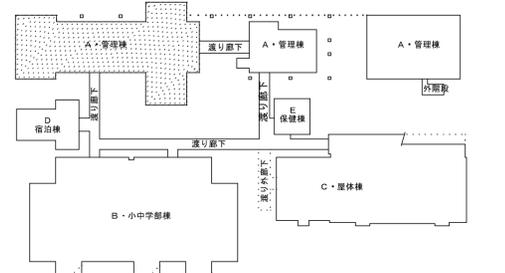
■凡例
 ⊙ はつり補修

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 一級建築士	増玉県知事登録(10)第577号 第333287号	増玉県知事登録(10)第577号 木村邦男	A1:S=1/50 A3:S=1/100	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	改修後 冷暖房設備 保健室棟 平面図	M-08

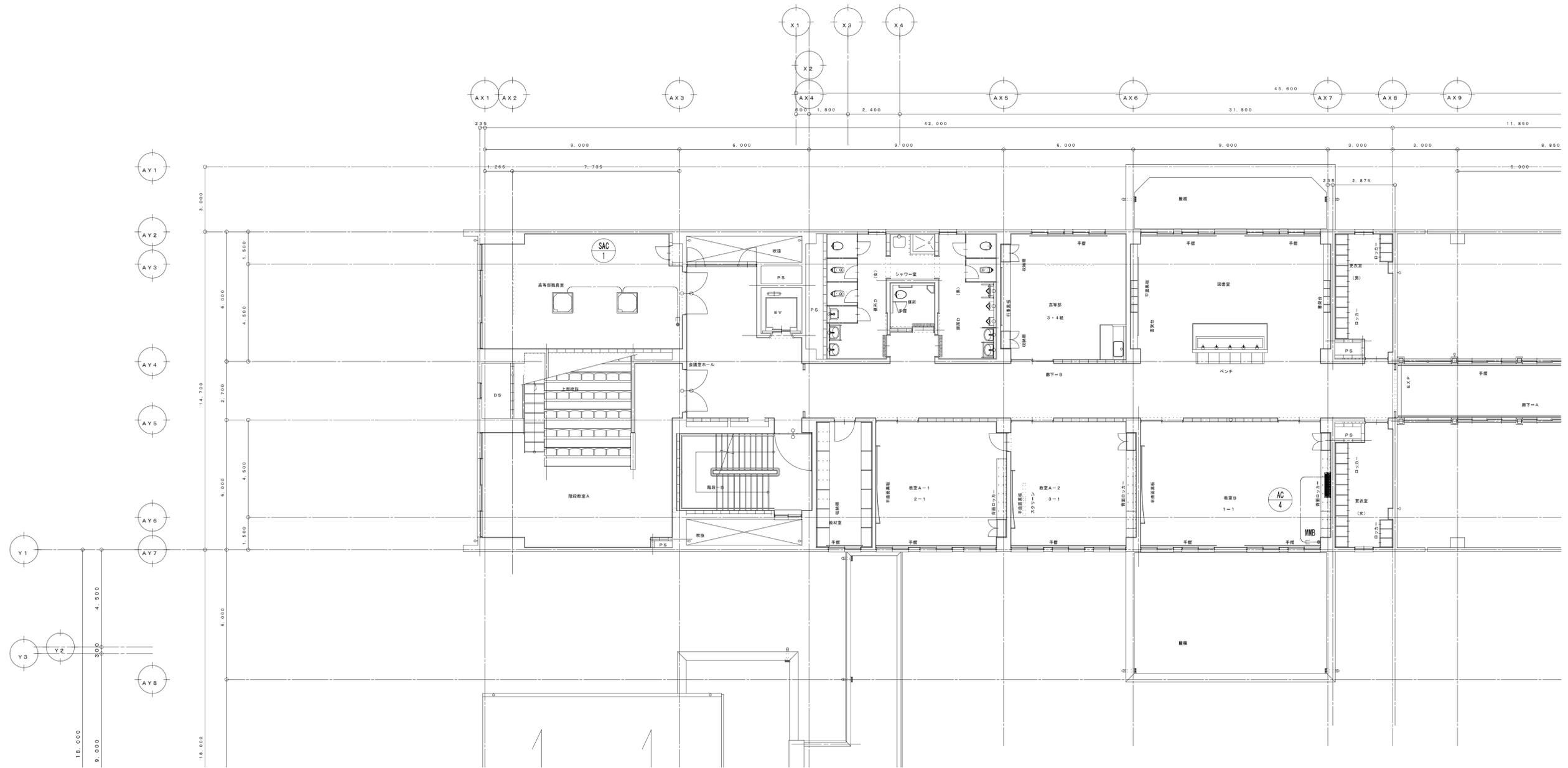
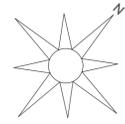


1階平面図 S-1/100

- 凡例
- CEES1. 25-2C (コログン)
 - ■ CEES1. 25-2C (MMB)
 - リモコン

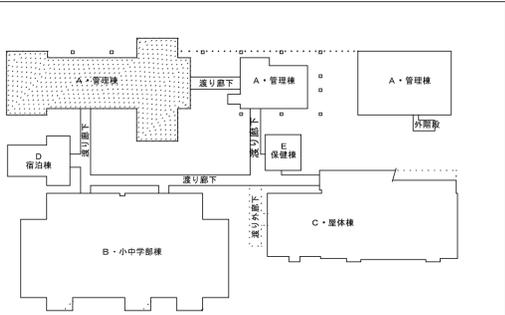


摘要	設計年月日	株式会社 金子設計	総括 設計 製図 	縮尺 A1:S=1/100 A3:S=1/200	工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	図名 改修後 自動制御設備 1階平面図	図面番号 M-09
	事務所登録 一般建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一般建築士 第333287号 木村 邦男						

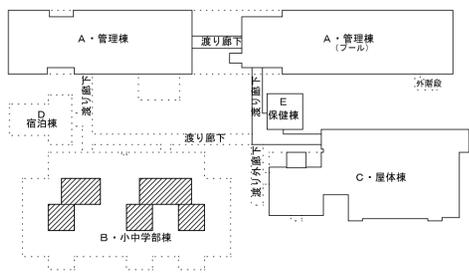
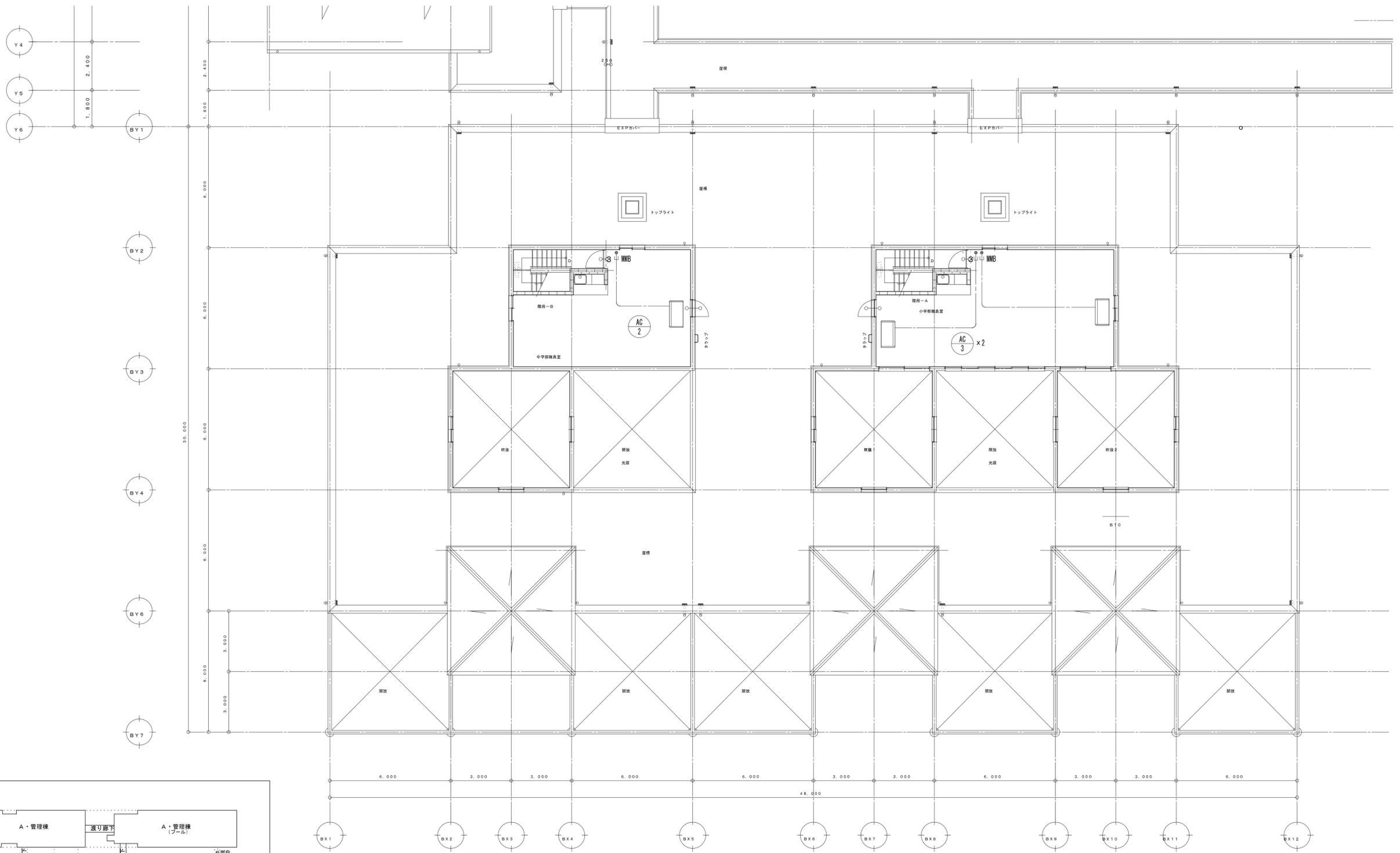


2階平面図 S-1/100

- 凡例
- C E E S 1. 2 5 - 2 C (コログシ)
 - M M B C E E S 1. 2 5 - 2 C (M M B)
 - リモコン



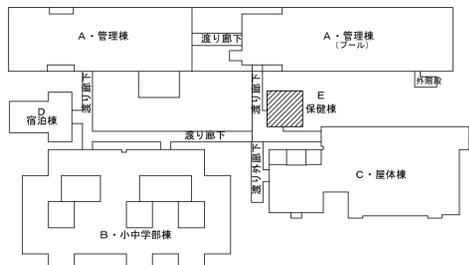
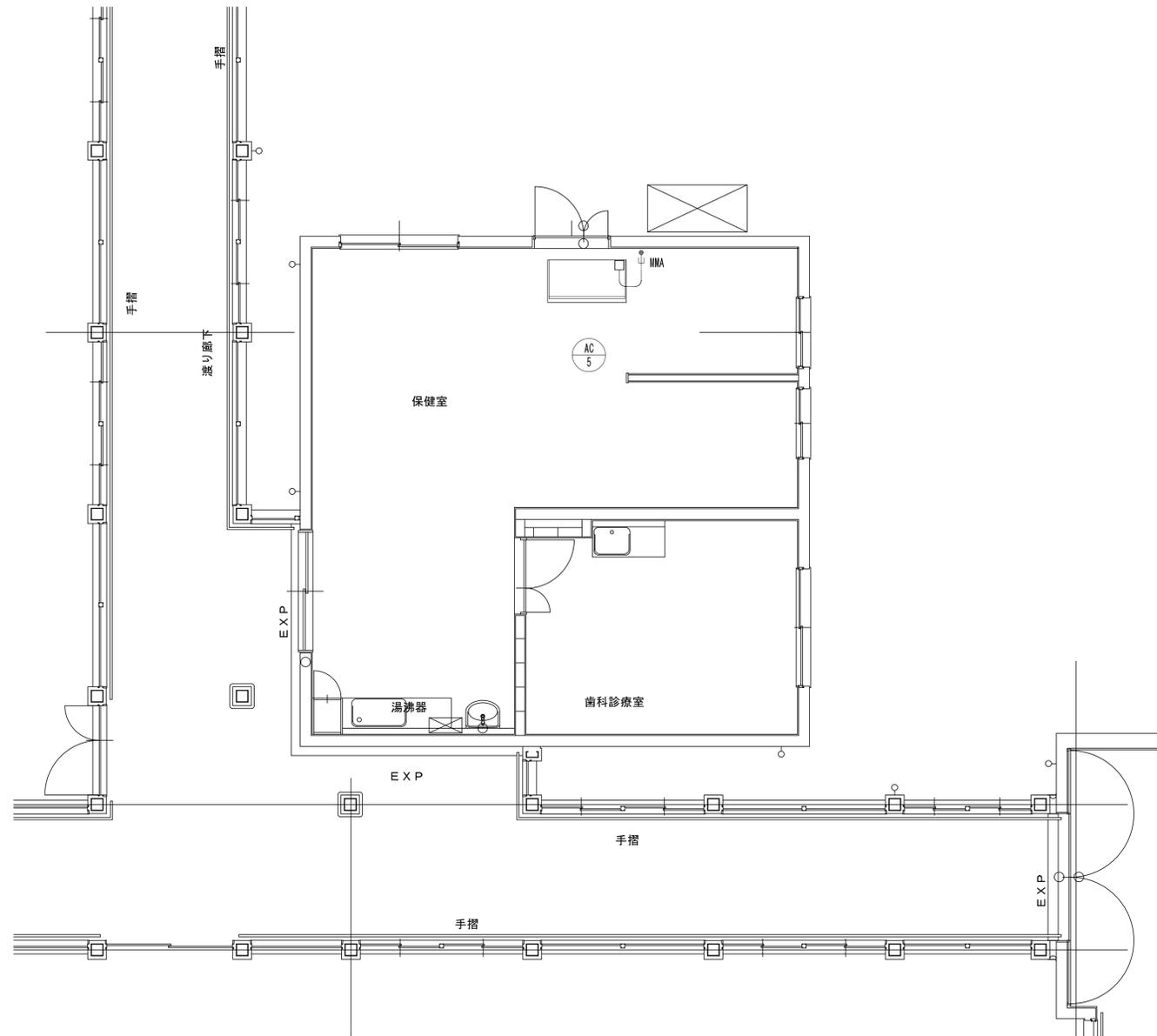
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
			事務所会社 管理建築士	一級建築士事務所 一級建築士	埼玉県知事登録(10)第577号 第333287号	木村 邦 男			



2階平面図 S-1/100

- 凡例
- C E E S 1. 25-2C (コログシ)
 - MIB C E E S 1. 25-2C (MIB)
 - リモコン

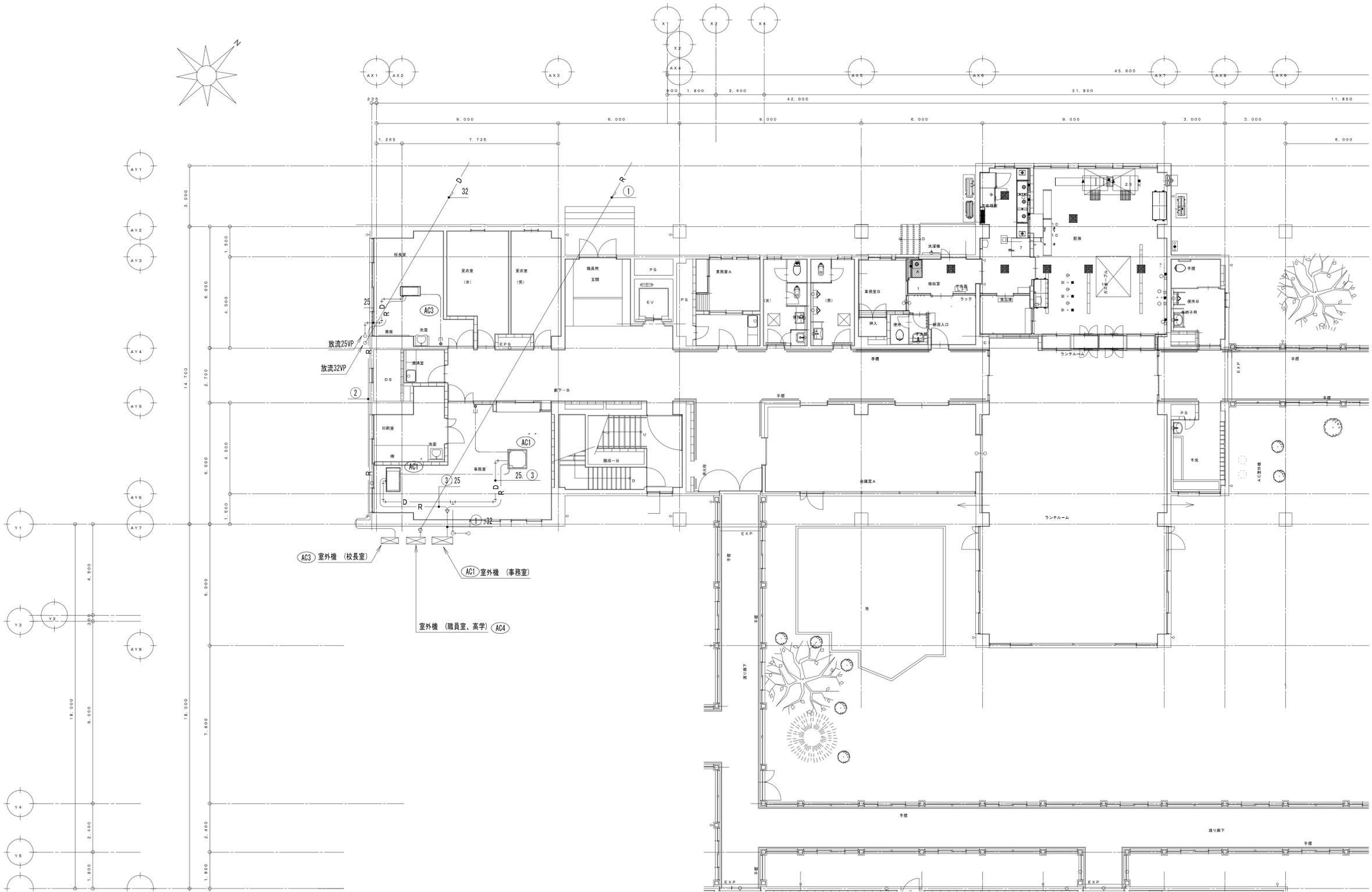
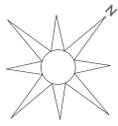
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	事務所登録 一般建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一般建築士 第333287号 木村 邦男	総括	設計	製図	縮尺	工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	図名 改修後 自動制御設備 小学部棟 2階平面図	図面番号 M-11
						A1:S=1/100 A3:S=1/200				



摘要	設計年月日	株式会社金子設計 <small>事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦男</small>	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
			  	A1:S=1/50 A3:S=1/100	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	改修後 自動制御設備 保健室棟 平面図	M-12		

機器表

区分	記号	名称	性能仕様	電気容量		数量	設置場所	備考
				φ	電圧			
	AC-1	空冷ヒートポンプ式 マルチパッケージ型空調機	室外機 冷房能力:10.0kw 暖房能力:11.2kw ファン:75+65W 防振パット共	3	200	3.0	1	屋外 ダイキン (RYJ112B) コンクリート基礎(既存再利用)
	AC-1'	空冷ヒートポンプ式 マルチパッケージ型空調機	室内機:1方向カセット形 冷房能力:3.6kw 暖房能力:4.5kw ファン:20W 化粧パネル リモコン共	3	200		1	事務室 ダイキン (FHYKJ40L)
	AC-1''	空冷ヒートポンプ式 マルチパッケージ型空調機	室内機:4方向カセット形 冷房能力:6.2kw 暖房能力:7.0kw ファン:45W 化粧パネル共	3	200		1	事務室 ダイキン (FHYCJ71B)
	AC-3	パッケージ型空調機 空冷ヒートポンプ式	室内機:天井埋込2方向カセット形 冷房能力:5.0kw 暖房能力:5.6kw ファン:(内)20W (外)38W 室外機用防振パット リモコン共	3	200	1.7	1	校長室 ダイキン (SHYGJ56BT) コンクリート基礎(既存再利用)
	AC-4	パッケージ型空調機 空冷ヒートポンプ式 ツイン同時運転マルチ	室内機:天井埋込4方向カセット形 冷房能力:10.0kw 暖房能力:11.2kw ファン:(内)45W×2 (外)75+65W 室外機用防振パット リモコン共	3	200	3.0	1	職員室(高学) ダイキン (SHYJCJ112BD) コンクリート基礎(既存再利用)
	AC-5	パッケージ型空調機 空冷ヒートポンプ式	室内機:天吊形 冷房能力:10.0kw 暖房能力:11.2kw ファン:(内)130W (外)75+65W 室外機用防振パット リモコン共	3	200	3.0	3	職員室 (小学、中学) ダイキン (SHYJ112B) コンクリート基礎(既存再利用)
	AC-6	パッケージ型空調機 空冷ヒートポンプ式	室内機:壁掛形 冷房能力:7.1kw 暖房能力:8.0kw 室外機用防振パット リモコン共	3	200	3.36	1	教室B コンクリートブロック基礎
	AC-7	パッケージ型空調機 空冷ヒートポンプ式	室内機:天吊形 冷房能力:10.0kw 暖房能力:11.2kw 室外機用防振パット リモコン共	3	200	1.90	1	保健室 コンクリートブロック基礎



1階平面図 S-1/100

冷媒用保温付被覆銅管

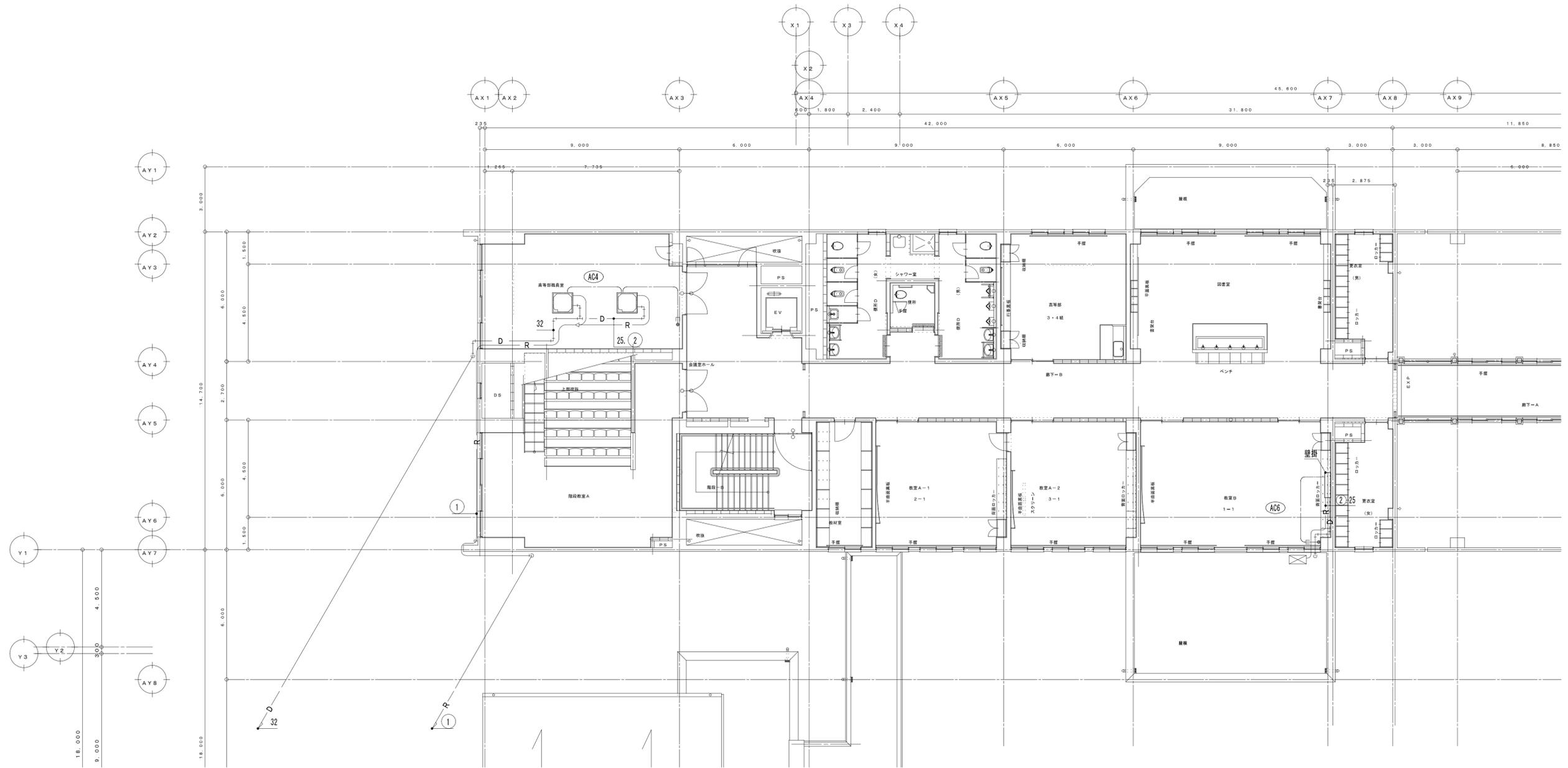
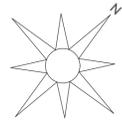
	ガス	液	信号線
①	19.1 φ	9.5 φ	CVVS1.25-2C
②	15.9 φ	9.5 φ	CVVS1.25-2C
③	12.7 φ	6.4 φ	CVVS1.25-2C

■凡例

- CVVS1.25-2C(コロガン)
- CVVS1.25-2C(MMA)
- リモコン

■特記事項

図示設備はすべて撤去とする。
配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。



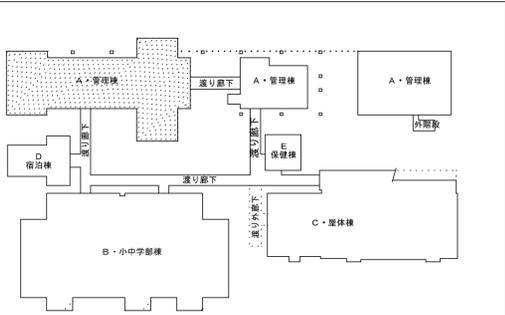
2階平面図 S-1/100

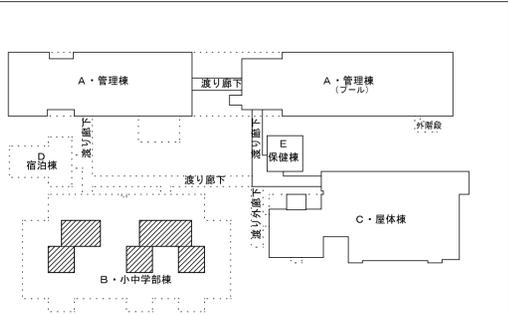
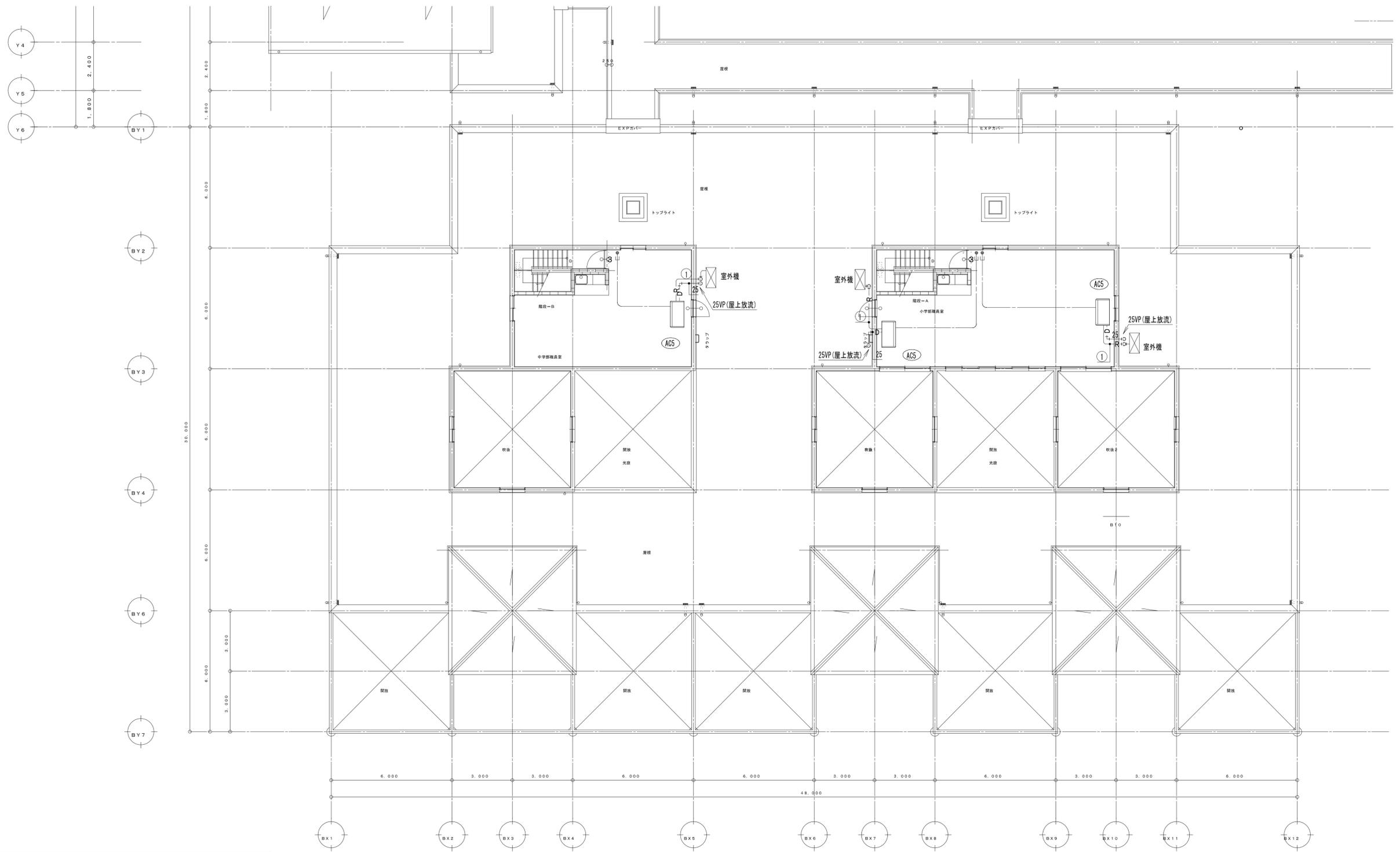
冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	19.1 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
②	15.9 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
③	12.7 φ	6.4 φ	CVVS1. 25-2C

- 凡例
- CVVS1. 25-2C(コロガシ)
 - CVVS1. 25-2C(MMA)
 - リモコン

■特記事項
 図示設備はすべて撤去とする。
 配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。





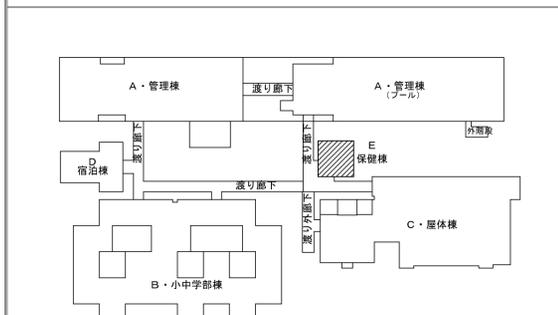
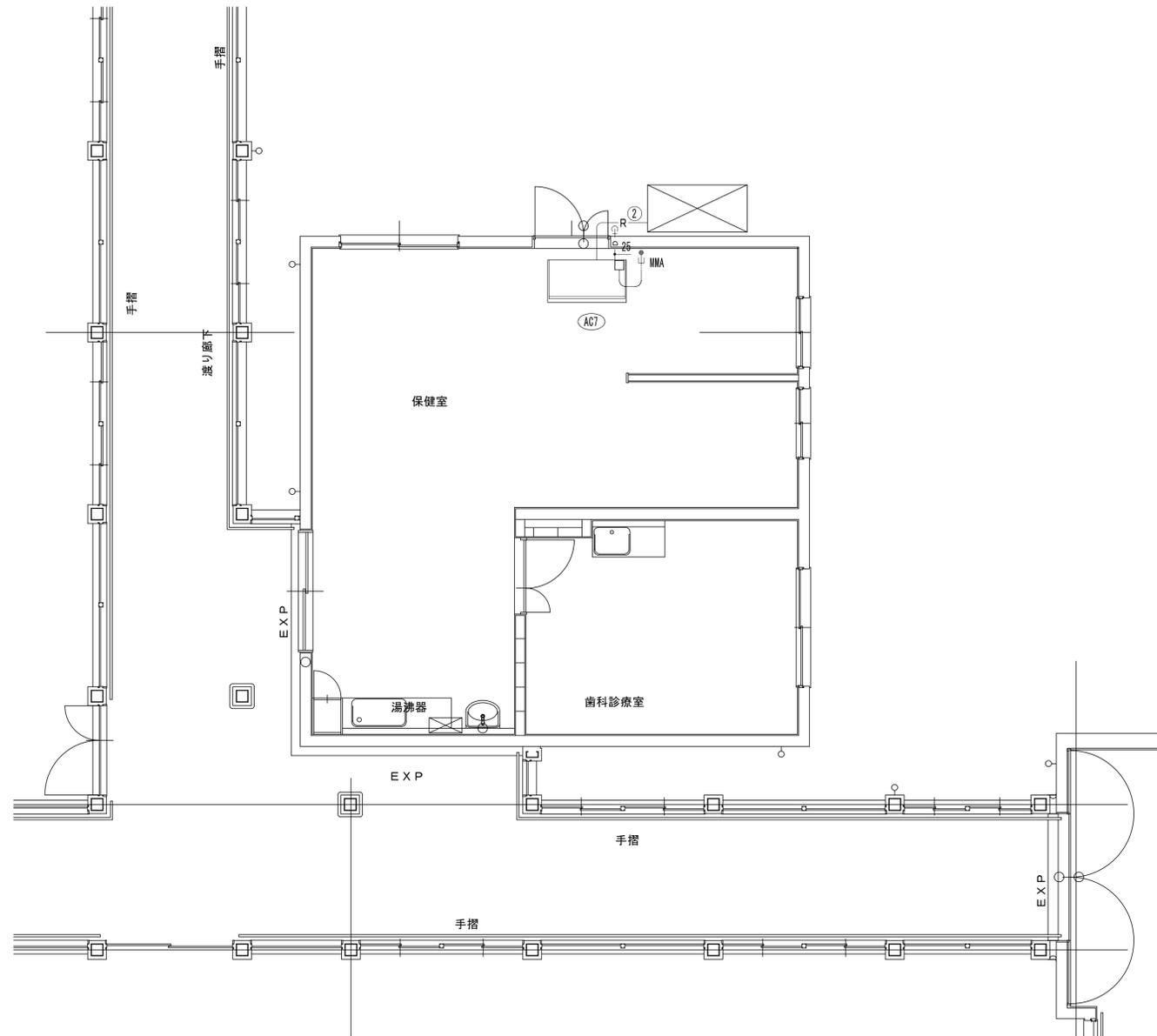
2階平面図 S-1/100

冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	19.1 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
②	15.9 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
③	12.7 φ	6.4 φ	CVVS1. 25-2C

■特記事項
 図示設備はすべて撤去とする。
 配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括 設計 製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一般建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一般建築士 第333287号 木村 邦男		A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	既存 冷暖房設備 小学部棟 2階平面図	M-16



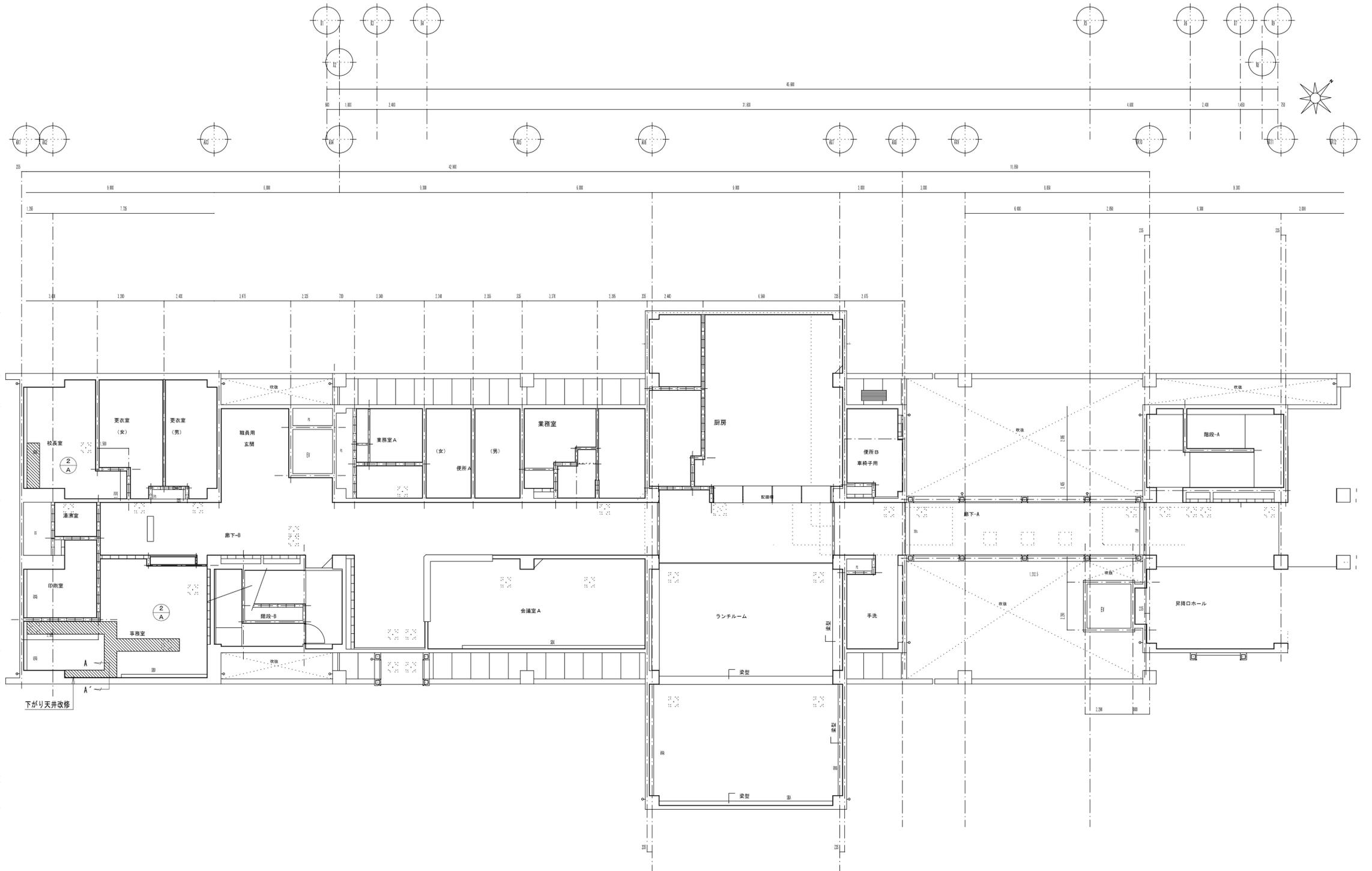
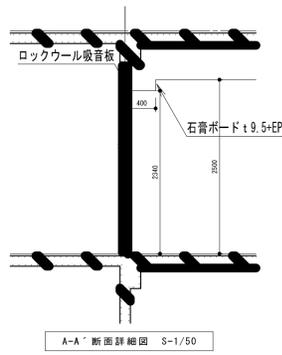
冷媒用保温付被覆銅管

	ガス	液	信号線
①	19.1 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
②	15.9 φ	9.5 φ	CVVS1. 25-2C
③	12.7 φ	6.4 φ	CVVS1. 25-2C

- 凡例
- CVVS1. 25-2C(コログシ)
 - CVVS1. 25-2C(MMA)
 - リモコン

■特記事項
 図示設備はすべて撤去とする。
 配管撤去後の開口部の穴埋めはモルタルにて行い、内外仕上げは現況復旧とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦 男	総括	設計	製図	A1:S=1/50 A3:S=1/100	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	既存 冷暖房設備 保健室棟 平面図	M-17

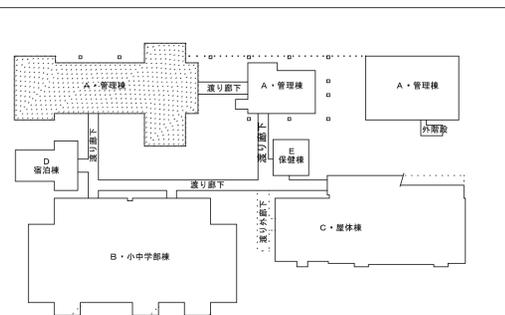


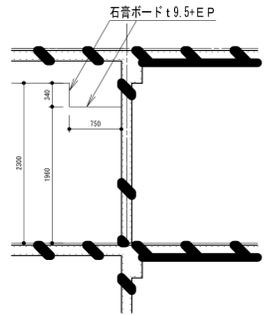
下がり天井改修

天井材料

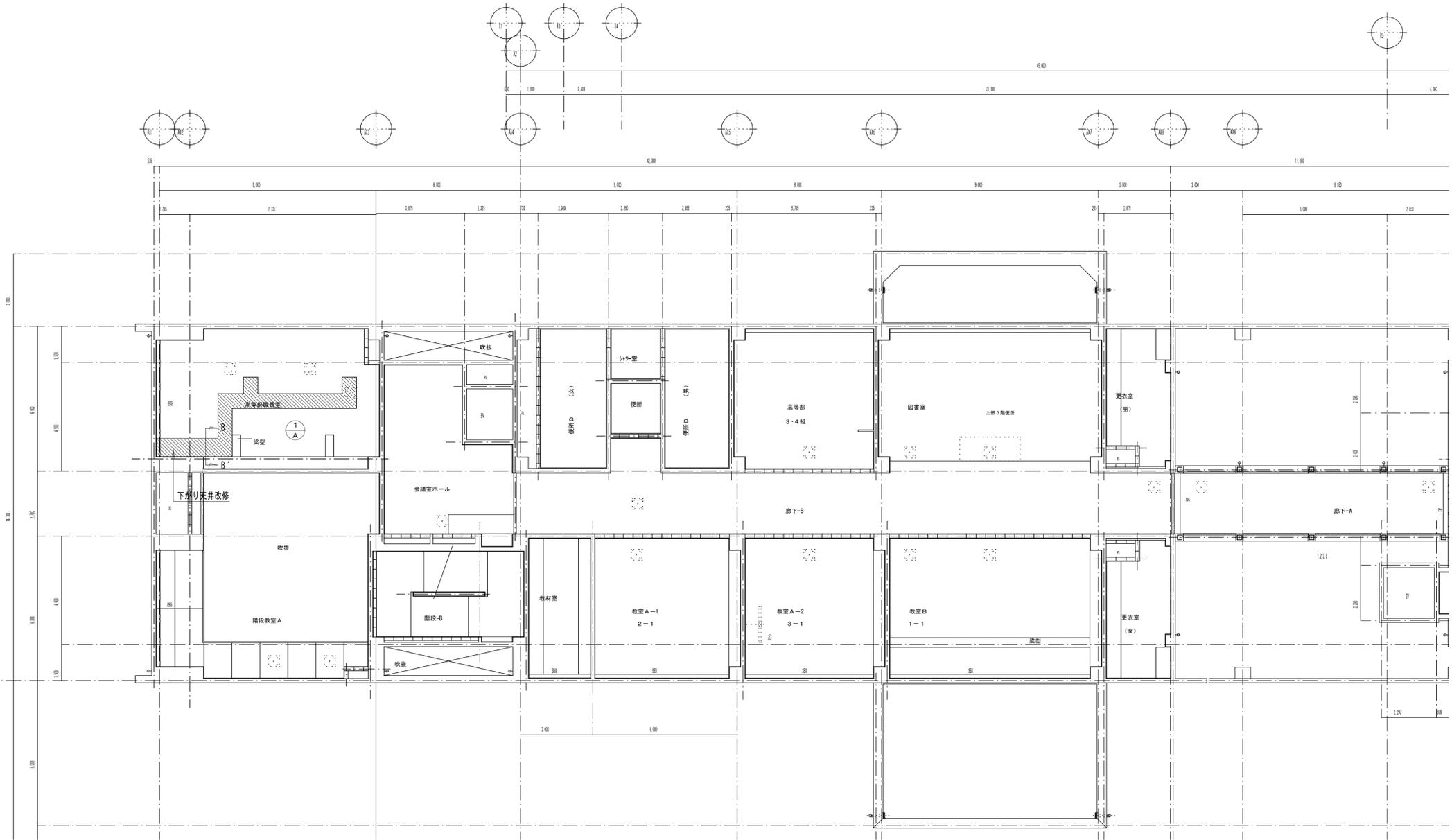
	既存	改修後
①	化粧石膏ボード t9.5	化粧石膏ボード t9.5
②	ロックウール吸音板 t12.0+石膏ボード t9.5	ロックウール吸音板 t12.0+石膏ボード t9.5
⊠	アルミ製天井点検口 450×450	
⊞	既存天井点検口	
⊟	既存天井点検口	

1階天井伏図 S-1/100



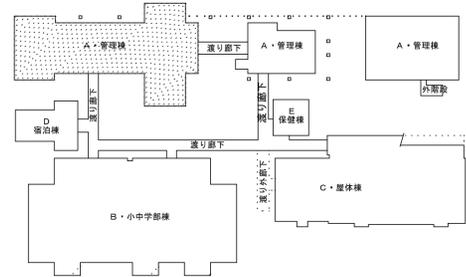


B-B 断面詳細図 S-1/50

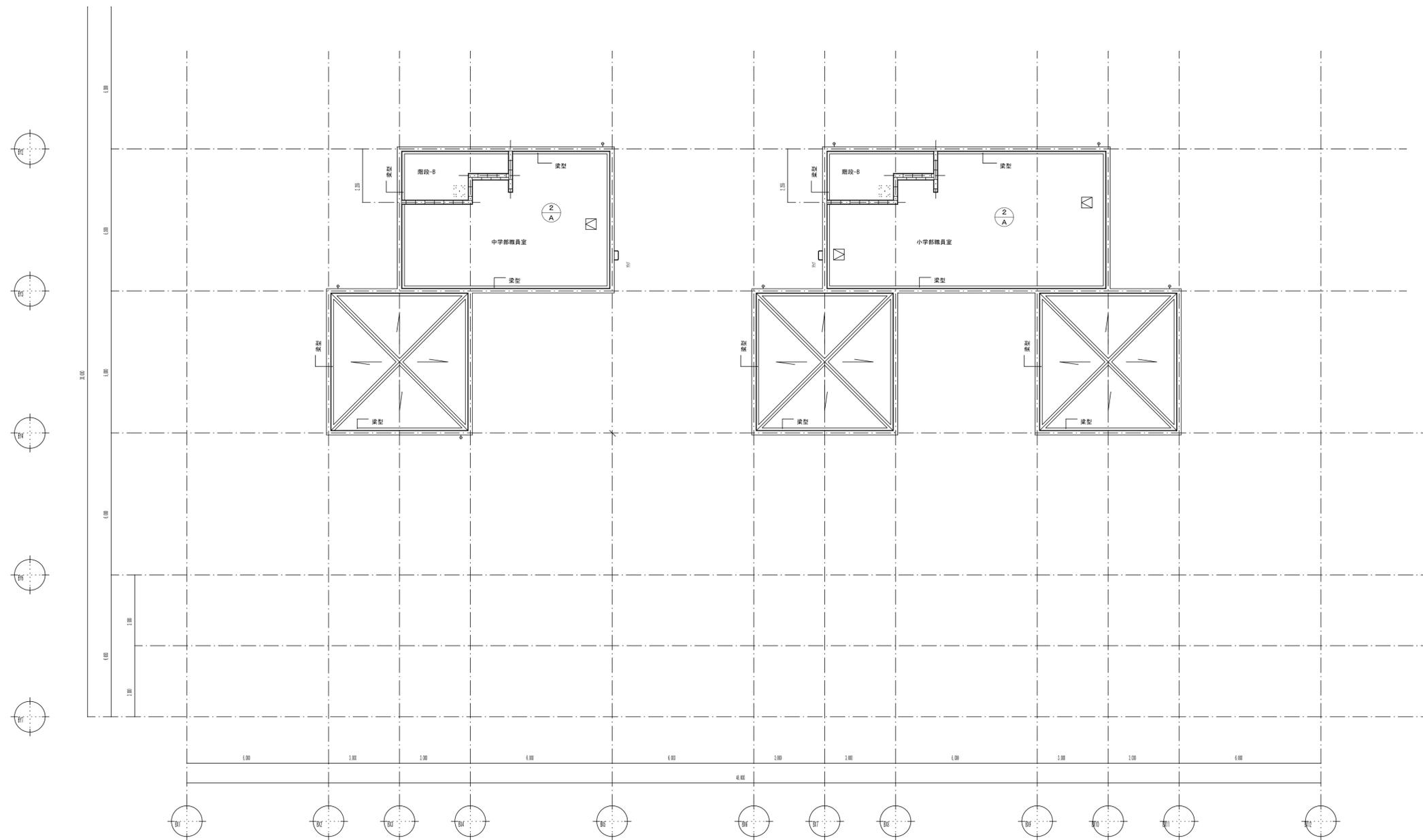


天井材料

	既 存	改 修 後
① A	化粧石膏ボード t 9.5	化粧石膏ボード t 9.5
② A	ロックウール吸音板 t 12.0+石膏ボード t 9.5	ロックウール吸音板 t 12.0+石膏ボード t 9.5
	アルミ製天井点検口 450×450	
	既存天井点検口	
	既存天井点検口	

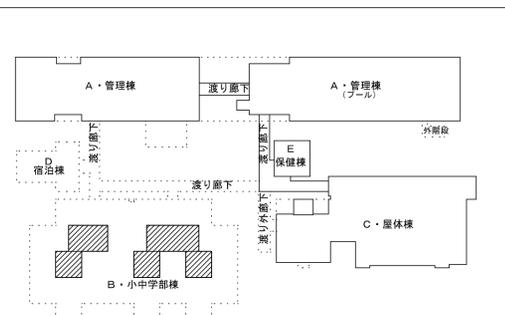


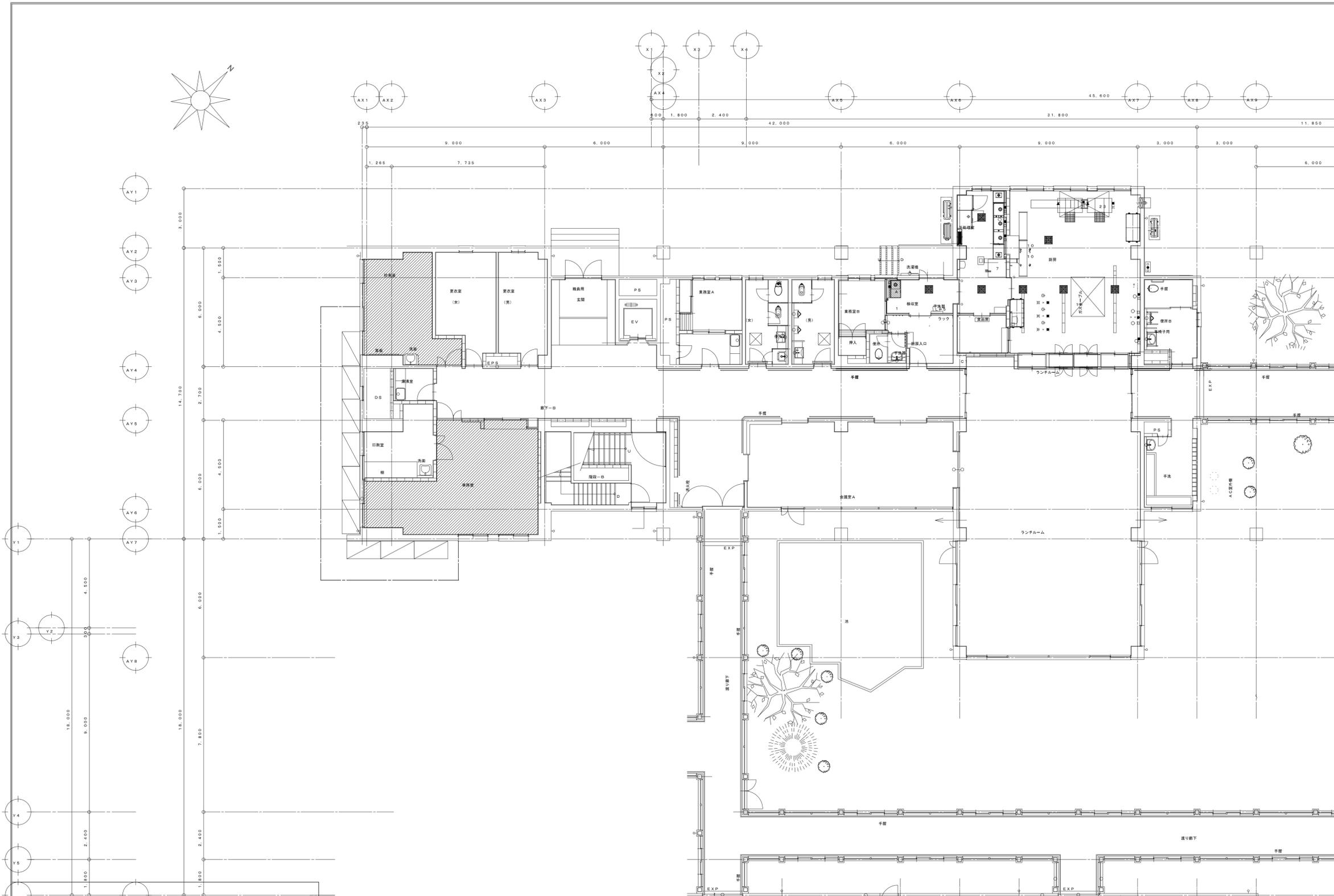
2階天井伏図 S-1/100



天井材料	
既存	改修後
① A 化粧石膏ボード t9.5	化粧石膏ボード t9.5
② A ロックウール吸音板 t12.0+石膏ボード t9.5	ロックウール吸音板 t12.0+石膏ボード t9.5
▽	アルミ製天井点検口 450×450
□	既存天井点検口
□	既存天井点検口

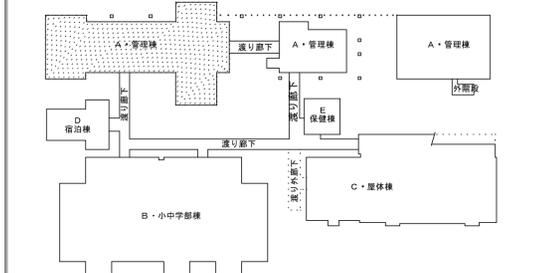
2階天井伏図 S-1/100



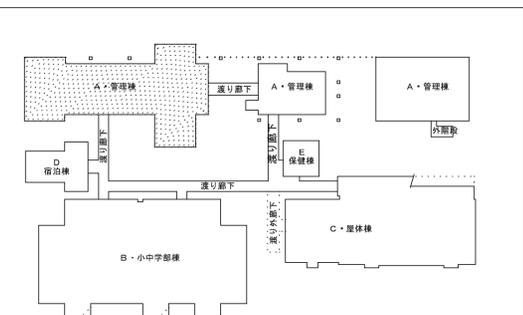
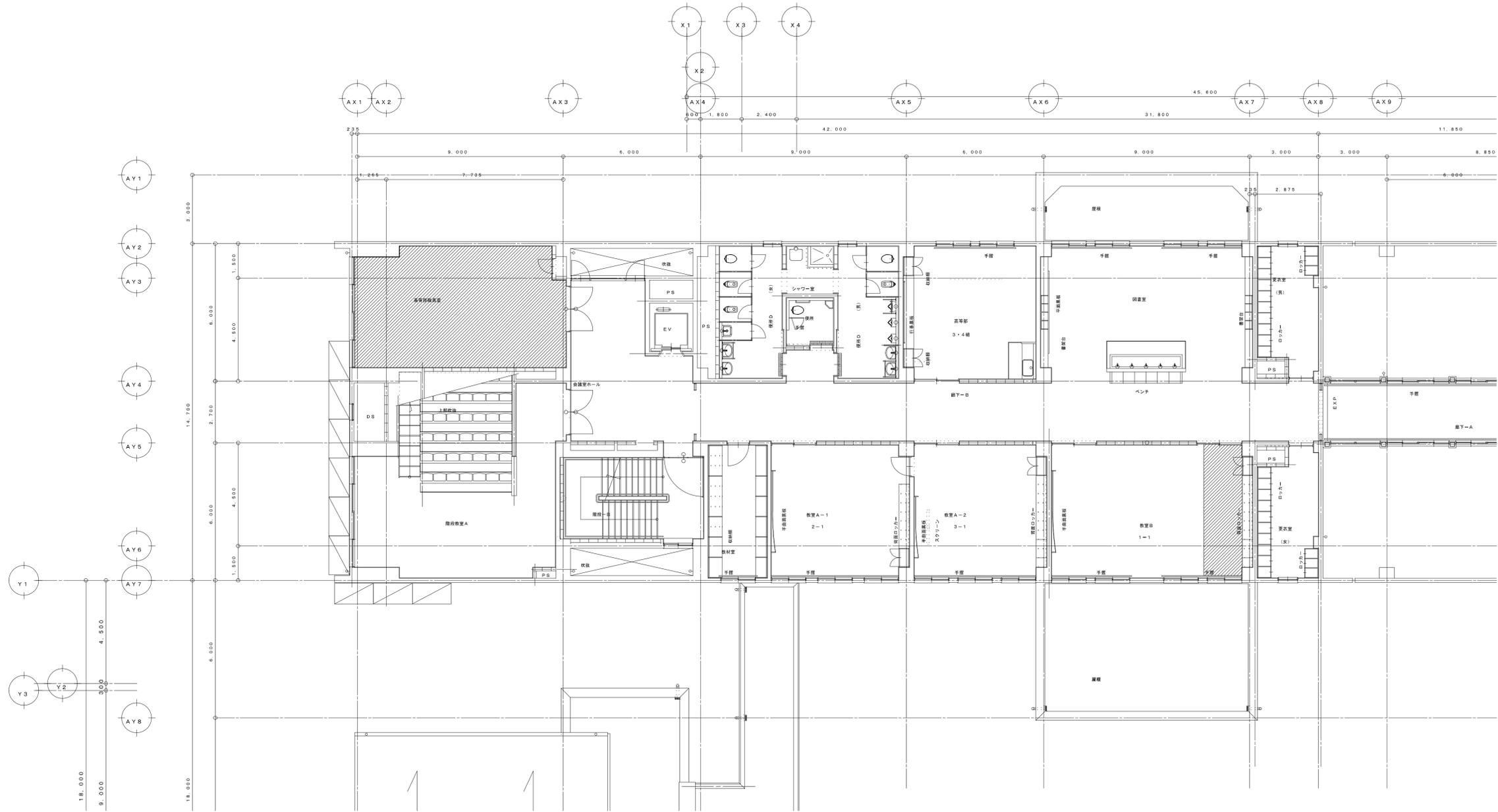
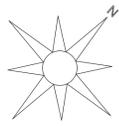


1階平面図 S-1/100

- 凡例
-  外部枠組足場 1700×900
 -  内部養生
 -  ガードフェンス H=1800



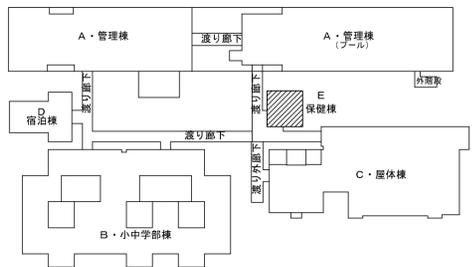
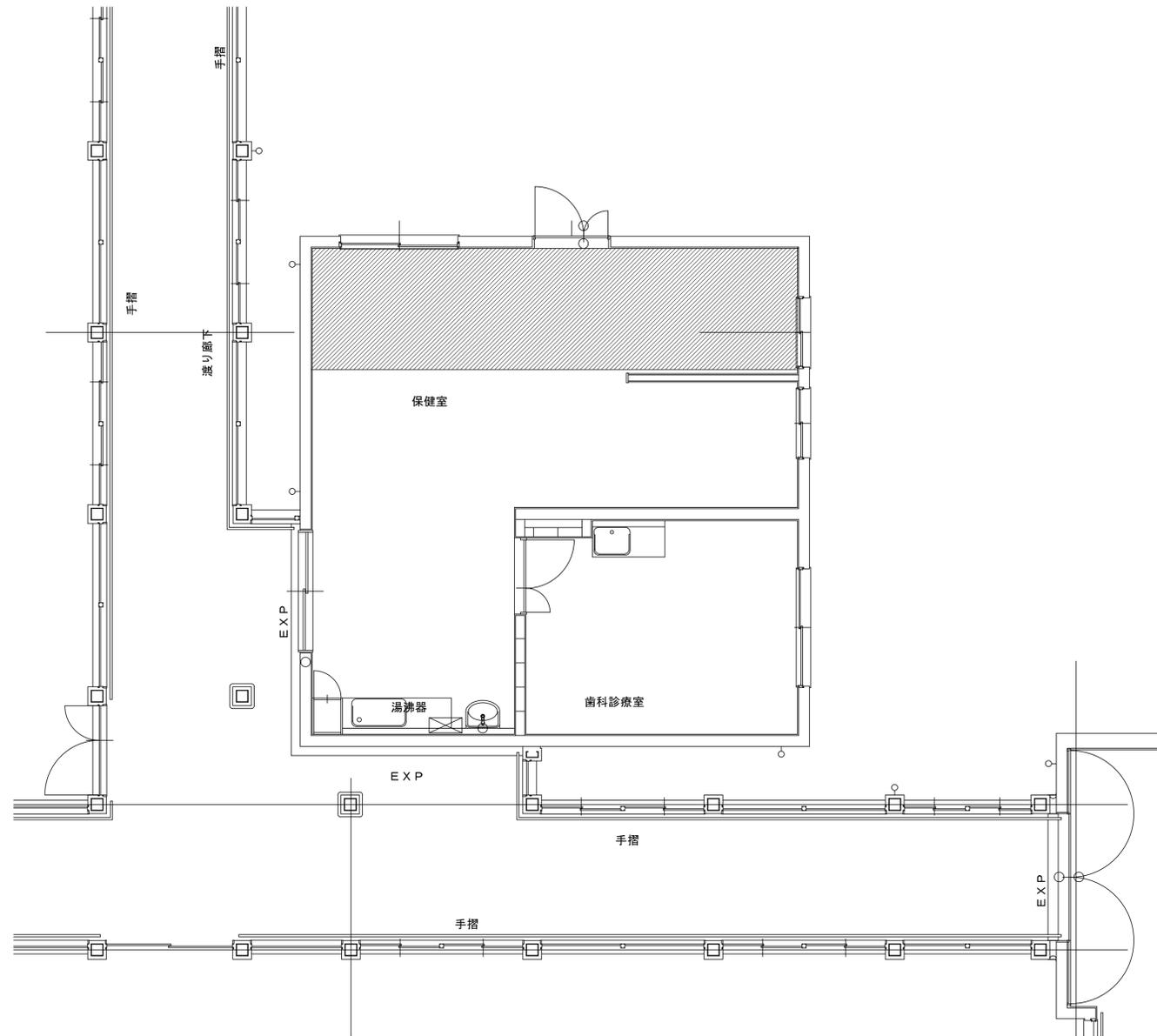
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括 設計 製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 一級建築士	A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	仮設計画図(参考) 1階平面図	M-21
		埼玉県知事登録(10)第577号 第333287号 木村邦男					

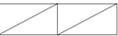


2階平面図 S-1/100

- 凡例
- 外部枠組足場 1700×900
 - 内部養生

摘要 	設計年月日 	株式会社金子設計 <small>事務所会社 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村邦男</small>	総括 設計 製図 	縮尺 A1:S=1/100 A3:S=1/200	工事名称 市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	図名 仮設計画図(参考) 2階平面図	図面番号 M-22
--------	-----------	--	--------------	--------------------------------	---	-----------------------	--------------



- 凡例
-  外部枠組足場 1700×900
 -  内部養生

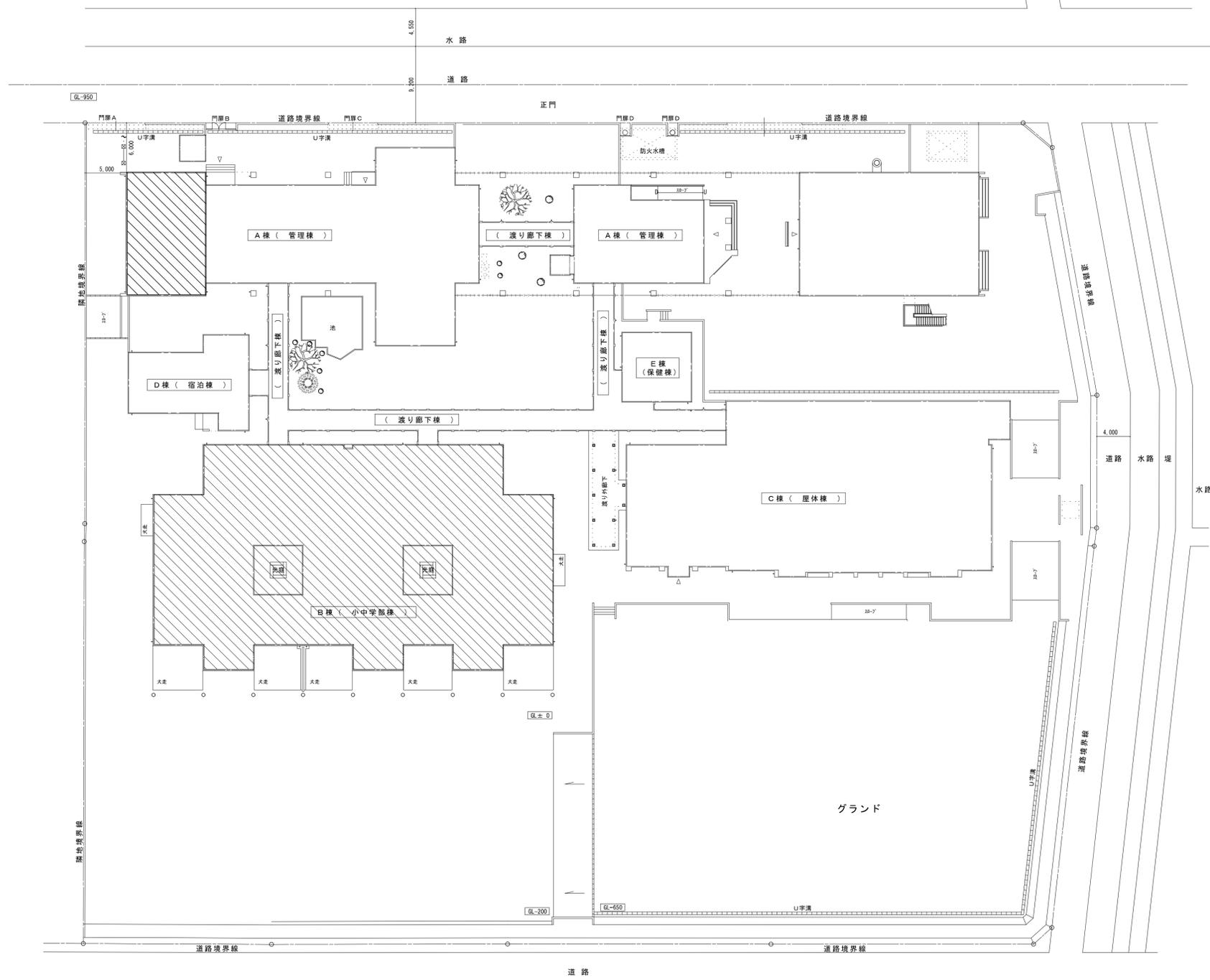
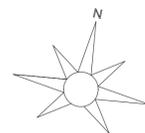
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 管理建築士				A1:S=1/50 A3:S=1/100	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	仮設計画図(参考) 保健室棟 平面図	M-24
		一級建築士事務所 管理建築士							
		埼玉県知事登録(10)第577号 第333287号 木村 邦 秀							

案内図



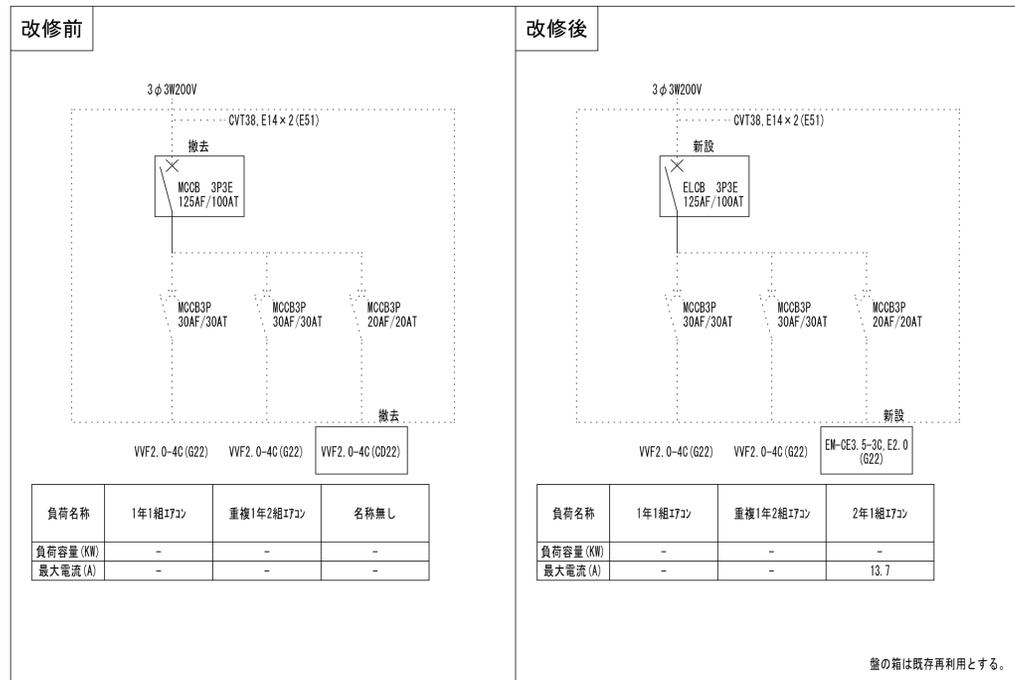
工事場所：埼玉県富士見市大字上南畑1317(特別支援学校)

 空調と設備設置工事対象建物を示す。



配置図 S-1/300

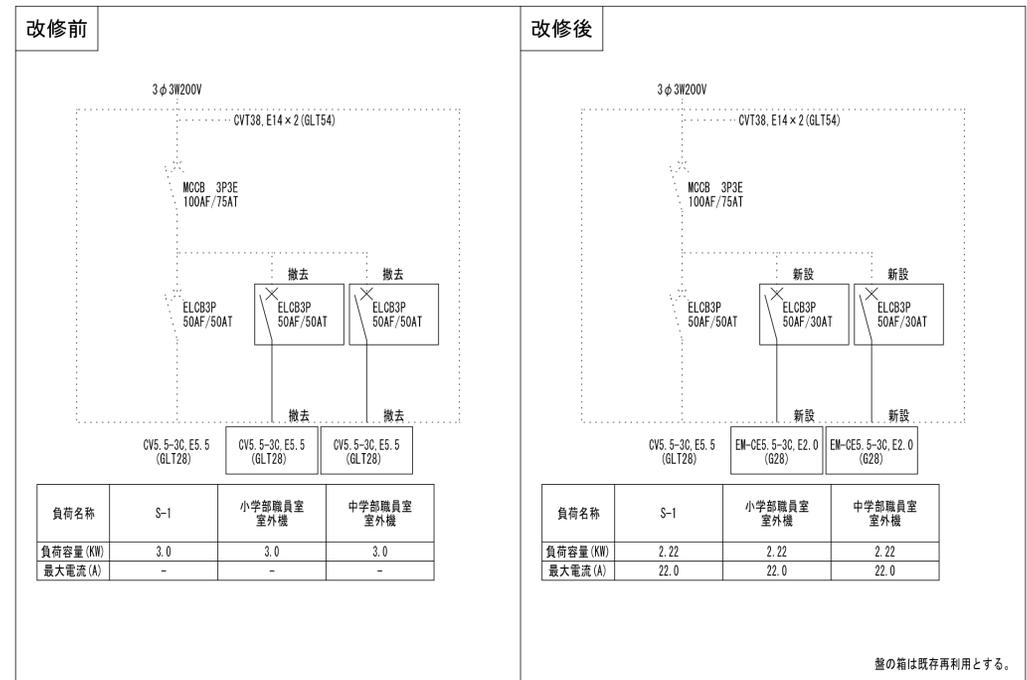
摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦男				S=A1:S=1/300 A3:S=1/600	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	配置図・案内図	E-02



2P-5

..... 既存再利用

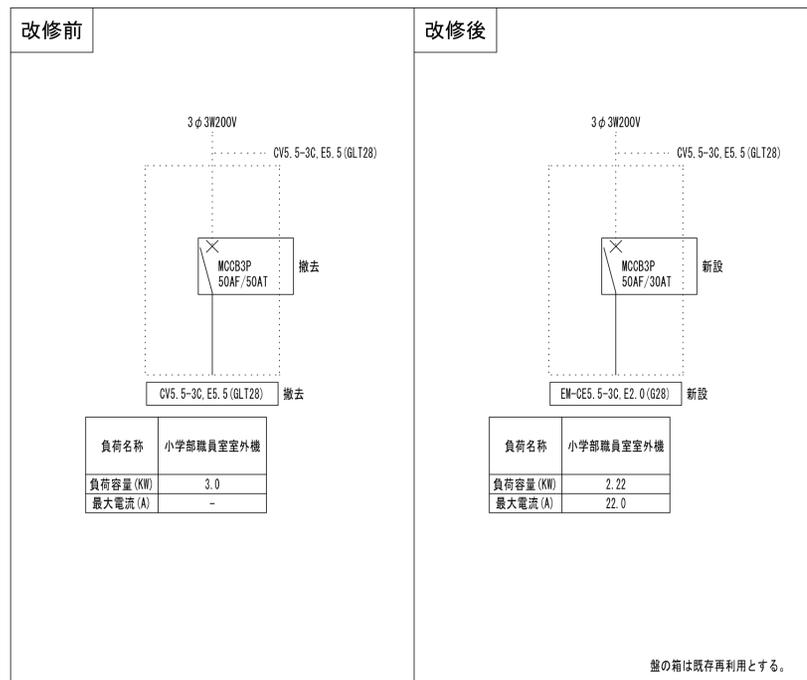
盤の箱は既存再利用とする。



PC-2A

..... 既存再利用

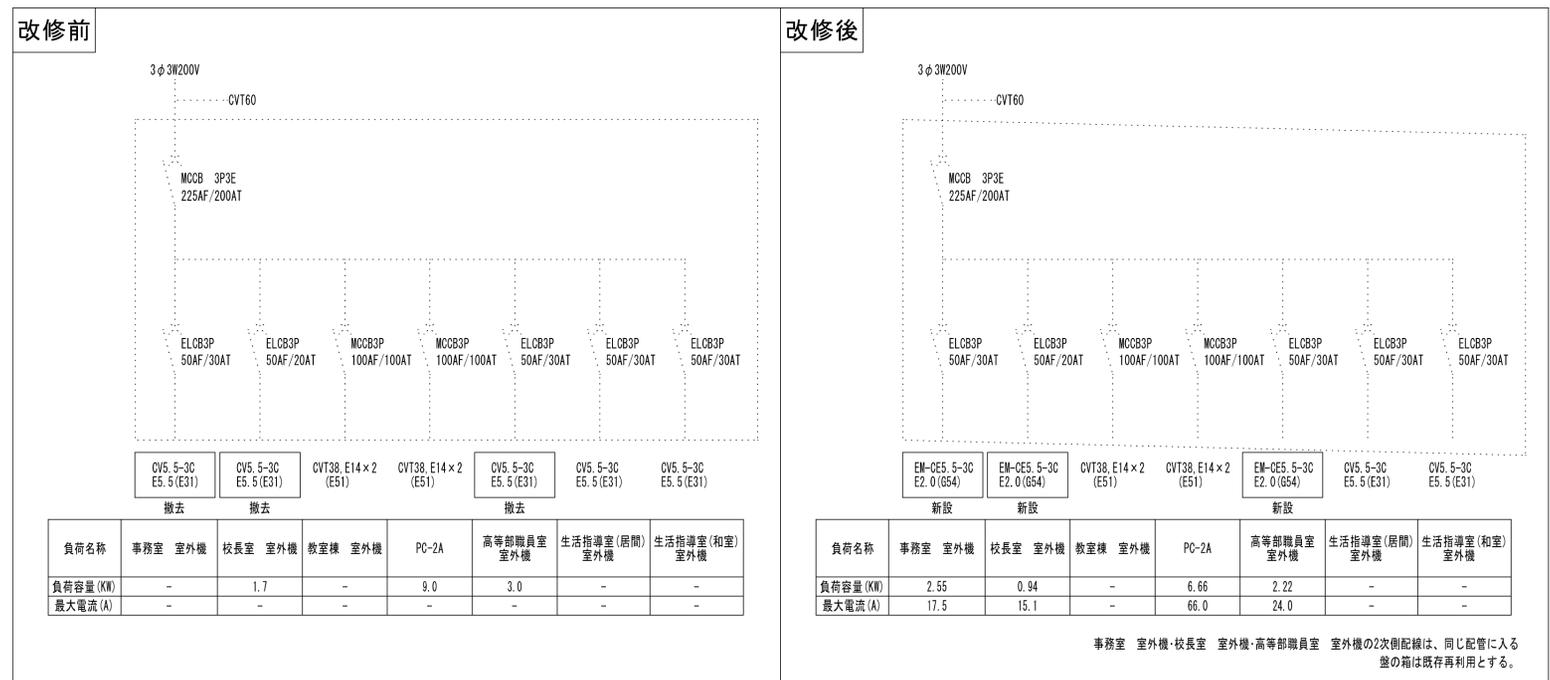
盤の箱は既存再利用とする。



手元開閉器盤 (S-1)

..... 既存再利用

盤の箱は既存再利用とする。



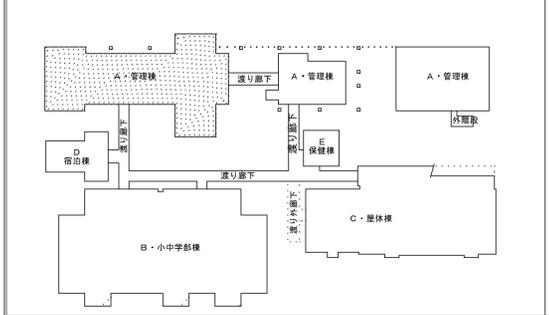
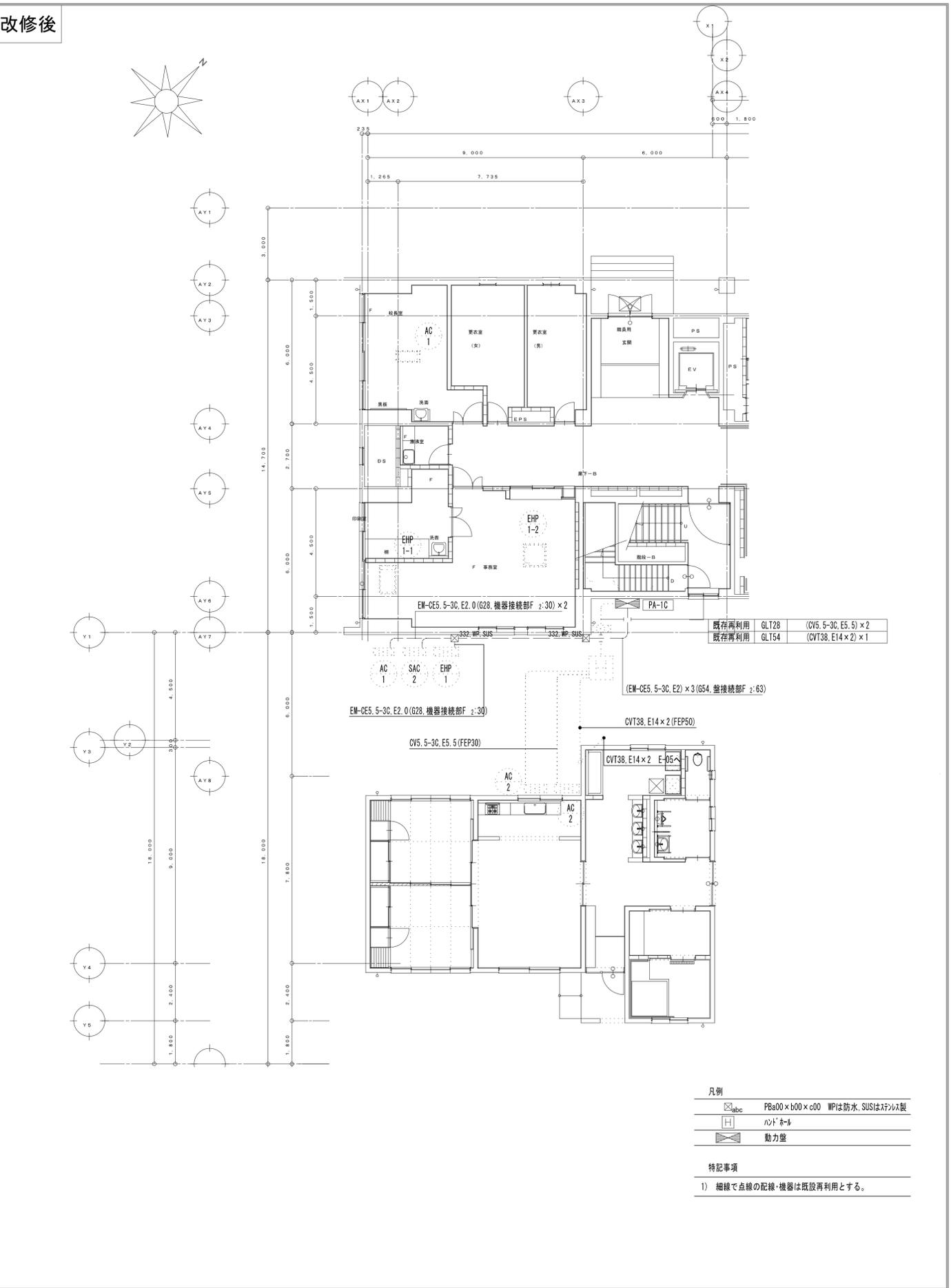
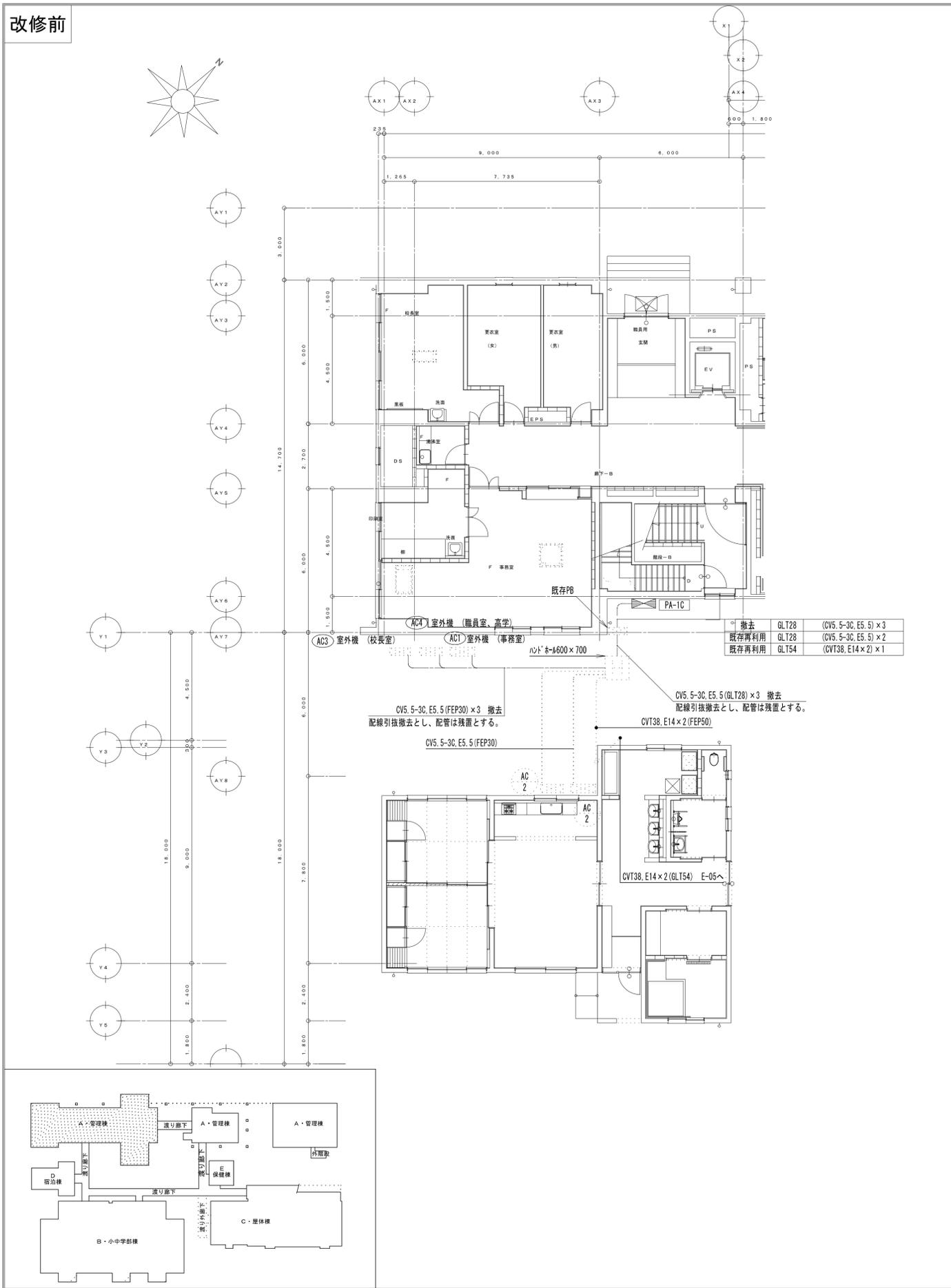
PA-1C

..... 既存再利用

事務室 室外機・校長室 室外機・高等部職員室 室外機の2次側配線は、同じ配管に入る盤の箱は既存再利用とする。

改修前

改修後

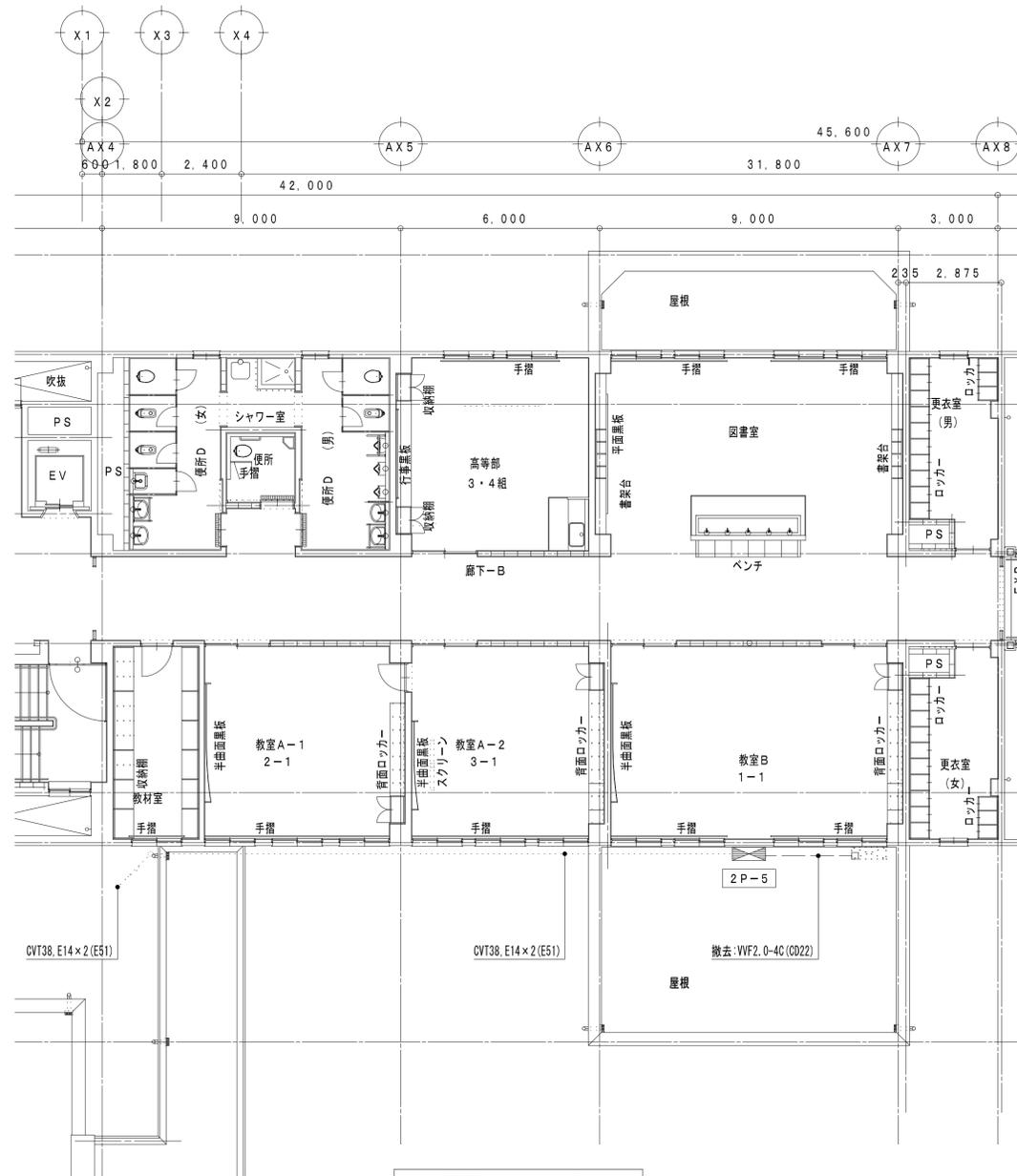
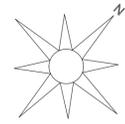


凡例
 PBa00 x b00 x c00 WPは防水、SUSはステンレス製
 ハンドレール
 動力盤

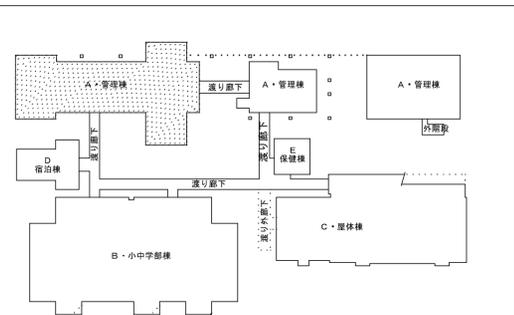
 特記事項
 1) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦用				S=A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	空調電源設備1階平面図	E-04

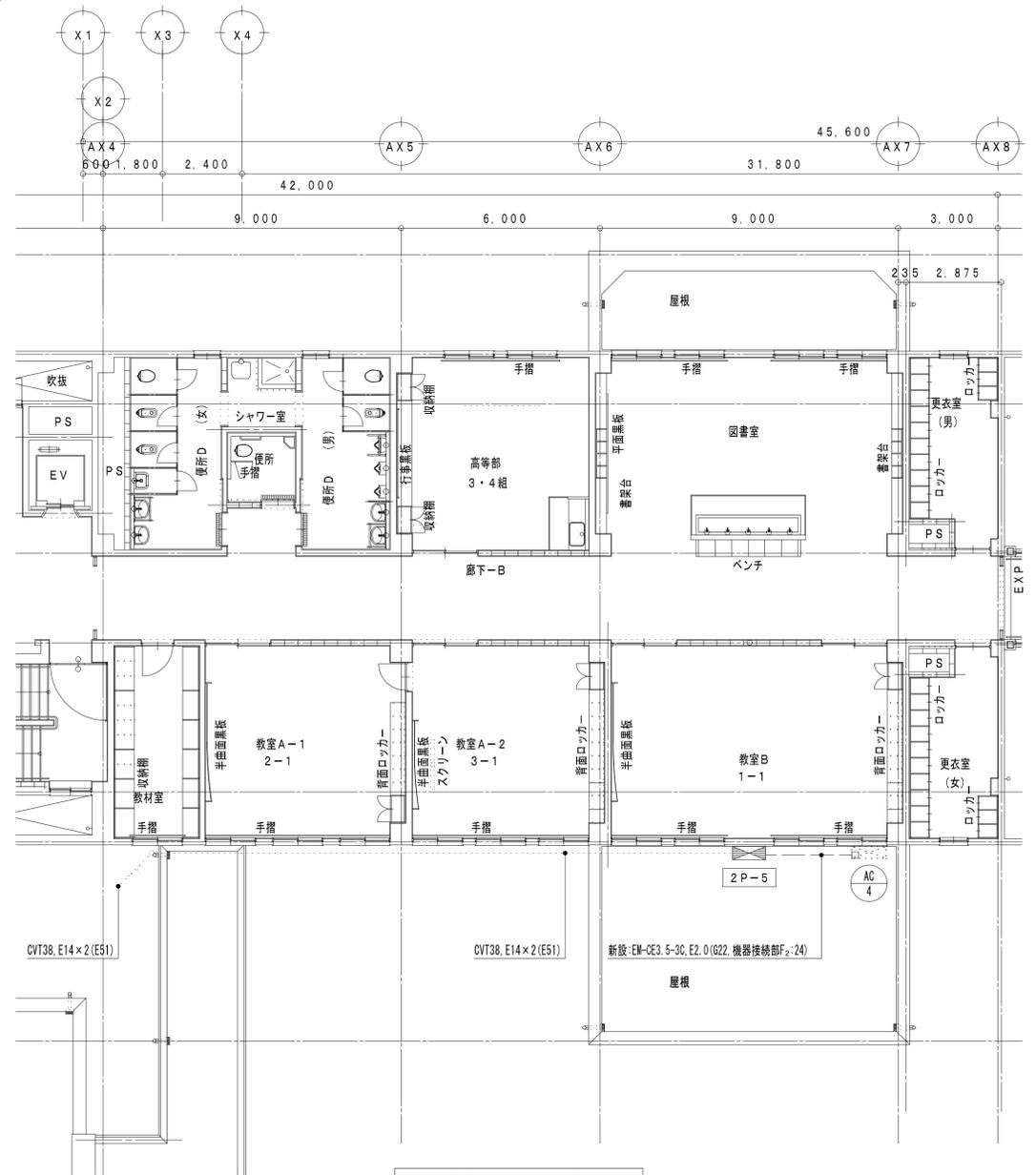
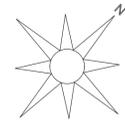
改修前



2階平面図 S=1/100



改修後



2階平面図 S=1/100

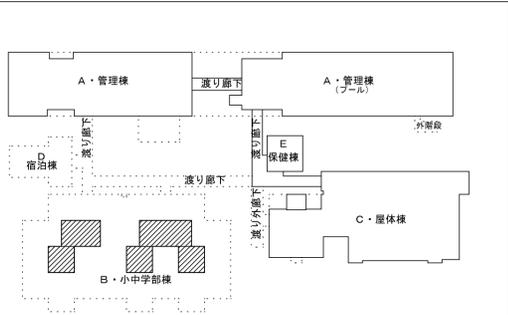
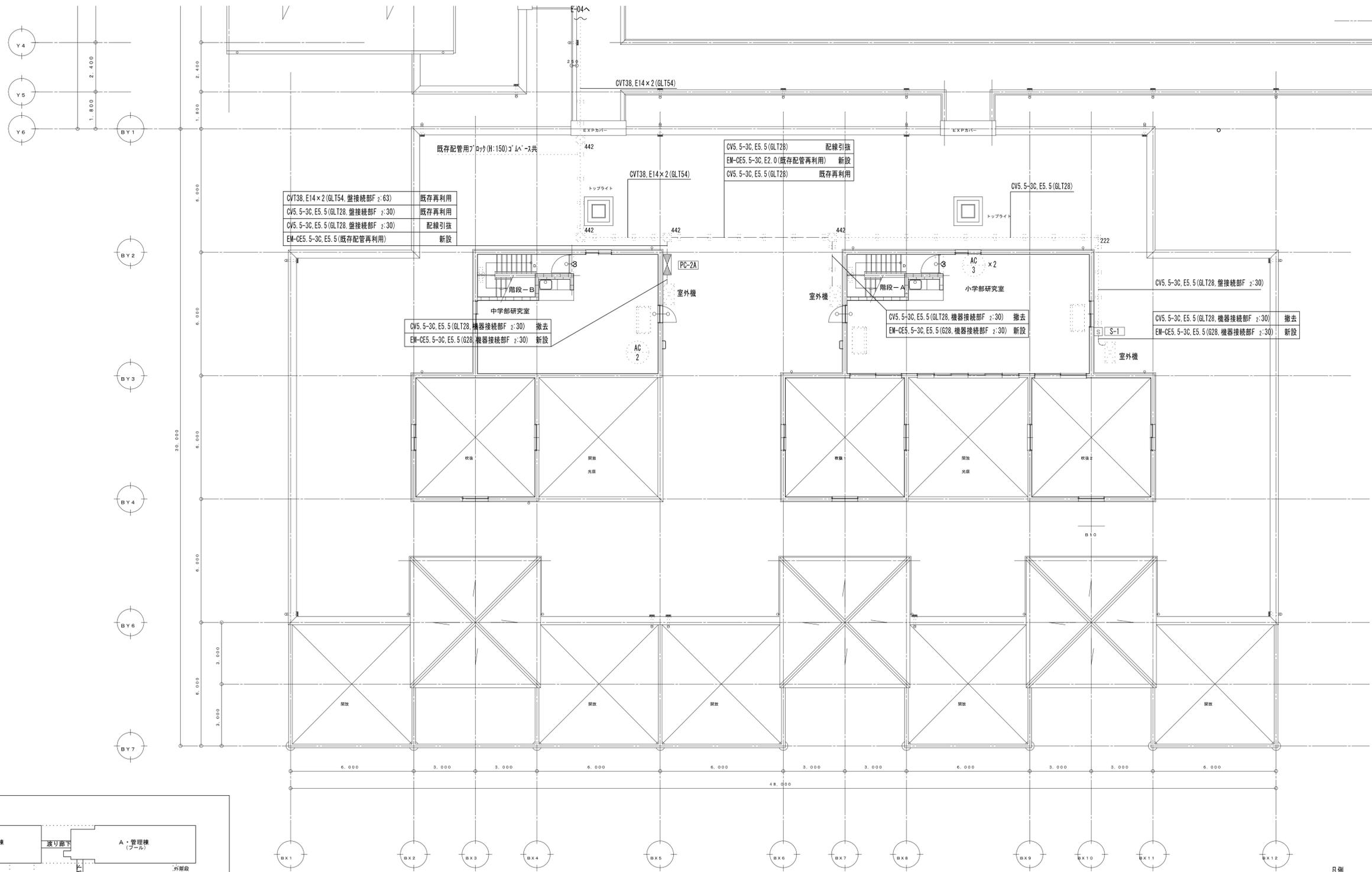
凡例

	動力盤
	ガス

特記事項

1) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
		事務所会社 一般建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一般建築士 第333287号 木村 邦男				A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	空調電源設備2階平面図	E-05

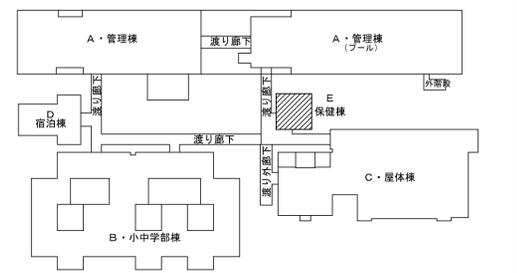
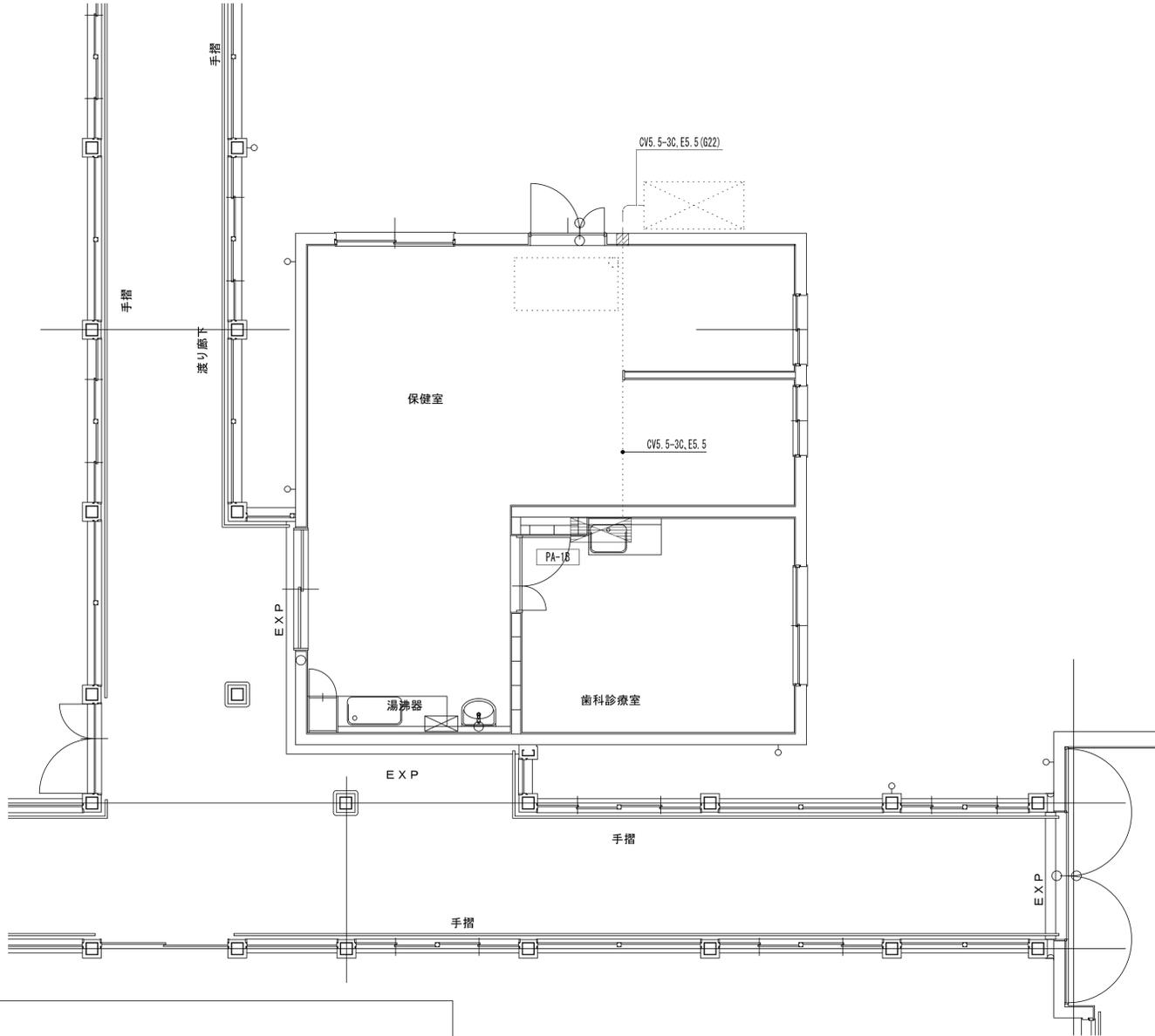


2階平面図 S-1/100

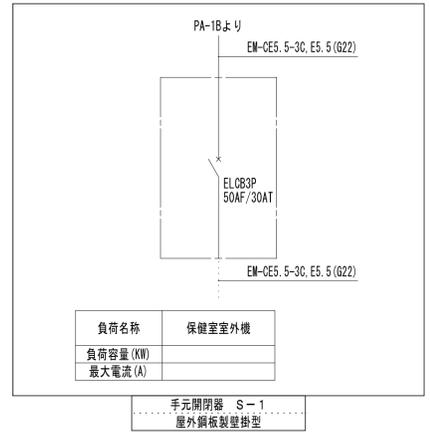
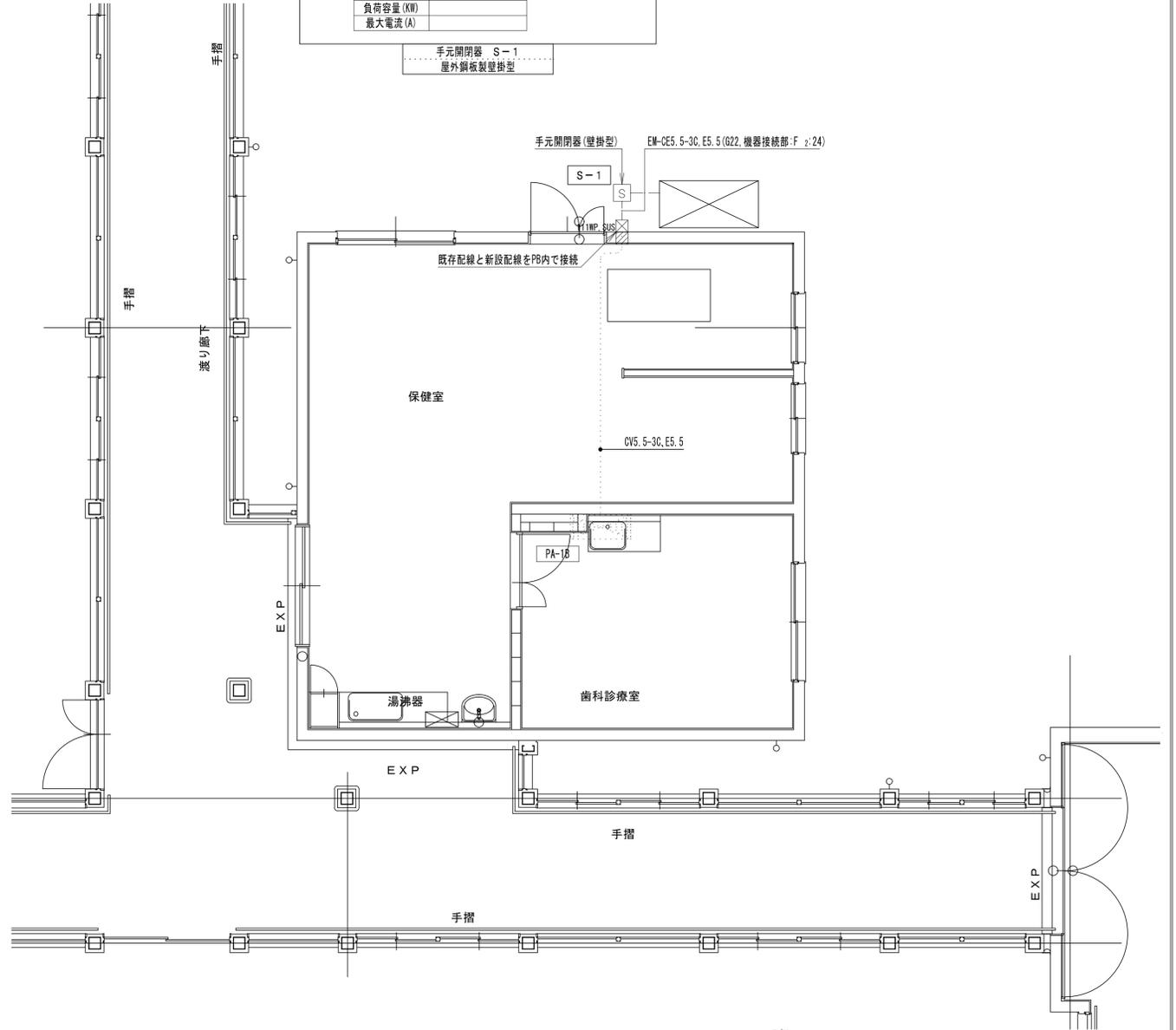
- 凡例
- PBa00 x b00 x c00 WPは防水、SUSはステンレス製
 - 手元開閉器
 - 動力盤
- 特記事項
- 1) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。

摘要	設計年月日	株式会社金子設計	総括	設計	製図	縮尺	工事名称	図名	図面番号
			事務所登録 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(10)第577号 管理建築士 一級建築士 第333287号 木村 邦用				S=A1:S=1/100 A3:S=1/200	市立学校職員室等空調設備更新工事 その3 (富士見特別支援学校)	空調電源設備小学部棟2階平面図

改修前



改修後



凡例

	PBa00 x b00 x c00 MPは防水, SUSはステンレス製
	手元開閉器
	動力盤

- 特記事項
- 1) 細線で点線の配線・機器は既設再利用とする。
 - 2) 室内機の配線は既存の配線を再利用する。
 - 3) 室内機更新に伴い電源の接続替を行う。